

(案)

知立市地域防災計画

—風水害対策計画—

(令和 7 年 2 月修正)

知立市防災会議

目 次

第1編	総則.....	1
第1章	計画の目的・方針	2
第1節	計画の目的.....	2
第2節	計画の性格及び基本方針	2
第3節	計画の構成.....	2
第4節	災害の想定.....	3
第5節	本市の特質と災害要因.....	3
第6節	防災組織	5
第7節	知立市地域防災計画の作成又は修正.....	5
第2章	基本理念及び重点を置くべき事項.....	6
第1節	防災の基本理念	6
第2節	重点を置くべき事項	7
第3章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	9
第1節	実施責任	9
第2節	処理すべき事務又は業務の大綱.....	10
第2編	災害予防	15
第1章	防災協働社会の形成推進.....	16
第1節	防災協働社会の形成推進.....	16
第2節	自主防災組織・ボランティアとの連携.....	18
第3節	企業防災の促進	20
第2章	水害予防対策.....	22
第1節	河川防災対策	22
第2節	雨水出水対策	23
第3節	浸水想定区域における措置	23
第4節	地下空間の浸水対策	26
第3章	事故・火災等予防対策	27
第1節	火災予防対策	27
第2節	鉄道災害対策	27
第3節	道路災害対策	28
第4節	危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策.....	28
第5節	放射性物質保安対策	29
第4章	建築物等の安全化	31
第1節	交通関係施設対策.....	31
第2節	ライフライン関係施設対策	31
第3節	文化財保護対策	32
第4節	防災建造物整備対策	33
第5章	都市の防災性の向上.....	34
第1節	防災上重要な都市施設の整備.....	34
第2節	建築物の不燃化の促進.....	34
第3節	建築物の強風対策	34
第6章	地盤災害の予防	35

第1節	土砂災害の防止	35
第7章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	36
第1節	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	36
第8章	避難行動の促進対策	41
第1節	気象警報や避難情報伝達体制の整備	41
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	41
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	42
第4節	避難誘導に係る計画の策定	43
第5節	避難に関する意識啓発	44
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	46
第1節	避難所の指定・整備	46
第2節	要配慮者支援対策	49
第3節	帰宅困難者支援体制の整備	54
第10章	広域応援・受援体制の整備	55
第1節	広域応援・受援体制の整備	55
第2節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	56
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	57
第11章	防災訓練及び防災意識の向上	58
第1節	防災訓練の実施	58
第2節	防災のための意識啓発・広報	59
第3節	防災のための教育	60
第12章	防災に関する調査研究の推進	62
第1節	防災に関する調査研究の推進	62
第13章	災害救助用物資	63
第1節	災害救助用物資	63
第3編	災害応急対策	64
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	65
第1節	災害対策本部の設置・運営	65
第2節	職員の派遣要請	75
第3節	災害救助法の適用	75
第2章	避難行動	77
第1節	気象警報等の伝達	77
第2節	避難情報	83
第3節	住民等の避難誘導等	88
第4節	広域避難	89
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	91
第1節	被害状況等の収集・伝達	91
第2節	通信手段の確保	105
第3節	広報	107
第4章	応援協力・派遣要請	109
第1節	応援協力	109
第2節	自衛隊の災害派遣	110
第3節	ボランティアの受入	115
第4節	労務供給	115
第5節	防災活動拠点の確保等	117
第5章	救出・救助対策	118

第1節	救出・救助活動	118
第2節	防災ヘリコプターの活用	119
第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	122
第1節	医療救護	122
第2節	防疫・保健衛生	123
第7章	交通の確保・緊急輸送対策	126
第1節	道路交通規制等	126
第2節	道路施設対策	130
第3節	緊急輸送道路等の確保	130
第4節	緊急輸送手段の確保	130
第8章	水害防除対策	133
第1節	水防（水防活動）	133
第2節	防災営農	133
	（農地及び農業用施設に対する応急措置）	133
	（農作物に関する応急措置）	134
	（家畜に対する応急措置）	134
第3節	漂流物の処理	135
第9章	避難所・要配慮者支援対策	136
第1節	避難所の開設・運営	136
第2節	要配慮者支援対策	138
第10章	帰宅困難者対策	140
第1節	帰宅困難者対策	140
第11章	水・食品・生活必需品等の供給	141
第1節	給水	141
第2節	食品の供給	143
第3節	生活必需品の供給	145
第12章	環境汚染防止及び地域安全対策	147
第1節	環境汚染防止対策	147
第2節	地域安全対策	147
第13章	遺体の取扱い	149
第1節	遺体の捜索	149
第2節	遺体の処理	150
第3節	遺体の埋火葬	150
第14章	ライフライン施設の応急対策	152
第1節	電力施設対策	152
第2節	ガス施設対策	153
第3節	上水道施設対策	155
第4節	下水道施設対策	156
第5節	通信施設の応急措置	156
第6節	郵便業務の応急措置	157
第7節	ライフライン施設の応急復旧	158
第15章	航空災害対策	159
第1節	航空災害対策	159
第16章	鉄道災害対策	161
第1節	鉄道災害対策	161
第17章	道路災害対策	163

第1節	道路災害対策	163
第18章	危険物等施設災害対策	165
第1節	危険物等施設災害対策	165
第19章	高圧ガス災害対策	166
第1節	高圧ガス施設	166
第20章	放射性物質及び原子力災害対策	167
第1節	放射性物質災害発生時の応急対策	167
第2節	放射性物質事後対策	171
第21章	消防対策	172
第1節	消防対策	172
第22章	大規模な火事災害対策	173
第1節	大規模な火事災害対策	173
第23章	住宅対策	175
第1節	被災宅地の危険度判定	175
第2節	被災住宅等の調査	175
第3節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	175
第4節	住宅の応急修理	177
第5節	障害物の除去	178
第24章	学校における対策	179
第1節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	179
第2節	教育施設及び教職員の確保	179
第3節	応急な教育活動についての広報	181
第4節	教科書・学用品等の給与	181
第25章	災害救助法の適用	182
第1節	災害救助法の適用	182
第4編	災害復旧・復興	184
第1章	復興体制	185
第1節	復興本部の設置等	185
第2章	公共施設等災害復旧対策	186
第1節	公共施設災害復旧事業	186
第2節	激甚災害に係る財政援助措置	187
第3節	暴力団等への対策	188
第3章	災害廃棄物処理対策	189
第1節	災害廃棄物処理対策	189
第4章	被災者等の生活再建等の支援	191
第1節	罹災証明書の交付	191
第2節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	191
第3節	被災者への支援金等の支給、税の減免等	192
第4節	住宅等対策	193
第5章	商工業・農林水産業の再建支援	194
第1節	商工業の再建支援	194
第2節	農林水産業の再建支援	194

第 1 編 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、知立市防災会議が作成する計画であり、知立市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、これを効果的に実施することによって市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の性格及び基本方針

第1項 地域防災計画 ー風水害対策計画ー

- (1) この計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、作成される「知立市地域防災計画」の「風水害対策計画編」として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果必要が生じたときは、毎年これを修正するものとする。

第2項 知立市国土強靱化地域計画との関係

「知立市国土強靱化地域計画」（令和2年8月）は、現在進めている防災・減災対策の取り組みを念頭においた上で、本市の強靱化に関する施策を「国土強靱化計画」や「愛知県地域強靱化計画」と調和を図りながら策定した計画である。また、「知立市総合計画」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から「知立市地域防災計画」、「知立市耐震改修促進計画」等の計画の指針としている。

第3項 他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

知立市の地域において発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基本資料として今後予想される災害に備えるため、次の事項によりこの計画を構成する。

- (1) 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務定める。
- (2) 災害予防対策
災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるための措置について基本的な計画を定める。

(3) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための計画、災害の発生に伴う被災者に対する応急的救助の措置について基本的な計画を定める。

(4) 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施に当たって基本的な方針を定める。

第4節 災害の想定

(1) 災害の記録

市域市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼした災害について調査、研究し、地域的要因等排除することにより被害の軽減を図る。

(別冊資料編：第1編 5. 災害履歴)

(2) 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況等社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、次の災害を想定し、これを基礎とした。

ア 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は次のとおりである。

- (ア) 台風による災害
- (イ) 集中豪雨等異常気象による災害
- (ウ) 大規模な火災
- (エ) 危険物の爆発等による災害
- (オ) 航空機事故による災害
- (カ) その他特殊災害

イ 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には次の資料を参考とする。

水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域

災害の種類は、台風、大雨等を原因とする風水害のように予知しうるものと、地震、爆発、大火事のように予知しえないものとに大別しうるが、知立市の地理的条件を考慮し、過去に被った被害のうちから最大のものは「伊勢湾台風」によるものであり、被災世帯数ならびに被災人口を算出すると概数は次のように想定される。

被災世帯数	2,200 戸
被災人員数	6,600 人

第5節 本市の特質と災害要因

第1項 自然的条件

(1) 地勢

本市は、岡崎平野の広大な平坦地に位置しており、2級河川である境川水系と猿渡川水系の2系統に区分された15の中小河川が東西方向に流れている。本市内には山地がなく、標高は0m～20mとなっている。

次に、地形分類をみると、河川沿いは氾濫平野で占められており、排水条件が悪く、地

盤が軟らかい。また三角州性低地を取り囲むように砂礫台地・段丘が占めている。

本市では山地がないため、土砂崩れ等の災害の心配は少ない。河川では、集中豪雨による浸水被害を防止するため、順次改修整備が進められてきているものの、未改修箇所も依然として多く残っており、一部の地域においては農地及び住宅地への浸水被害が発生している。

(別冊資料編：第1編 1. 地形・地質)

(2) 地質

本市の地質は、河川沿いを未固結堆積物の礫層を主とする地域が占め、その周辺部を未固結堆積物の礫・砂・泥の互層を主とする地域が占めている。本市の北部では、固結堆積物の礫岩・砂岩・珪岩質岩石が互層する地域がみられる。

本市の土壌は、河川沿いに細流グライ土壌が占め、その周辺部を黄色土壌が占めている。また東西の市境には、灰色台地土壌の分布がみられる。

断層は、本市内には存在せず、直下型の地震の心配はないが、駿河湾及びその南方沖を震源域とする東海地震の発生が予想されていることや、近接する地域で活断層が走る（大高一高浜断層、加木屋一成岩断層）ことから、地震発生時の十分な対策を練っておく必要がある。

(別冊資料編：第1編 1. 地形・地質)

(3) 気候

本市の気候は、冬季は少雨乾燥型で快晴日が多く「伊吹おろし」と呼ばれる北西の季節風が強い。夏季は高温少雨であり、梅雨時期と台風時期の6月、9月に降水量が多い。平成12年9月には、11日から12日にかけて記録的な集中豪雨（東海豪雨）があり、この2日間の総降水量は400mmを上回り、年間降水量の1/3を占めていた。

令和4年の年平均気温は約17.2℃、年間降水量は1478.0mmであった。

月毎の平均湿度は、1年を通じて57.4～74.9%となっている。最も湿度が低く、乾燥するのは、2月～3月の春期であり、特にこの時期は風も強くなってくることから、火災の発生、延焼に十分注意する必要がある。

次に、気象の経年別推移をみると、年間降水量は増減があるものの、概ね横ばいであり、気温も同様である。

(別冊資料編：第1編 2. 気象概況)

第2項 社会的条件

(1) 人口等

本市の人口、世帯数は、ともに年々増加傾向にあり、令和5年1月1日現在ではそれぞれ72,030人、32,937世帯となっており、1世帯あたりの人員は、令和5年は2.2人/世帯となっている。

0～14歳の人口及び総人口に占める割合は、ともに減少傾向、また65歳以上の人口及び総人口に占める割合は、ともに増加傾向にあり、全国的な傾向と同様に本市においても少子化、高齢化が進行している。

(2) 土地利用

本市の土地利用は、令和5年1月1日現在では、宅地、農用地（田、畑）の面積が6.68k㎡、3.80k㎡であり、市域のそれぞれ41%、23%を占める。本市には丘陵地がないため、山林の面積は0.01k㎡にすぎない。

過去5年間の地目別面積の推移をみると、宅地の面積が増加しており、田畑の面積が減少している。山林、原野、雑種地の面積は、ほぼ横ばい傾向にある。

本市では、郊外部においてまとまった農用地が整備されているが、名鉄知立駅を中心に

形成している宅地では、住宅地、商業地、工業地の混在が多くみられ、また農用地もその中に点在している状況である。

(別冊資料編：第1編 1. 地形・地質)

(3) 交通

本市には、国道1号、23号(名豊道路)、155号及び419号の4路線のほか、主要地方道や一般県道の4路線が整備されている。現在では、都市計画道路の衣浦豊田線も整備され、広域的な幹線道路として利用されている。

公共交通機関としては、名古屋市、豊橋市方面に名鉄本線が、豊田市、碧南市方面に名鉄三河線が整備されており、市内には駅が4箇所整備されている。その中でも名鉄知立駅は名鉄本線と名鉄三河線の乗り継ぎ駅となっており、令和4年度には年間乗客約516万人、降客約518万人が利用している。

なお、JR東海道新幹線が通過するが、本市内には新幹線駅はない。

第6節 防災組織

第1項 知立市防災会議

災害対策基本法第16条第1項の規定に基づいて設置され、知立市防災会議条例(昭和45年知立市条例第23号)により組織運営されるもので、市域に係る防災に関する方針並びに市の業務を中心とした市域内の公共的団体その他の関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成、及びその実施の推進を図るとともに、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成、及びその実施の推進を図る。

(別冊資料編：第2編 1. 知立市防災会議条例)

第2項 知立市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2第8項の規定及び知立市災害対策本部条例(昭和45年知立市条例第76号)に基づいて設置及び組織され、知立市防災会議と緊密な連絡のもとに、知立市地域防災計画の定めるところにより、市の地域に係る災害予防対策及び災害応急対策を実施する。

(別冊資料編：第2編 2. 知立市災害対策本部条例)

第3項 防災関係機関の協力体制

市内の公共的団体等防災関係機関は、市の防災組織にあわせ、協力体制を整えるものとする。

第7節 知立市地域防災計画の作成又は修正

知立市防災会議は、知立市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとし、特に愛知県地域防災計画において、計画事項に示すものについては、知立市の地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

『輝くまち みんなの知立』～安らぎ・にぎわう 住みよさを誇れるまち～を将来像に掲げ、生活の場としての安らぎと、誰もがいきいきと活躍する社会をめざしている知立市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、**住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し**、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

第1項 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

第2項 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第3項 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

第1項 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。また、県及び市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

第2項 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

第3項 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

第4項 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

第5項 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

第6項 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

第1項 市

知立市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第1次的責務者として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びに市内の公共的団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

第2項 知立市防災会議

災害対策基本法第16条第6項の規定に基づいて設置され、知立市防災会議条例（昭和45年知立市条例第23号）により組織運営されるもので、市域に係る防災に関する方針並びに市の業務を中心とした市域内の公共的団体その他の関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成、及びその実施の推進を図るとともに、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成、及びその実施の推進を図る。

（別冊資料編：第2編 1. 知立市防災会議条例）

第3項 県

愛知県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一処理を必要とするとき、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

第4項 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行なわれるよう勧告、指導、助言等の措置を執る。

第5項 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行なわれるようにその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

第6項 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 市

事務又は業務の大綱
(1) 防災に関する組織の整備を行う。 (2) 防災に関する調査研究、教育及び訓練を行う。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検を行う。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検を行う。 (5) 災害予警報、被害状況その他災害に関する情報の収集及び伝達を行う。 (6) 災害による被害状況の調査及び県への報告を行う。 (7) 災害広報を行う。 (8) 避難の指示を行う。 (9) 水防活動、消防活動、その他の応急措置を行う。 (10) 被災者の救護及び救助を行う。 (11) 警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。 (12) 被災児童及び生徒に対する応急措置を行う。 (13) 災害後の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (14) 公共土木施設、農地、農林水産業用施設等に対する応急措置を行う。 (15) 農産物、家畜、林産物及び水産物等に対する応急措置の指導を行う。 (16) 緊急輸送の確保を行う。 (17) 災害復旧を行う。 (18) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (19) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

第2項 主な県関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(1) 愛知県安城警察署	ア 災害警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進を行う。 イ 災害警備に関する防災意識の高揚を行う。 ウ 実態把握と基礎資料の整備を行う。 エ 災害警備に関する災害非常物資及び装備資機材の整備を行う。 オ 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。 カ 災害を拡大させる恐れのある設備又は物件の除去を行う。 キ 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 ク 人命救助を行う。 ケ 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。 コ 交通の規制等災害地における交通秩序の保持を行う。 サ 警察広報を行う。 シ 災害に係る各種犯罪の取締を行う。 ス 危険物の取締を行う。 セ 他の機関の行う救助活動等に対する協力を行う。 ソ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
(2) 愛知県西三河県民事務所	ア 災害に関する情報の収集伝達を行う。 イ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 ウ 緊急通行車両等の確認を行う。
(3) 愛知県知立建設事務所	ア 公共土木施設に対する応急措置を行う。 イ 公共土木施設の新設改良及び災害復旧を行う。 ウ 緊急通行車両等の確認を行う。
(4) 愛知県衣浦東部保健所	災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
(5) 愛知県西三河農林水産事務所	ア 農地及び農林水産用施設等に対する応急措置を行う。 イ 農地及び農業用施設等の新設、改良及び災害復旧を行う。

第3項 主な指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(1) 国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所 岡崎国道維持出張所	国道1号線、国道155号線、国道23号線バイパス管理区間の改築工事、維持修繕その他管理を行う。

第4項 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊豊川駐屯部隊	自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。 なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。 ア 被害状況の把握を行う。 イ 避難の援助を行う。 ウ 遭難者等の捜索救助を行う。 エ 水防活動を行う。 オ 消防活動を行う。 カ 道路又は水路の啓開を行う。 キ 応急医療、救護及び防疫を行う。 ク 人員及び物資の緊急輸送を行う。 ケ 給食及び給水を行う。 コ 入浴支援を行う。 サ 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 シ 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 ス その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

第5項 主な指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(1) 西日本電信電話株式会社 東海支店	ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 ウ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 オ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 カ 気象等警報を市町村へ連絡する。 キ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
(3) 名古屋鉄道株式会社	ア 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係する施設の保守・管理を行う。 イ 旅客の避難、救護を実施する。 ウ 列車の運転規制を行う。 エ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 オ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。

第1編 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

	カ 死傷者の救護及び処置を行う。 キ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
(4) 中部電力パワーグリッド株式会社 刈谷営業所	ア 電力施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 イ 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。
(5) 東邦瓦斯株式会社 (※)	ア ガス施設の災害予防措置を講ずる。 イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)
(6) (一社) 愛知県ＬＰガス協会 西三河地区三河中央分会 知立地区会	ア ＬＰガス設備の災害予防措置を講ずる。 イ ＬＰガス設備の災害復旧する。
(7) 日本郵便株式会社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。 オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
(8) ＫＤＤ Ｉ 株式会社	ア 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。 イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
(9) 株式会社 ＮＴＴ ドコモ	ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。 ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 オ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
(10) ソフトバンク株式会社	ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
(11) 楽天モバイル株式会社	ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
(12) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

(13) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。
(14) 日本赤十字社	ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 イ 避難所の設置に係る支援を行う。 ウ 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 エ 血液製剤の確保と供給を行う。 オ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。 なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。 カ 義援金等の受付及び配分を行う。 なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。
(15) 愛知県道路公社	道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。※公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知県道路コンセッション株式会社が行う。

第6項 主な公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 刈谷医師会知立支部	ア 医療及び助産活動の協力 イ 防疫その他保健衛生活動の協力
(2) 知立市歯科医師会	ア 医療、保健衛生活動の協力 イ 身元確認活動の協力
(3) 知立市薬剤師会	ア 医薬品等の供給及び保管管理活動の協力 イ 医薬品等の適正使用に関する活動の協力
(4) あいち中央農業協同組合	ア 農林水産関係の被害調査及び対策の指導 イ 被災農林水産業者に対する融資あつせんの協力
(5) 知立市商工会	ア 商工業関係の被害調査及び対策の指導 イ 被災商工業に対する融資あつせんの協力
(6) 知立市危険物安全協会	ア 防火思想の普及 イ 危険物取扱い知識の普及並びに自主防災体制の強化及び確立
(7) 各自衛消防隊	事業所の自主防災体制の強化確立及び近隣災害の応援措置
(8) 文化、厚生、社会団体	ア 義援金品の募集及び配分 イ 被災者の救助等災害応急対策の協力
(9) 知立市建設業協会	ア 災害発生時における緊急輸送道路の確保、障害物の除去、仮設 イ 住宅の建設その他災害応急措置の協力
(10) 愛知県トラック協会安城部会	災害発生時における緊急輸送
(11) 危険物施設等防災上重要な施設の管理者	防災管理上必要な措置の実施及び防災活動の協力
(12) 知立市消防団	ア 防災訓練等の実施 イ 災害の予防、警戒及び防御等消防活動
(13) 各土地改良区	かんがい排水施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止、変更及び災害復旧の実施
(14) ㈱キャッチネットワーク	ア 防災啓発に関する放送の実施 イ 災害情報等の放送の実施
(15) ㈱エフエムキャッチ	ア 防災啓発に関する放送の実施 イ 災害情報等の放送の実施

第 7 項 衣浦東部広域連合

機関の名称	事務又は業務の大綱
知立消防署	ア 火災発生防止に関する広報 イ 災害の予防、警戒及び防御等消防活動 ウ 迅速な救急救助のための体制 エ 防災活動協力

第 2 編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

□ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本指針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減にむけた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
また、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。
- 大規模災害が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害される恐れが予想されるが、このような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護及び避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業の事業継続・早期再建は市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画(Business Continuity Plan)の策定に取り組むなど予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

第1項 知立市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

県及び市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた具体的行動

県及び市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 事前措置の対象となる設備又は物件の事前調査

(災害対策基本法第59条1項の規定による)

市は、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件をあらかじめ平常時において調査把握しておくものとし、市長は、当該設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、これらの除去、保安その他必要な措置をとることを指示するようとするものとする。

上記の指示は、口頭による直接指導のほか、次の通知書をもってする。

通知書書式

第	号	事前措置予告通知書													
		住所 氏名													
貴所有の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第59条に基づく事前措置の対象となりうるので、下記事項留意のうえ災害時には、適宜な措置をとられるよう通知します。															
年 月 日															
知立市長			印												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">設備、物件の名称</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 35%;">措置の方法</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				設備、物件の名称	数 量	措置の方法	備 考								
設備、物件の名称	数 量	措置の方法	備 考												

(4) 業務継続計画（BCP）の策定

激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画（BCP）を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。

また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。

第2項 市民等の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が防災に関するこの基本的責務を有する。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的災害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

第3項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び

当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

第1項 知立市における措置

市は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、防災に関するNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

（1） 自主防災組織等の設置推進等

ア 市においては、地域住民の自治組織である町内会が自主防災組織として設立されている。

イ 事業所を単位とする自主防災組織として、自衛消防隊が結成されている。

ウ 市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

（2） 自主防災組織に対する指導

市、衣浦東部広域連合、警察署その他の防災関係機関は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実状に応じた組織づくりを働きかけるとともに自主防災組織の活動に協力し、その組織に対して積極的に指導を行い育成に努める。

ア 自主防災組織が行う防災活動、防災訓練等を事前に把握し、これら事業に参画して各種活動を通じて啓発、指導を図る。把握した訓練情報に関しては、自主防災連絡協議会等を通じて他の自主防災組織に共有し、市全体の防災力向上に努めるものとする。

イ 組織活動の充実を図るため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより、これらの組織の活性化を促す。

ウ 各防災関係機関が自主防災組織を指導、育成する重点項目を列記すれば、おおむね次のとおりである。

- （ア） 地震予知情報、火災警報等の異常気象等の認識
- （イ） 実践的な体験型の防災演習、防災訓練等の実施
- （ウ） 防災広報紙、ポスター等の発行
- （エ） 防災映画会、講習会、研究会、座談会等の開催
- （オ） 講演会の開催
- （カ） 防災相談の開催

- (キ) 自主防災組織間の連絡協議会の開催
 - (ク) 災害時の活動マニュアルの整備
 - (ケ) 組織活動については、要請に応じ関係ある市部局を派遣して指導にあたる。
- (3) 自主防災組織に対する援助
- 自主防災組織が整備する防災資機材の年次整備計画による備蓄の増強及び自主防災組織が実施する防災訓練に対して積極的な協力、訓練指導及び訓練用資機材の提供等の援助を行うものとする。
- また、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体、市、社会福祉協議会など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、市が実施する防災勉強会等への共同参加、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。
- 特に、組織の役割及び活動内容から判断して、組織に共通な防災用資機材等は、できるかぎりの助成を行うものとする。

第2項 自主防災組織における措置

- (1) 組織の考え方
- ア 地域住民、事業所、施設等で自発的に結成されるものであること。
 - イ 日常の生活圏、職域等で自主協同の連帯意識がもたれるような組織であること。
- (2) 組織の連携
- 結成された自主防災組織は、自主防災組織相互間及び既存の団体等（交通安全協会、PTA等）と有機的に連携される。
- (3) 組織の活動
- 自主防災組織は、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うように努めるものとする。
- ア 平常時の活動
- (ア) 情報の収集伝達体制の確立
 - (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - (ウ) 火気使用設備器具等の点検
 - (エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - (オ) 高齢者や病人など要配慮者への連絡方法の確立及び把握
- イ 災害発生時の活動
- (ア) 被害状況等の情報の収集、住民に対する避難情報の伝達
 - (イ) 初期消火等の実施
 - (ウ) 救出・救護の実施及び協力
 - (エ) 集団避難の実施
 - (オ) 炊出しや救助物資の配布に対する協力
 - (カ) 高齢者や病人など要配慮者の安全確保

第3項 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

行政、市民、自主防災組織等が対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。市は、災害時にボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互協力・連絡体制を推進するものとする。

(1) ボランティアの受入体制の整備

ボランティアの受入れについては、福祉の里八ツ田内に災害ボランティアセンターを設置し、必要な机、イス及び電話等の資機材を確保する。

また、平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努めるとともに、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) コーディネーターの確保

NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保及びコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。このため市は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。また、地域での連絡会の設置・協定の締結などによりNPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティアの活動環境の整備

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

第1項 企業における措置

- (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に確認し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的

休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水、雨水出水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章第3節第3，4，5，6項参照

第2項 県、知立市及び商工団体等における措置

県、市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

県、市及び商工団体等は、企業トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関係するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 水害予防対策

□ 基本方針

- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修理、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

第1節 河川防災対策

第1項 知立市における措置

- (1) 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、河床の修繕及び堆積土砂の除去等を進める。
- (2) 河川改修

狭捗部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図る。
- (3) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市、地元企業等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。
- (4) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。
- (5) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、气象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。

イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（流域治水）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

第2節 雨水出水対策

第1項 知立市における措置

(1) 公共下水道事業

市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、慢性的排水不良地域を十分把握し、都市下水路事業、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。下水道施設は、震災に対しては、過去の例からして、大きな被害は生じないものと考えられるが、軟弱地帯では、管渠の破損、ポンプ場の亀裂、傾斜等が想定されるので、老朽化したものから整備を推進する。

(2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい地域にポンプ場、下水路及び下水管渠の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り被害を未然に防止する。排水ポンプ場施設の、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。なお、新たに管渠を新設する場合は、耐震性を考慮し、地盤の良好な箇所を選定し、やむを得ず不均等な箇所に敷設する場合は、基礎の均等化及びマンホールに可撓式継手管等の工法で実施する。ポンプ場と管渠の連絡箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設について補強するとともに、今後の設計に当たっては、「下水道施設設計指針」の基準に従い、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討により対処する。

また、排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作管理規定を定める。

第2項 関連調整事項

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

第3節 浸水想定区域における措置

第1項 雨水出水浸水想定区域の指定

水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

知立市では令和2年4月に境川、逢妻川における洪水浸水想定区域が指定された。

第2項 高潮浸水想定区域の指定（県における措置）

(1) 区域の指定

県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

(2) 市町村等への情報提供

県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

第3項 知立市における浸水想定区域の措置

（1） 知立市地域防災計画に定める事項

水防法第15条に規定される地域防災計画へ定める事項は以下とする。

ア 洪水予報等の伝達方法は、電子メール又はFAX又は電話とする。

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項は「第8章第2節及び第4節」へ定める。

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項は「第11章第1節」へ定める。

エ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの（以下、「要配慮者利用施設」という）の施設の名称及び所在地は、「資料編第1編21. 浸水想定区域にある要配慮者利用施設」に定める。

なお、市は新たに要配慮者利用施設を地域防災計画に定めた場合、当該施設へ周知を行う。

オ 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法は電子メール又はFAX又は電話とする。

（2） ハザードマップ（防災マップ）の配布

市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

（3） 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（4） 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第4項 地下街等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時等の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告

第5項 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）及び（2）をしなければならない。また、（3）のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告

第6項 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等洪水時、雨水出水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時等の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置（努力義務）

大規模工場等の洪水時、雨水出水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告

第4節 地下空間の浸水対策

第1項 地下空間の管理者及び知立市における措置

(1) 方針

地下空間の豪雨や洪水による浸水等の被害の発生及び拡大を未然に防止するための対策を定める。

(2) 実施責任者

地下空間の所有者・管理者・占有者、県、市

(3) 実施内容

ア 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

イ 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

(ア) 危険性の実態の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

(イ) 浸水実績の公表

市は、地下空間の浸水被害の実績について、被害の内容、浸水範囲、浸水深、降雨状況、地形等の情報について、公表・周知を図る。

(ウ) 浸水想定区域の公表

市は、地下空間の管理者及び利用者が当該地下空間の危険性を認識できるように、浸水予測地域、氾濫シミュレーション等の公表・周知を進める。

ウ 洪水時の地下空間の管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達

市は、地下空間の管理者が豪雨及び洪水時に適切な対応ができるよう、洪水情報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

エ 避難体制の確立

地下空間の管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を行うとともに、自衛水防組織を置かなければならない。

なお、市と地下空間の管理者等が共同して、浸水被害の発生を想定した訓練の実施に努める。

併せて、知立市においては、知立市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者から、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画について、報告を求めるものとする。

オ 地下施設への流入防止など浸水被害軽減

(ア) 浸水防止施設設置の促進

地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設を設置する民間事業者等に提供する。

(イ) 浸水対策事業の集中的実施

地下空間利用が高度に発展し、災害が発生する恐れのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業を連携して重点的な対策に努める。

第3章 事故・火災等予防対策

□ 基本方針

- 住宅の過密化、建築物の多様化、危険物需要の拡大等により、とくに地震発生に伴って大規模火災の発生及び人的、物的被害が生じることが予想される。このため、消防力の強化に併せ、火災予防のための指導の徹底に努める。
- 石油類、薬品、火薬類、高圧ガス等の危険物の爆発、火災又はこれに伴う有毒ガスの発生は、地域住民の身体、生命及び財産に多大の危害をおよぼす恐れがあるので、これら危険物の製造、貯蔵、取扱い、運搬に関し危険物の保安確保、自主保安体制の確立等の指導を行うとともに、災害防止のための査察を強化及び危険物取扱者に対する保安教育を実施する。なお、衣浦東部広域連合火災予防条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第25号）に規定されている少量危険物の管理及び取扱いについても所有者に対し、保安確保について指導する。
- 市内に保存されている文化財の実態を把握し、特に、建造物、絵画、彫刻、工芸品等有形の文化財の保護のため、文化財の修理、防災施設の設置及び環境の整備を促進し、火災、風水害及び地震災害に対する予防措置を推進する。
- 特殊な災害対策の一つとして、放射性同位元素、核燃料物質等（以下「放射性物質」という。）に係わる災害の発生及び拡大を防止するため、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、防災関係機関等との連携の下に、予防対策の整備を図る。

第1節 火災予防対策

第1項 知立市における措置

- （1） 一般家庭に対する指導
地区の自主防災組織を通じて、一般家庭に対し消火器具、消火用水の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図る。
- （2） 防火対象物の防火体制の推進
多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険性が大きい。このため消防法に規定する防火対象物については防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画の作成を指導し、この計画に基づく消火、避難訓練、消防用設備等の点検整備等の実施により防火対象物に対する防火体制の推進を図る。
- （3） 消防団の強化育成
将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団に対して、災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、出動体制の確保、団員の訓練および知識の指導教育等を総合的に推進する。さらに消防団員を地域のリーダーとして養成し、災害時に配置する。

第2節 鉄道災害対策

第1項 鉄道事業者における措置

- （1） 鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。

- (2) 鉄軌道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。
- (3) 鉄軌道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。
- (4) 鉄軌道事業者は、踏切事故を防止するため、広報活動に努めるものとする。

第3節 道路災害対策

第1項 道路管理者（中部地方整備局、県（建設局）、市、愛知県道路公社）における措置

- (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検
道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。
- (2) 道路の防災対策
道路管理者は、道路の防災対策について、第4章第1節「交通関係施設対策」により実施する。

第2項 道路管理者、県警察及び市（消防機関）における措置

- (1) 実践的な訓練の実施
道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。
- (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理
道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

第3項 県（建設局、防災安全局）、県警察及び市における措置

- (1) 救急救助用資機材の整備
県、県警察及び市は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備
県、県警察及び市は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展する恐れのある事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

第4節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

第1項 知立市における措置

- (1) 方針
石油類、薬品、火薬類、高圧ガス等の危険物の爆発、火災又はこれに伴う有毒ガスの発生は、地域住民の身体、生命及び財産に多大の危害をおよぼす恐れがあるので、これら危険物の製造、貯蔵、取扱い、運搬に関し危険物の保安確保、自主保安体制の確立等の指導を行うとともに、災害防止のための査察を強化及び危険物取扱者に対する保安教育を実施する。なお、衣浦東部広域連合火災予防条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第25号）に規定されている少量危険物の管理及び取扱いについても所有者に対し、保安確保について指導する。

(2) 実施内容

ア 石油類及び薬品

(ア) 危険物施設の予防査察

危険物による災害を未然に防止するため、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に立ち入り、これらの位置、構造及び設備並びに管理状況が、法令に定める保安上の基準に従って適切に維持管理されているかどうかについて定期又は随時に予防査察を行う。

(イ) 危険物取扱者の保安教育

危険物取扱者を対象に、講習会、研究会等を開催し、防災活動が完全に遂行されるよう保安に必要な教育を行うほか、危険物防火安全協会等の民間消防協力団体を通じ、資料の配布、懇談会等の開催により危険物取扱者の資質の向上を図る。

イ 火薬類等

(ア) 製造施設、貯蔵所の予防査察

火薬類、高圧ガス等の製造所、貯蔵所及び取扱者に対しては、石油類及び薬品の危険物施設に準じて予防査察を行う。

(イ) 災害防止協定の締結

事業者との間で災害防止協定を締結し、事故防止に努める。

(ウ) 保安教育及び自主保安体制の確立

関係法令の周知を図り、自主保安体制と責任体制を確立し、定期自主検査を実施できるよう整備する。

(エ) 火災に対する予防

火薬類については、貯蔵所から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確立する。高圧ガスの施設は、貯槽、反応塔等の加熱、爆発、延焼を防止するため散水冷却装置等を整備する。

第5節 放射性物質保安対策

第1項 知立市における措置

(1) 防護資機材の整備

予防対策を実施するため、必要に応じ放射線測定器(個人被ばく線測定用具を含む)放射線防護服等の整備を図る。

(2) 防災対策資料の整備

放射線物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努める。

第2項 事業者における措置

(1) 施設等の防災対策

事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。

ア 施設の不燃化等の推進

イ 放射線による被ばくの予防対策の推進

ウ 施設等における放射線量の把握

エ 自衛消防体制の充実

オ 通報体制の整備

カ 放射性物質を取扱う業務関係者への教育の実施

キ 防災訓練等の実施

(2) 放射線被ばく者診断医療機関(専門医)の確保

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、事業者等は、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努める。

第3項 防災関係機関における措置

防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練等に努めるものとする。

第4章 建築物等の安全化

□ 基本方針

災害時においては、水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう施設の防災性の強化に努めることが重要である。また、水道施設の被災後における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、防災用資機材の整備拡充が必要である。

特に水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。設計施工指針としては「水道施設の耐震工法」（日本水道協会制定）及び「水道震災対策について」（昭和52年6月21日付け52環第220号）に準拠して設計施工する。

第1節 交通関係施設対策

第1項 施設管理者等における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

第2項 道路

中部地方整備局、県、市、愛知県道路公社及び道路占有者は、次の対策を実施又は推進する。

- (1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。
- (2) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

第2節 ライフライン関係施設対策

第1項 施設管理者等における措置

- (1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、市、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

第2項 水道

(1) 実施内容

- ア 主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。
- イ 取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。
- ウ 浸水による被害の恐れのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造とする、嵩上げるなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。
- エ 災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ遮断弁を設置する。
- オ 洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。
- カ 地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。
- キ 商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(2) 防災非常時の協力体制の確立

市は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村あるいは県へ応援を要請し、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。これらの応援の基本に関する事項については水道災害相互応援協定を締結し、その実効性を確保する。

第3節 文化財保護対策

第1項 知立市における措置

- (1) 適時、適切な修理並びに常に文化財及び周辺環境整備を実施する。
- (2) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (3) 災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防機関等との連絡・協力体制を確立する。
- (4) 文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (5) 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

第2項 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

災害時の対応

災害時の対応は以下の項目を実施するものとする。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

第3項 応急協力体制

市教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第4節 防災建造物整備対策

第1項 知立市における措置

建築物の不燃化、耐震化及び防水対策を図り安全な都市環境の実現を期する。

(1) 特殊建築物の予防査察

病院、百貨店、ホテル等について、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき現場査察を実施し、構造上及び防災上欠陥のあるものに対しては、指導及び指示を行う。

(2) 一般建築物の耐震性及び防水対策促進

一般建築物のうち特に小規模建築物には木造住宅が多いため、地震による二次災害の火災による危険性が大きい。これら一般建築物の耐震性については広く一般市民の認識を深めるため、建築物相談の体制強化、建築士会の協力等により耐震工法、耐震補強、防水対策等の重要性の周知を図る。

(3) 窓ガラス等外装材落下防止

中高層建築物の中には、地震・台風の場合、窓ガラス、屋外看板、外装材が破損落下し、通行人に重大な被害をもたらす危険が高いものが多く、特に繁華街、避難場所周辺においては、落下防止対策に努める。

(4) 防災拠点施設の屋上の番号表示

災害発生時においてヘリコプター等航空機による空からの情報収集が、効果的に実施できるよう市庁舎屋上の番号表示を活用するとともに、他の防災拠点となる施設についても、屋上に番号表示を行うよう整備に努める。

(5) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して次の諸点により必要な浸水対策等を促進する。

ア 建築物の浸水対策設計・施工

イ 施設の浸水対策のための設計指針の策定

(6) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を推進する。

第5章 都市の防災性の向上

□ 基本方針

適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。

第1節 防災上重要な都市施設の整備

第1項 知立市における措置

所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第2節 建築物の不燃化の促進

第1項 知立市における措置

(1) 公共建築物の不燃化、耐震化及び防水対策

市営住宅、学校、病院等の公共建築物の不燃化、耐震化及び防水対策を推進する。市営住宅は、中高層耐火構造とし、併せて土地の立体的有効利用を図る。

(2) 避難地等周辺部の不燃化、耐震化及び防水対策

避難地及び避難路の周辺部及び沿線は、不燃化、耐震化及び防水対策を推進し、安全な避難ができるように期する。

第3節 建築物の強風対策

第1項 知立市における措置

建築基準法の告示（瓦屋根に係る基準）改正に伴い、市内全域を対象とし、建築物の強風対策を推進する。

第6章 地盤災害の予防

□ 基本方針

降雨により発生する種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う。

第1節 土砂災害の防止

第1項 知立市における措置

(1) 被害想定図の作成

災害時において迅速、的確な災害対策が実施できるように、市域内の危険区域を把握し、これに併せて被害想定図を作成するものとする。

(別冊資料編：第1編 4. 災害危険箇所)

(2) 被災宅地危険度判定の体制整備

ア 被災宅地危険度判定士の養成・登録

被災宅地危険度判定連絡協議会や県と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

イ 被災宅地危険度判定推進部会の設置

地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、必要に応じて被災宅地危険度判定推進部会の設置を行い、体制整備を図る。

第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

□ 基本方針

風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

第1項 知立市及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

所管する施設、整備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

(ア) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(ウ) 電気・水・食料等の確保

(エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(オ) 重要な行政データのバックアップ

(カ) 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。また、市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

- ア 市は防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、名古屋大学減災連携研究センターへの職員派遣やあいち・なごや強靱化共創センターが行う研修等への参加により、人材の育成を図る。
- イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

市は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

- ア 県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。
- イ 県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- ウ 県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第2項 消防機関における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水そう、耐震性貯水そう等の消防用水利、火災報知器その他の消防施設、設備等の整備改善及び性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。特に危険物施設、高層建築物、林野等における特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図るとともに、危険物等の河川等への大量流出に備え、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の流出油防除資機材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。

(別冊資料編：第1編 6. 消防施設、設備)

第3項 水防機関における措置

水防上注意を要する箇所その他特に重要な区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、シャベル、掛矢等の水防資機材の補充及び更新をするとともに、

これら水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備改善及び点検をする。

第4項 名古屋地方气象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報の必要な気象観測施設、設備等を整備する。整備の一例として、県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備しており、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図っている。さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行っている。

第5項 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信施設・設備等

ア 通信施設の防災構造化等

通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、**デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築**など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ、浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第6項 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市は負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第7項 道路河川等の復旧等に係る施設・設備

防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を行うとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

第8項 物資の備蓄、調達供給体制の確保

- (1) 市は大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市は広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市は災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

第9項 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水の危険性に配慮する。

第10項 災害廃棄物処理に係る事前対策

- (1) 市は、知立市災害廃棄物処理計画（平成30年3月）を策定している。円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含め具体的に示した。
- (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。
- (3) 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

第11項 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交

第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該事務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第8章 避難行動の促進対策

□ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道関係機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用し気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

第1節 気象警報や避難情報伝達体制の整備

第1項 知立市における措置

さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第2項 知立市及びライフライン事業者における措置

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

第1項 緊急避難場所の指定

災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所

住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

(2) 一時避難場所

広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

第2項 避難路の選定

市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努めるものとする。

また、市街地の状況に応じて避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

第1項 知立市における措置

(1) マニュアルの作成

市は避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

(ア) 気象予警報及び気象情報

(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

エ 区域の設定にあたっては、河川氾濫による浸水区域（水防法に基づく浸水想定区域等）、高潮浸水想定区域（平成26年11月26日愛知県公表）における浸水想定区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること

オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生または切迫している状況（〔警戒レベル5〕）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

キ 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令

する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

(2) 判断基準等の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 判断のための助言を求めるための事前準備

避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた大規模の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導に係る計画の策定

第1項 知立市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

避難計画の作成にあたり、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所、避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通ずる広報
- (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

 - ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
 - イ 義務教育の児童、生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所の選定、避難所等の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
 - ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第2項 浸水想定区域内のある市における措置

市は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第5節 避難に関する意識啓発

第1項 知立市における措置

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

- (1) 緊急避難場所等の広報

避難場所や避難所の指定を行った場合、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

 - ア 緊急避難場所、避難所の名称
 - イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
 - ウ 緊急避難地区分け
 - エ 緊急避難場所、避難所への経路
 - オ その他必要な事項
 - (ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと
 - (イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること
- (2) 避難のための知識の普及

知立市及び県は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

 - ア 平常時における避難のための知識
 - イ 避難時における知識

- (ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
 - (イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害において当該施設に避難することが不相当である場合があるため。)
 - (ウ) 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。
 - (エ) 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣で取り得る次善の行動を確認しておくこと。
- ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得
- (3) その他
- ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
 - イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するように努める。
 - ウ 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

□ 基本方針

- あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 災害発生時には、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等の要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、県、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。
- 特に、市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、及び関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」等を活用するものとする。
- また、県、市及び施設等管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
 なお、施設等管理者は、その施設を利用する者を適切に誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市は公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備

第1項 知立市における措置

（1） 避難所等の整備

地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに、避難所等の整備を図る。また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

（2） 避難所の指定

ア 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

- イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。
- ウ 避難所として使用することによる行政上への支障、災害救援上の問題点の把握を行い、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- エ 指定に当たっては、原則として防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することとする。
- オ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 福祉避難所の整備

- ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。
- イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所における防災機能の強化

- ア 自家発電機、仮設トイレ、テレビ、ラジオの確保
- イ 毛布、食料、飲料水を備蓄、給水用容器の確保

(5) 避難所における必要面積の確保

避難者数を想定し、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保に努める。

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積

3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積
---------------------	--------------------------

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

（6） 避難所が備えるべき設備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくように努める。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン、ワープロ等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

エ 避難者数、避難日数を想定した備蓄品目：食糧（乳児用粉ミルクを含む。）、飲料水、寝具等物資

オ 衛生管理施設・仮設トイレ等

（7） 避難所の運営体制の整備

ア 「知立市避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ マニュアルや訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「知立市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策における運営の手引き）」や県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(8) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

第2節 要配慮者支援対策

下記の事項を重点として対策を図るものとする。

- (1) 要配慮者自身の災害対応能力を考慮した緊急警報システムの構築に努める。
- (2) 要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、要配慮者の態様に合わせた防災知識の普及及び啓発に努める。
- (3) 地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行い、災害の発生に備える。
- (4) あらかじめ在宅介護支援センター、福祉関係機関などと連携して、介護を要する高齢者や障がい者等の人数及び災害時における介護体制の有無等について、十分な状況把握に努めるものとする。

第1項 知立市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、風水害等災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水被害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 関係機関との役割分担の明確化

災害時の安否確認、避難誘導が有効に機能するためには、地域住民の協力が必要不可欠であり、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携を図り、あらかじめ関係機関と役割分担を明確にする。

特に、人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入をしている患者等は、医療行為が受けられなくなると命に関わることから、事前に医療機関の協力が得られるよう、調整をはかっておくものとする。さらに、市内の医療機関ばかりではなく、近隣市の医療機関の協力が得られるよう、援助協定を結ぶなど広域的体制を確立する。

イ 要配慮者に対する情報提供

- (ア) 情報伝達網の整備
 - a 自主防災組織、町内会、ボランティアが一体となった緊急連絡体制の整備に努める。
 - b 老人クラブ、障がい者団体等を通じた情報提供システムの構築に努める。
- (イ) 情報伝達手段の確保
 - a 広報車、有線放送、同報無線、自主防災組織など、できるだけ多くの情報伝達手段の確保に努める。
 - b 視覚障がい者、聴覚障がい者にあつては、コミュニケーション面でハンディキャップがあることから、情報伝達手段の確保の方法について特に配慮する。
- ウ 要配慮者のニーズに即した情報提供
 - (ア) 介護用品、日常生活用品の入手先等、要配慮者のニーズに即した情報提供に努める。
 - (イ) 保健、医療、福祉サービス情報の相談窓口の設置に努める。
 - (ウ) 情報の輻輳化を防止するため、各種福祉団体やボランティア団体との協力連携による相談窓口の一本化に努める。
- エ 緊急警報システム等の整備

要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。
- オ 応援協力体制の整備

被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、県及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

また、知立市社会福祉協議会が進めている災害協定及び協働事業担当者会議などの活動に必要な支援、協力を行い、要配慮者（避難行動要支援者）の応援協力体制の確立に努めるものとする。
- カ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。
- キ 要配慮者等の状況把握
 - (ア) 避難所毎に所在情報の把握ができる体制の整備
 - (イ) 保健・医療・福祉サービス面等避難行動要支援者ニーズの把握
 - (ウ) 定期的な所在情報の調査の実施
- (3) 避難行動要支援者対策
 - ア 避難行動要支援者対策の整理

市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であつて、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定め、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成すること。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

a 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- (a) ひとり暮らし高齢者として市に登録されている者
- (b) 要介護認定区分が3から5までの者（施設入居者を除く）
- (c) 要介護度2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者（施設入居者を除く）
- (d) 要介護度2以下で障がい高齢者の日常生活自立度B以上の者（施設入居者を除く）
- (e) 身体障がい者のうち、障がい程度1級から3級までの肢体不自由、障がい程度1級から6級までの視覚障がい者又は聴覚障がい者
- (f) 知的障がい者のうち、療育手帳による障がいの程度がA判定もしくはB判定の者又はこれと同程度の障がいである者
- (g) 精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳による障がいの程度が1級若しくは2級である者
- (h) 特定医療費（指定難病）受給者証をもっている者のうち、自ら避難することが困難な者
- (i) その他支援を希望するもので市長が支援を必要と認めたもの

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登録される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。なお、避難支援等関係者は、自主防災組織・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関、自衛隊その他公的な機関から派遣されて救助活動を行うものとする。

(オ) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

ウ 災害時における開示方法

災害時には安否確認等に役立てるため、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、ボランティアの協力の下に、地域（町内会）に情報を開示する必要があることから、プライバシーに配慮しつつ、開示方法についてあらかじめ検討しておくものとする。

（ア） 避難行動要支援者及び家族へ情報収集、情報開示に関する了承の確立

（イ） 住所、氏名、緊急連絡先等開示内容の設定

（ウ） 開示団体の設定

エ 個別避難計画の作成等

（ア） 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（イ） 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、個別避難計画情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、個別避難計画情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。なお、避難支援等関係者は、自主防災組織・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関、自衛隊その他公的な機関から派遣されて救助活動を行うものとする。

（ウ） 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

（4） 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で、災害時の体制の整備に努めるものとする。

- ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進するとともに、多言語の防災マップの配布を転入時等に配布する。
- エ 外国人向けの防災講座開催と防災訓練の普及を図るよう努める。
- オ 発災期における外国人への情報提供に努める。
- カ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報等を活用する。
- (5) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策
 - ア 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。
 - イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。
 - ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - (ア) 計画の作成等

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。
 - (イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。
 - (ウ) 施設管理者等に対する支援

県及び市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。
 - (エ) 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。
 - (オ) 市長の助言・勧告

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。
- (6) 災害ケースマネジメント

市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者支援体制の整備

第1項 県及び知立市における措置

公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

県及び市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者等による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第2項 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政エリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第10章 広域応援・受援体制の整備

□ 基本方針

大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

第1節 広域応援・受援体制の整備

第1項 知立市における措置

大規模災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、他の市町村と応援協定を締結する等必要な措置を講ずるよう努める。

(別冊資料編：第3編 応援協定等)

また、市は、災害発生後自力で対応が困難となり必要があると認められる場合において、法令及び応援協定等に基づいて、県、他市町村及び他の防災関連機関等に対して速やかに応援要請が行えるよう、応援要請、受入れのための体制整備を図るものとする。

(1) 応援要請手続きの整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備

ア 防災活動拠点の確保等

円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始め

とする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等や体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

イ 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。

その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

第1項 知立市における措置

(1) 緊急消防援助隊

大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 広域消防相互応援協定

愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

別冊資料編 第3編（3・愛知県内広域消防相互応援協定、4・西三河地区消防相互応援協定）

(4) 自衛隊

市は、県知事に対し自衛隊への災害派遣の要求を迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。

また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、県知事に対し自衛隊への災害派遣の要求を行う

のか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

第2項 中部地方整備局における措置

中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

第1項 知立市における措置

（1）災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、地域内輸送拠点等（以下「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

（2）訓練・検証等

市は、災害時に支援を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

□ 基本方針

- 災害を最小限に食い止めるには、市、県等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。
- 防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

第1節 防災訓練の実施

第1項 知立市における措置

市は防災に関する知識及び技能の修得とあわせて、住民に対する防災知識の啓発を目的とした水防工法訓練、災害通信訓練などの基礎的な訓練を随時実施する。

また、公共団体、民間協力団体、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに、大規模災害に備えて市の実情に即した避難、救出、非常炊き出し等の内容を包含した総合訓練を年1回程度実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努める。

(1) 基礎訓練

ア 気象等観測訓練

風向、風速、雨量等観測器具の取扱い方法、観測の実施、記録のとり方、観測結果の通報方法、観測結果に基づく対策の検討を行うための訓練で、雨期に入る前に実施する。

イ 通信連絡訓練

気象予警報・対策情報・被害情報等を迅速、かつ適確に通報するための訓練で、各種事態を想定して実施する。

ウ 非常召集訓練

災害対策要員を確保するための訓練で、非常連絡、非常召集等を実施する。

エ 水防工法訓練

出水期を前に、洪水による河川堤等の決壊を未然に防止するための工法を修得させる訓練である。

オ 避難訓練

災害時に住民を安全な場所へ避難させるための指示による誘導等を行う訓練で、安城警察署知立幹部交番とも打合わせて実施する。

カ 救難、救護訓練

孤立者、負傷者、溺者等の救助・救出、物資の輸送、給水、炊き出し等を行う訓練で、刈

谷医師会知立支部及び安城警察署知立幹部交番とも打合わせて実施する。

キ 幹部訓練

各種災害による被害を想定し、災害対策本部を開設しその対策を協議する。

これは災害対策本部の班長以上を対象とした訓練である。

(2) 総合防災訓練

ア 水防訓練

各種の基本訓練と水防訓練とを合わせて行う訓練であり、有機的な連係動作の向上を図るために実施する。

イ 地震火災訓練

大地震とそれに伴う偶発的火災に対処するための訓練であり、特に避難、救難、救護及び災害警備等の各訓練に重点をおいて実施する。

(3) 広域応援訓練

市は、被災し十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(4) 訓練の検証

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(5) 防災訓練の指導協力

居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加をよびかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(6) 図上訓練等

職員の災害対応能力の向上を図るため、知立市災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員及び西三河方面本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施する。

第2節 防災のための意識啓発・広報

第1項 知立市における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、県、大学等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、災害に関するビデオ等を利用して、防災教育の推進を図る。さらに、防災に関する様々な動向や各種データ及び市が保有する様々な防災に関する情報や災害時のノウハウ等を分かりやすく発信するよう努める。

ア 災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策の内容

エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

オ 警報等や避難情報の意味と内容

- カ 警報等の発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
 - キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
 - ク 避難生活に関する知識
 - ケ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
 - コ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
 - サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- （2） 防災に関する知識の普及
- 防災週間、水防月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。
- また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- また、県は自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。
- 加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
- （3） 家庭内備蓄等の推進
- 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。
- （4） 過去の災害教訓の伝承
- 市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。
- また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

第1項 県、知立市及び国立・私立学校管理者における措置

（1） 学校教育における防災教育

災害の種類及び原因についての科学的知識の普及並びに災害予防措置及び避難方法等自主防災思想のかん養を図るため、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団

員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

ア 教科指導

教科課程の中に災害の種類、原因、実態、対策等の防災関係事項を取りあげて習得させる。

イ 防災訓練

学校行事として防災訓練を実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

ウ 課外活動における教育

防災関係機関、防災施設、防災展等の防災関係の催し等について見学会を行う。

(2) 社会学級等における防災教育

成人学級、社会学級、婦人学級等において、その学習内容に防災教育を組み入れて徹底を図る。

ア 講座

防災に関係の深い気象学等の基礎的知識並びに防災に対する個人的及び集团的心得について講座を編成する。

イ 実習

人口呼吸等の救助の方法について知識と技術を習得させる。

第2項 知立市における措置

職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、職員に対する防災教育の徹底を図る。

(1) 講習会

防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災に関する事務又は業務などの知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

(2) 検討会

災害時の業務分担の内容及びその業務処理方法について関係部局が合同して確認及び検討する。

第3項 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第12章 防災に関する調査研究の推進

□ 基本方針

災害は、広範囲な分野にわたる複雑な現象で、かつ、その実態は地域的特性を有するので、防災に関する調査研究体制を確立し、その効率的推進を図り、各地域の特性及び災害の種類に応じた防災施策樹立の参考に資する。

第1節 防災に関する調査研究の推進

第1項 知立市における措置

(1) 危険区域の把握

災害の発生の恐れのある地域ごとに、次の事項及び現況調査を行い、その実態を把握する。

ア 水害危険地域

地形、降雨量、河川流量、堤防の高さと強弱、河床の状況、池沼の貯水量等

イ 火災危険地域

地勢、気象、木造建物の建築面積及び平均建ぺい率、工事等特殊施設の配置、構造及び取扱品目、消防施設、設備の状況、消防水利、道路状況等

(2) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

地域の水害や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。また、その手段として防災カルテ・防災マップ・防災マニュアルを作成する。

さらに、災害危険区域及び避難場所、避難路等を具体的に示したハザードマップの作成、公表に努める。

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第2項 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第13章 災害救助用物資

第1節 災害救助用物資

第1項 知立市及び防災関係機関における措置

(1) 食料品及び生活必需品の確保

市をはじめ防災関係機関は、食料品及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備又は耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。

(2) 家庭内備蓄の推進

災害発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想されるので、3日分程度の飲料水、食料その他の生活物資の家庭内備蓄を推進する。

(3) 救助用物資の集荷

災害時における非常用食糧等救助用物資の供給の確保及び物価の安定を図るため、主食、副食、日用品、住居資材等について関係業界の協力を求めて、あらかじめこれら物資の集荷、分荷等に関する計画を定める。

第 3 編

災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

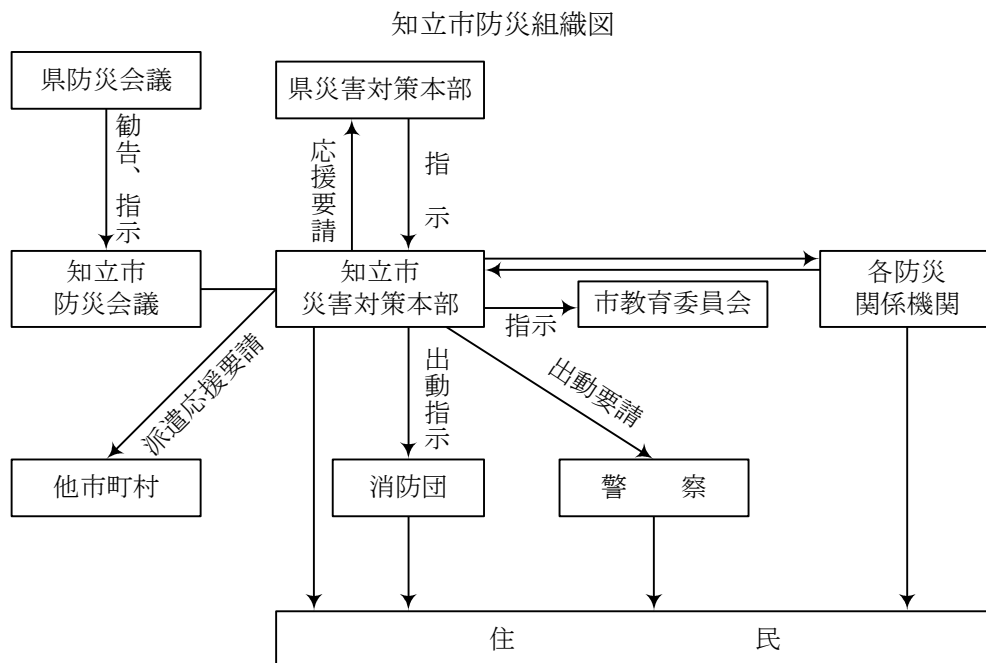
□ 基本方針

- 知立市の地域における防災行政を総合的に運営し、及び災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に災害応急対策活動を実施するための組織編成について定める。
- 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害応急対応活動に対処する職員の動員配備体制について定めるものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 災害対策本部の設置・運営

第1項 知立市における措置

（1）防災組織



ア 知立市防災会議

災害対策基本法第16条第1項の規定に基づいて設置され、知立市防災会議条例（昭和45年知立市条例第23号）により組織運営されるもので、市域に係る防災に関する方針並びに市の業務を中心とした市域内の公共的団体その他の関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成、及びその実施の推進を図るとともに、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成、及びその実施の推進を図る。

（別冊資料編：第2編 1. 知立市防災会議条例）

イ 知立市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2第1項の規定及び知立市災害対策本部条例（昭和45年知立市条例第76号）に基づいて設置及び組織され、知立市防災会議と緊密な連絡のもとに、知

立市地域防災計画の定めるところにより、市の地域に係る災害予防対策及び災害応急対策を実施する。

（別冊資料編：第2編 2. 知立市災害対策本部条例）

（ア） 災害対策本部の設置及び廃止の時期

市の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めるときは、知立市災害対策本部を設置し、災害発生の恐れが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、これを廃止する。

また、市長は、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

（イ） 災害対策本部の設置基準

a 気象業務法(昭和27年法律第165号)による次の警報の一以上が発表されたとき。

気象警報の一次細分区域で愛知県西部又は東部に区分されたときは「西部」、二次細分区域で尾張東部、尾張西部、知多地域、西三河南部、西三河北西部、西三河北東部、東三河北部、東三河南部に区分されたときは「西三河南部」とする。

- (a) 大雨特別警報
- (b) 暴風特別警報
- (c) 大雨警報
- (d) 暴風警報
- (e) 洪水警報

b その他大規模の災害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。

（ウ） 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織、所掌事務、非常配備体制及び職員の動員方法については、市の各行政組織における平常時の分掌事務を主体に、災害に即応できるように定めるものとする。

なお、防災活動の基本方針を協議決定する機関として、災害対策本部に本部員会議を設置し、迅速かつ適確な災害応急対策を期するものとする。

- a 災害対策本部の組織 別掲
- b 本部各班の所掌事務 別掲
- c 本部員会議

（a） 本部員会議の構成

区 分	構 成
本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長、教育長
本 部 員	企画部長、危機管理局長、総務部長、保健健康部長、福祉子ども部長、市民部長、建設部長、都市整備部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長、衣浦東部広域連合知立消防副署長

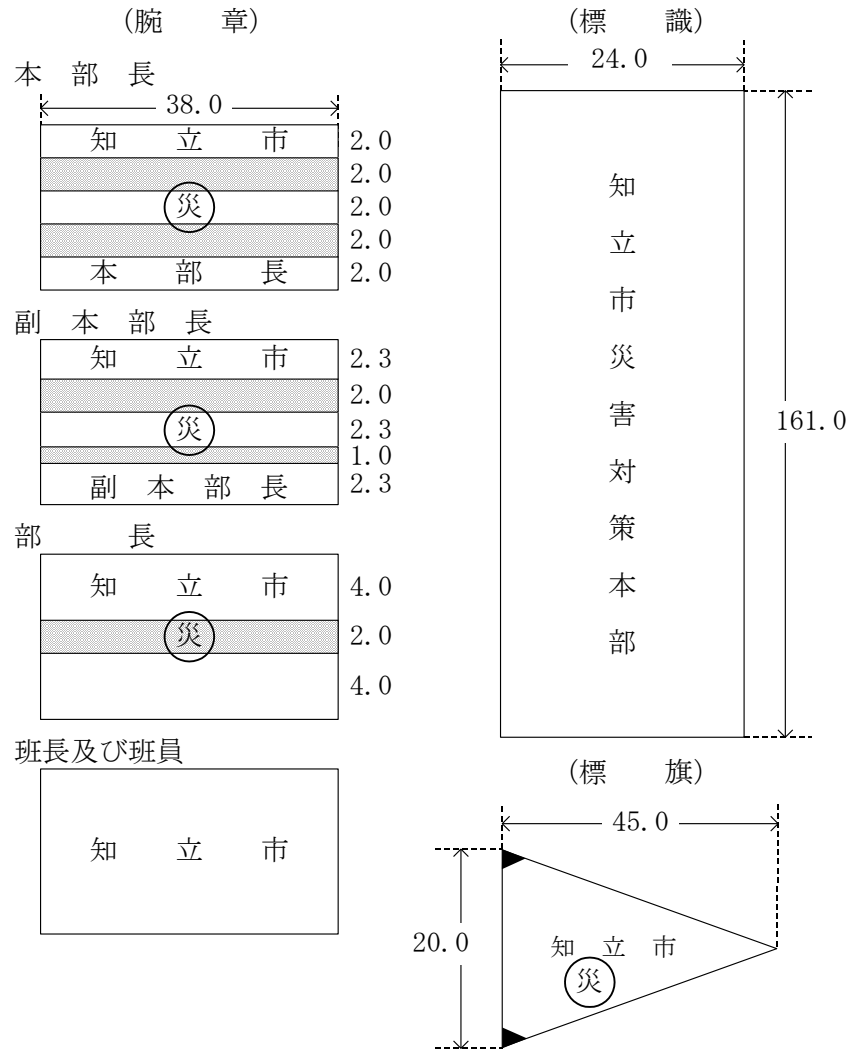
（b） 本部員会議の協議事項

- i 本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事
- ii 災害情報、被害状況の分析及びそれに伴う対策活動の基本方針に関する事
- iii 避難のための立退きの勧告及び指示に関する事
- iv 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関する事
- v 国、県、公共機関、他市町村その他の機関、団体等に対する応援の要請に関する事

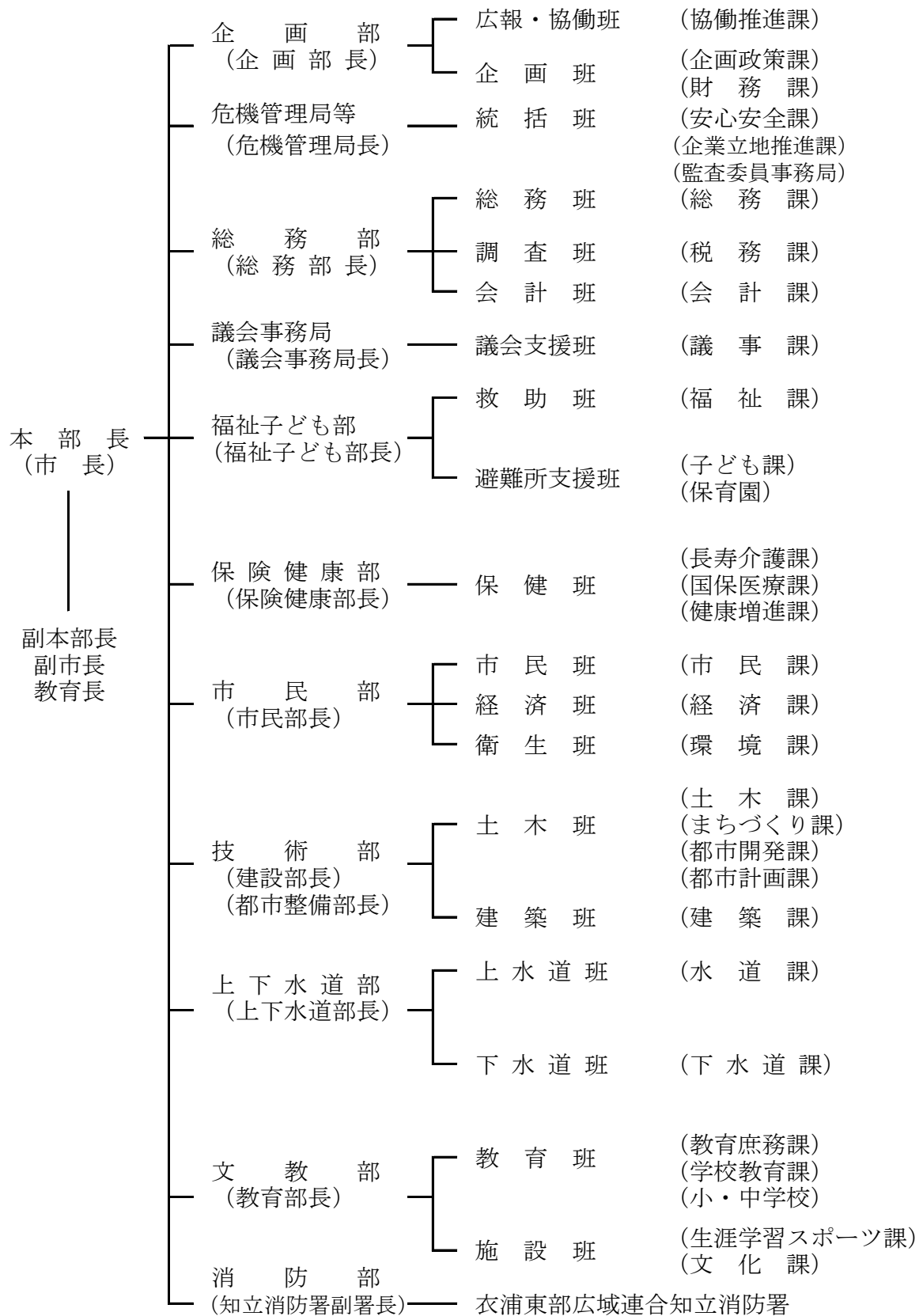
- vi 労務計画に関すること
- vii 配車等その他輸送計画に関すること
- viii その他災害対策に係る重要事項に関すること
- (c) 本部員会議の開催
 - i 本部が設置されたときは、本部長は本部員会議を招集する。
 - ii 各部長は、それぞれの所管事務について会議に必要な資料を提出しなければならない。
 - iii 各部長は、会議の招集を必要と認めるときは、危機管理局長にその旨申し出るものとする。
- (d) 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長又は各部長が職員に周知を要すると認めたものについては、各部長は、速やかにその徹底を図るものとする。
- (エ) 災害対策本部等の表示
 - a 本部長、副本部長、部長及びその他の本部職員は、災害時において非常活動に従事するときは、別図の規格による腕章を帯用するものとする。
 - b 本部を設置した時は、別図の規格による標識を掲げるものとする。
 - c 災害時において、非常活動に使用する本部の自動車には別図の規格による標旗を付けるものとする。
 - d 職員の身分の証明は、職員が常に所持している身分証明書によるものとする。

別 図



災害対策本部の組織



災害対策本部の所掌事務

部名	班 名	所 掌 事 務
企 画 部	広報協働班	1 災害時情報の住民等への広報に関すること。 2 マスコミへの対応に関すること。 3 被災者相談窓口の開設準備に関すること。 4 防災ボランティア支援本部に関すること。
	企 画 班	1 庁内各システム及びデータのバックアップに関すること。 2 庁内各システムの応急復旧に関すること。（各業者等へ応援連絡） 3 要配慮者（外国人）への対応準備に関すること。 4 災害対応の記録に関すること。 5 業務継続契約に関すること。 6 緊急通行車両、緊急輸送車両及び公用車の配車に関すること。 7 災害対策の予算措置に関すること。
危機 管理局 等	統 括 班	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 災害対策事務の総括に関すること。 3 国、県、他市町村、ライフライン機関等防災関係機関等との連絡応援体制に関すること。 4 防災倉庫、防災備蓄物資の整備、管理に関すること。 5 帰宅困難者対策に関すること。 6 避難場所、避難所等の指定に関すること。 7 同報無線、防災行政無線等の管理運営に関すること。 8 災害復旧用地に関すること。 9 気象情報、被害状況、復旧状況、交通状況等情報収集に関すること。
総 務 部	総 務 班	1 庁舎の管理、復旧に関すること。 2 国、県等への被害状況等の報告に関すること。 3 職員の参集状況の把握、健康・衛生管理に関すること。 4 各班の班員数の調整に関すること。 5 職員（嘱託員、臨時職員含む。）の公務災害に関すること。
	調 査 班	1 住民等の被害状況の調査に関すること。 2 罹災証明関係のための調査に関すること。 3 減免申請に関する調査に関すること。
	会 計 班	1 市内の金融機関との連絡調整に関すること。 2 義援金等の出納事務に関すること。 3 災害対策経費の出納事務に関すること。
事 務 局 議 会	議 会 班	1 議会の災害活動に関すること。
福 祉 子 ど も 部	救 助 班	1 要配慮者（高齢者、障がい者等）への対応に関すること。 2 社会福祉施設の管理、復旧に関すること。 3 避難施設に指定されている社会福祉施設の避難施設としての管理運営に関すること。 4 義援金、義援物資等の受け入れ、配分に関すること。 5 災害救助法、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援法、居住安定支援制度に関すること。 6 流通備蓄物資、救援物資の調達に関すること。 7 福祉避難所の開設・運営に関すること。
	避難所支援班	1 園児、来館者の災害時の対応に関すること。 2 市内の私立保育園との連絡調整に関すること。 3 所管施設の管理復旧に関すること。 4 避難施設の避難所としての開設運営に関すること。 5 炊き出しに関すること。
保 険 健 康 部	保 健 班	1 救護所の開設等応急医療の対応に関すること。 2 医療関係機関との連絡調整に関すること。 3 医薬品、医療資機材の確保調達に関すること。 4 被災者の健康管理に関すること。 5 保健センターの管理、復旧に関すること。

市民部	市民班	1 安否情報に関する事。 2 遺体の搬送、安置、埋火葬に関する事。 3 火葬場の管理、復旧に関する事。
	経済班	1 事業所への防災対策の普及啓発に関する事。 2 農業、商工業の被害状況の調査に関する事。 3 観光施設の被害状況、応急復旧に関する事。 4 被災事業者への支援に関する事。 5 救援物資、応急資機材等の輸送に関する事。
	衛生班	1 衛生施設、清掃施設の応急復旧に関する事。 2 応急仮設トイレ、し尿の処理の処理に関する事。 3 災害廃棄物の処理に関する事。 4 防疫活動に関する事。 5 消毒資機材、清掃資機材の確保、調達に関する事。
技術部	土木班	1 道路、橋梁、堤防等危険箇所の調査に関する事。 2 道路、橋梁、堤防等の耐震に関する事。 3 道路、橋梁、堤防等の応急対策に関する事。 4 建設業協会との連絡調整に関する事。 5 工事中の現場における応急対策に関する事。 6 公園等の管理、復旧に関する事。 7 避難施設に指定されている公園等の避難施設としての管理運営に関する事。
	建築班	1 市営住宅の管理、復旧に関する事。 2 応急危険度判定士及び被災宅地等の応急危険度判定に関する事。 3 工事中の建築物における応急対策に関する事。 4 応急仮設住宅に関する事。
上下水道部	上水道班	1 水要請、応急給水の実施に関する事。 2 被害施設の応急復旧計画作成など応急復旧に関する事。 3 応急復旧に要する資機材の確保に関する事。 4 水道経理事務に関する事。 5 水道施設等の被災・復旧状況、支援要請等に関する事。 6 被災状況、復旧状況の情報収集及び報告と記録に関する事。
	下水道班	1 現地被害調査に関する事。 2 被害施設の応急復旧計画作成など応急復旧に関する事。 3 応急復旧に要する資機材の確保に関する事。 4 下水道施設等の被災・復旧状況、支援要請等に関する事。 5 被災状況、復旧状況の情報収集及び報告と記録に関する事。
文教部	教育班	1 児童生徒の防災教育、災害時の対応に関する事。 2 児童、生徒、教員の安全確保に関する事。 3 教員等の連絡調整に関する事。 4 市内の高等学校、各種私立学校、私立幼稚園との連絡調整に関する事。 5 避難施設に指定されている学校施設における避難所支援に関する事。 6 小中学校等教育施設の管理復旧に関する事。 7 応急教育に関する事。 8 被災児童、生徒の保健管理に関する事。 9 学校給食及び炊き出しに関する事。
	施設班	1 所管施設の管理復旧に関する事。 2 所管施設における施設利用者の災害時の対応に関する事。 3 行事等の中止時における対応に関する事。 4 避難施設に指定されている所管施設等の避難施設としての管理運営に関する事。

（2） 職員の動員

ア 非常配備の時期

予想される災害の規模、あるいは災害が発生した場合の被害の程度により、災害対策本部職員の動員配備について次のような基準を設ける。

種別	配備時期	配備内容	摘要
----	------	------	----

第1 非常配備 (注意体制)	1 次の各注意報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 市に関係する河川水位が氾濫注意水位（警戒レベル2相当）を超え、今後も水位が上昇すると予想されるとき。 3 避難情報（高齢者等避難等）を発表する見込みで事前準備が必要なとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	主として情報収集活動を行い、必要に応じて初動対応を実施する。 状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。	災害対策本部は事態の推移により設置
第2 非常配備 (警戒体制)	1 次の各警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 2 市に関係する河川水位が避難判断水位（警戒レベル3相当）に達し、今後も水位上昇が予想されるとき。 3 避難情報（高齢者等避難等）を発表したとき。 4 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集及び応急対策を行う。 災害に対する警戒態勢をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対処するもので、事態の推移に伴い速やかに第3 非常配備に切り替えるものとする。	災害対策本部は事態の推移により設置
第3 非常配備 (非常体制)	1 次の各特別警報の一以上が知立市に発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 2 市内全域にわたって風水害が発生すると予想される場合、全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合、又は市に関係する河川で氾濫発生情報（警戒レベル5相当）を発表した場合において市長が当該非常配備を指令したとき。 3 予想されない重大な災害が突発したとき。	別途定めた所用の人員をもって当たる。 状況によっては全職員で対応する体制とする。	災害対策本部設置

イ 非常連絡

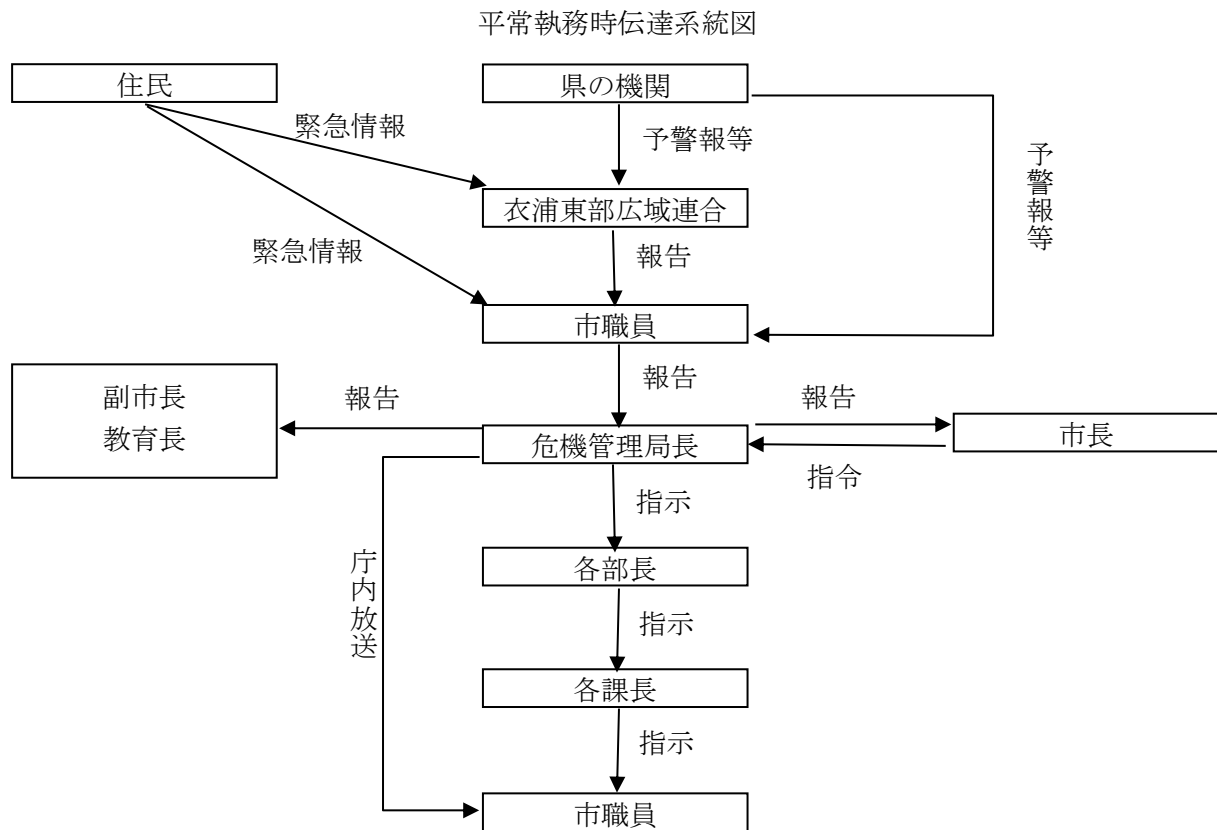
災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合、災害応急措置を迅速、かつ的確に実施するため、災害対策本部の組織体制が確立できるように本部職員の動員を図るため、伝達系統及び伝達方法ならびに連絡責任者を具体的に定めておくものとする。

(ア) 平常執務時の場合

危機管理局長は、気象台等から災害発生のおそれのある気象情報、又は異常現象のおそれのある情報の通報を受受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると市長が認めた場合には、各部長に対し庁内放送又は電話等により気象予警報等の種類及び非常配備の種別を伝達するものとする。

設置基準に基づき災害対策本部が設置された場合は、本部長の指示により、第1非常配備体制あるいは周囲の状況によっては第2非常配備体制さらに緊急事態に備えて本部職員を待機させる第3非常配備体制を指令するものとする。

各部長は直ちに所属職員に連絡し指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他応急措置を実施する体制を整備確立するものとする。



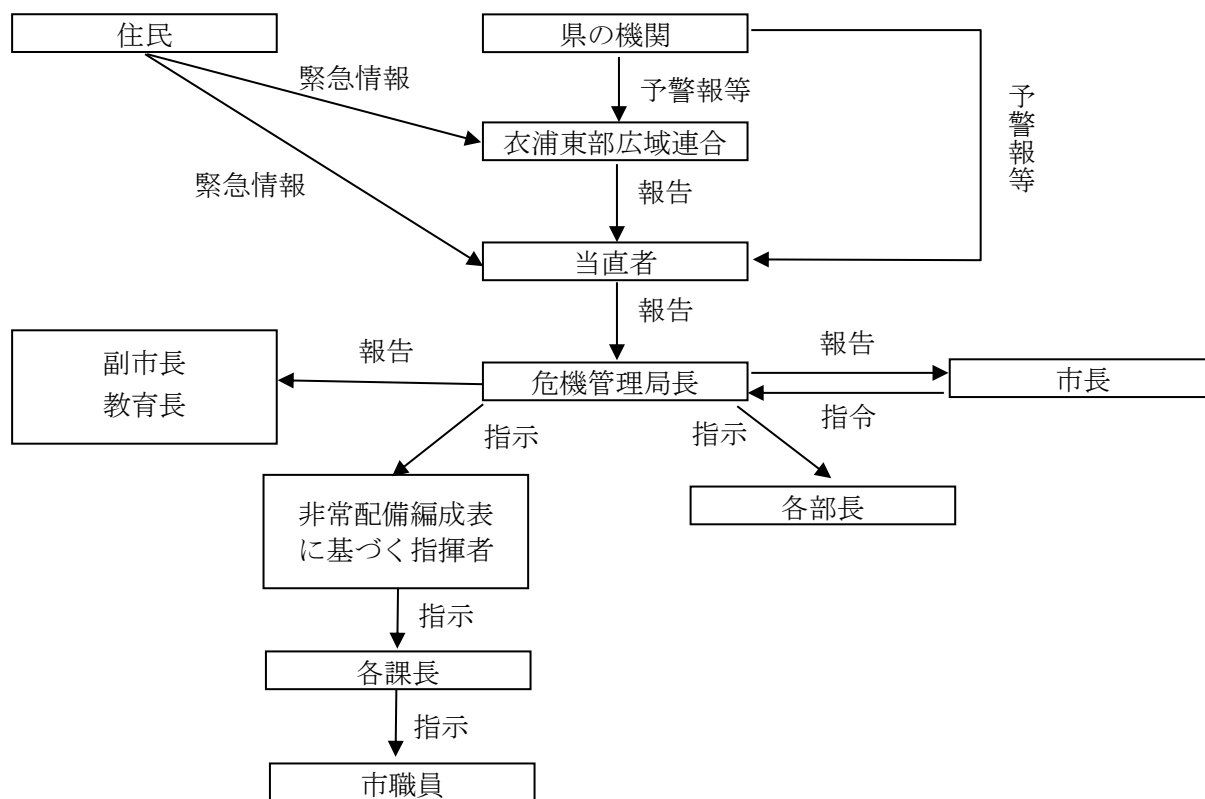
(イ) 休日又は勤務時間外の場合

別途定めた非常配備編成表に基づく指揮者は、所属の各職員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置するものとする。

当直者は、次に掲げる情報を察知したときは、危機管理局長に連絡し、危機管理局長は市長に連絡して指示をあおぎ、必要に応じて非常配備編成表の関係者に連絡するものとする。

- a 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- b 災害が発生し緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

退庁後等の伝達系統図



ウ 職員の非常登庁

災害対策本部職員は、休日又は勤務時間外等において登庁の指示を受けたとき、また災害の発生あるいは災害発生の恐れのある情報を察知したときは、災害の状況により、所属長と連絡の上又は自らの判断により登庁するものとする。

道路等の被災により、定められた災害応急対応活動につくことが不可能な場合においても、次によって災害応急対応活動に従事する。

- (ア) 通信連絡により、災害対策本部の指令を受けること。
- (イ) 前記の措置が不可能な場合は、もよりの市施設に参集すること。
- (ウ) 本庁以外の施設にあっては、登庁した職員のうち最上位の職にあるものを長とし、地域の被災状況、登庁職員等を報告するとともに、本部の指示により活動するものとする。

第2項 市議会との連携

市議会は、災害対策本部が設置された場合、必要と認めるときは、知立市議会における災害発生時対応要領（平成28年知立市議会要領第1号）に基づき、市議会内に知立市議会災害対策会議を設置することができ、知立市議会BCP（業務継続計画）に基づき情報収集等を行い災害対策本部との連携を図るものとする。

第3項 防災関係機関における措置

（1） 組織及び活動体制

防災関係機関は災害発生時において、その所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

（2） 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

（3） 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 職員の派遣要請

第1項 知立市における措置

（1） 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

（2） 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

（3） 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせンを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせンを求めることができる。

（4） 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第3節 災害救助法の適用

第1項 知立市における措置（災害救助法第13条）

（1） 救助の実施

市長は、当該市域の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

（2） 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第2章 避難行動

□ 基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害対策基本法に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

第1節 気象警報等の伝達

第1項 知立市における措置

気象等の特別警報・警報等（該当する警戒レベル相当情報、注意報及び洪水予報等を含む。以下この節で同じ。）を受領した場合は速やかに当該特別警報・警報等を危機管理局長に報告し、危機管理局長は関係部課長等に伝達（庁内放送、電話等による。）するとともに、必要に応じ住民にも周知し、あわせて今後の状況等について周知するよう努める。

関係課長は、特別警報・警報等の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて次のように伝達を行うものとする。

特別警報・警報等の伝達先

担 当 者	伝 達 先
建設部 土木課長	駅前駐車場
市民部 環境課長	不燃物処理場 逢妻衛生プラント、刈谷知立環境組合
企画部 協働推進課長	西丘文化センター、西丘コミュニティセンター
保険健康部 長寿介護課長	昭和老人憩の家、福祉の里八ツ田（地域福祉センター及びいきがいセンター）、スギ薬局知立福祉アリーナ（老人福祉センター）
福祉子ども部 福祉課長	知立市かとれあワークス、スギ薬局知立福祉アリーナ（身体障害者福祉センター）
福祉子ども部 子ども課長	各保育所、各幼稚園、各児童センター、各児童クラブ、各子育て支援センター
市民部 市民課長	逢妻浄苑
上下水道部 下水道課長	落合ポンプ場
上下水道部 水道課長	浄水場、配水場

教育部 教育庶務課長	各小中学校、学校給食センター
教育部 生涯学習スポーツ課長	スギ薬局知立福祉アリーナ（福祉体育館）、中央公民館、猿渡公民館、知立文化広場
教育部 文化課長	図書館、文化会館

第2項 気象警報等の発表、伝達

（1） 関係機関における洪水予報

ア 中部地方整備局及び名古屋地方気象台

木曽川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

イ 名古屋地方気象台及び県

新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

（2） 県における洪水に係る水位情報の周知

八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川（上流）、五条川（下流）、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）※（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。

※ただし、五条川（下流）においては避難判断水位。

（3） 県における高潮に係る水位情報の周知

県は、三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）について、水位が高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報〔高潮〕）に達したときは、高潮氾濫発生情報を、関係機関に通知するとともに、県民に周知する。

（4） 関係機関における水防警報

ア 中部地方整備局

木曽川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

イ 新川、矢作古川、天白川、日光川、八田川、境川、逢妻川、愛知県沿岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

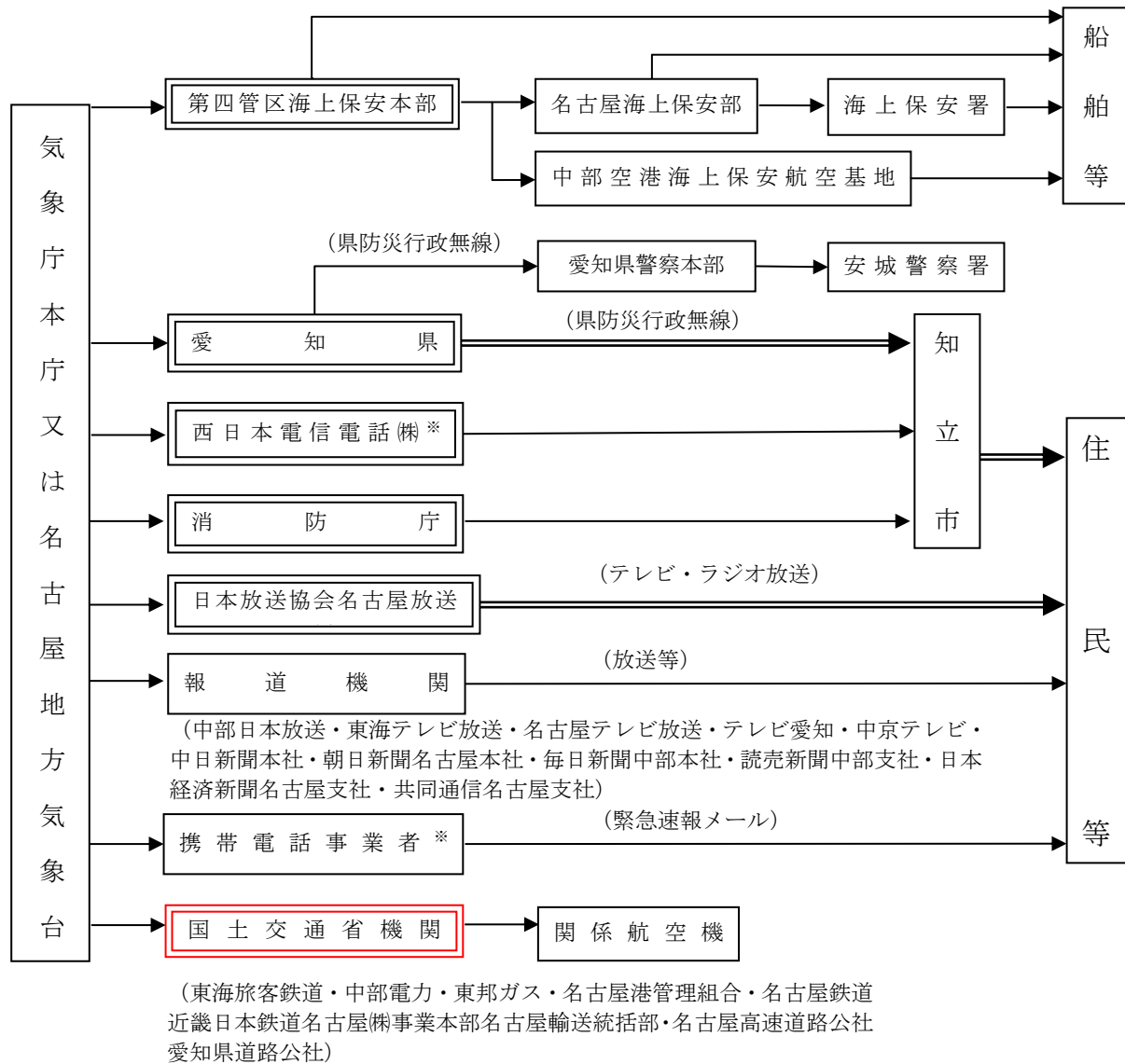
第3項 気象警報等の伝達系統

（1） 通常の場合

災害対策本部の設置に関する特別警報・警報等の受領及び伝達は、迅速かつ確実さが要

求されるので、それぞれの担当者、受領方法、通報先等をあらかじめ定めておくものとする。

気象情報等の伝達系統図



※気象庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

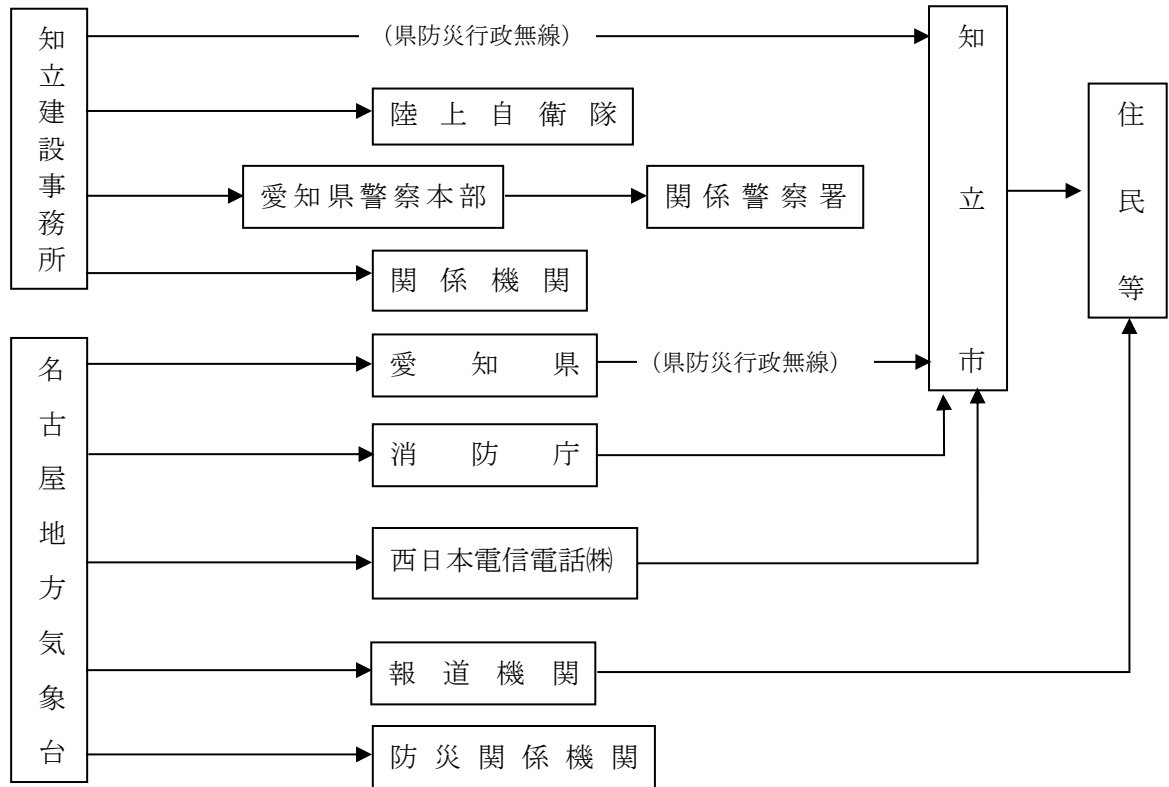
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけら

(2) 洪水予報

知事が指定する河川で大雨により洪水が発生するおそれがある場合に、名古屋地方気象台が河川流域の気象（降水量）予測を、知事が河川の水位予測を、両者が共同で実施する。

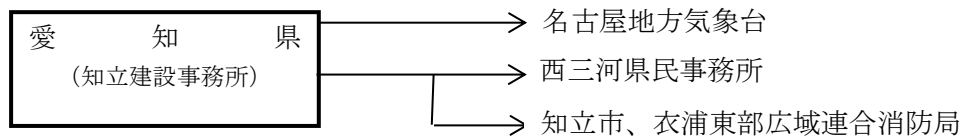
・境川及び逢妻川



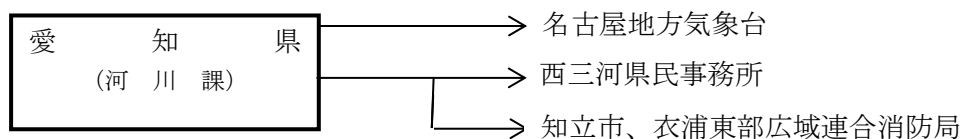
(3) 水防警報

知事が発表する水防警報

・境川及び逢妻川



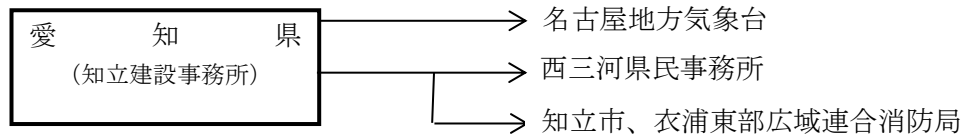
・愛知県津波



(4) 水位周知河川（避難判断水位（洪水特別警戒水位）、氾濫危険水位、氾濫発生）

知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）、氾濫発生（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）

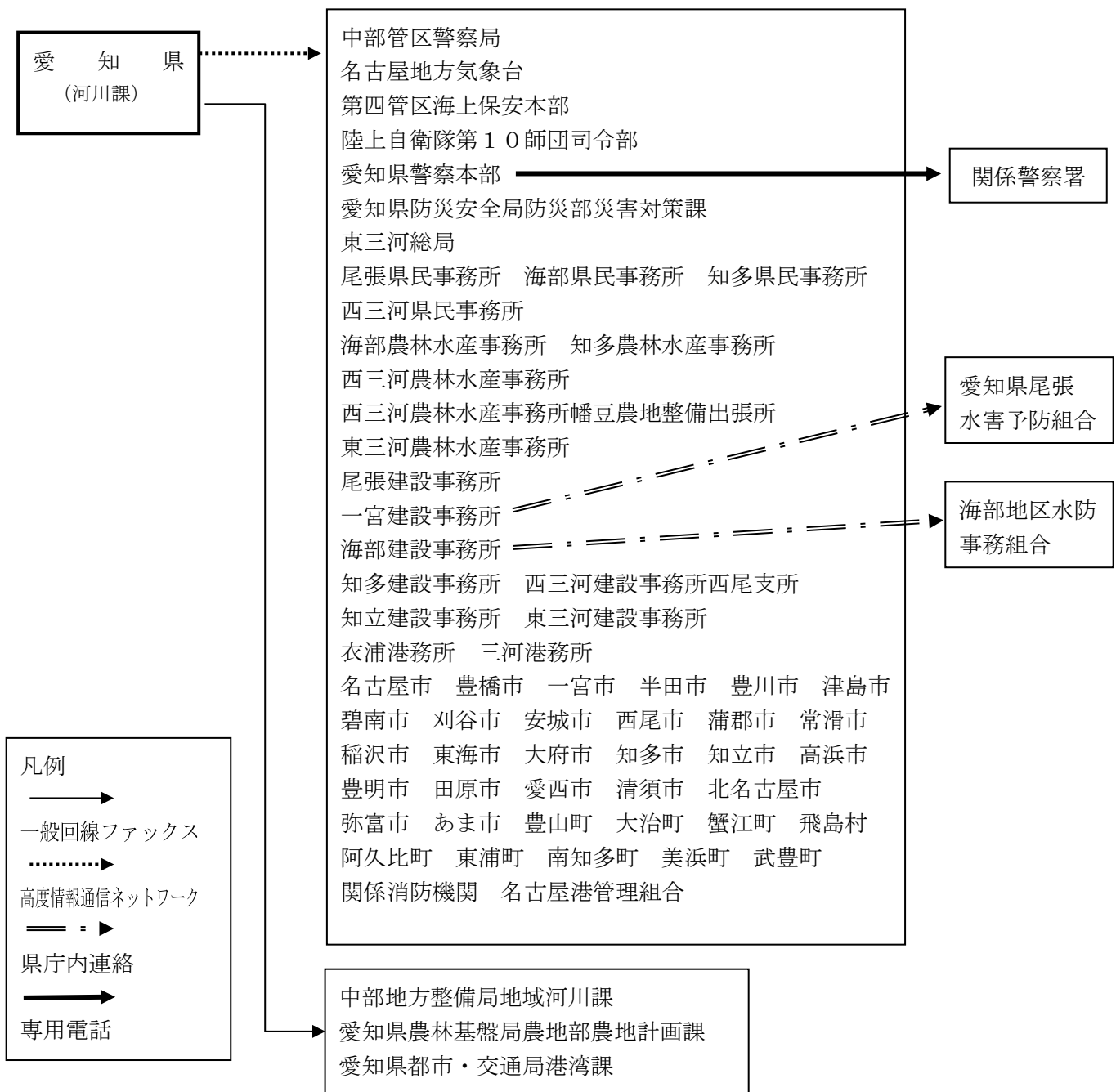
猿渡川



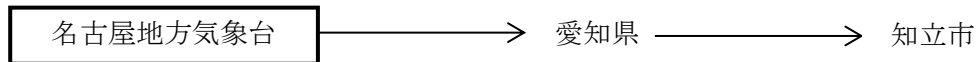
(5) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

知事が通知する水位周知海岸（高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔高潮〕）

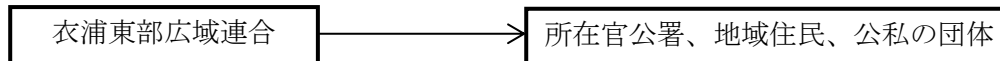
・三河湾・伊勢湾沿岸



(6) 火災気象通報



(7) 火災警報



第4項 気象警報等の定義等

(1) 特別警報・予警報の定義

ア 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される。特別警報が発表された場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にある。

イ 警報

異常気象等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想されるとき発表されるが、よほど重要な災害が予想されないかぎり発表されない。したがって、もしこれが発表されるようなときは、最悪の事態と考えて対策を立てなくてはならない。

ウ 注意報

異常気象等によって災害が起こる恐れがあると予想されるとき発表される。

エ 情報

異常気象等について、その状況を具体的に通報するもので警報や注意報の発表前あるいは発表中に刻々変わる異常気象等の現況や予想について説明するものである。

(2) 特別警報・予警報の発表形式

特別警報・予警報文は次のような構成で発表される。

ア 標題は警報又は注意報の種別を示し、これに災害の予想される地域名を付加することがある。

イ 発表年月日、時刻及び発表機関名

ウ 本文は原則として予想される異常気象等の原因、現在の状況及び今後の推移、予想される異常気象等の発生する時刻、影響する区域及び程度等の事項を内容とし、努めて簡明に表現する。

なお、警報文又は注意報文の全文を通知することが困難な場合は、本文は警告又は注意を特に必要とする事項だけとし、他の事項については気象情報として発表することがある。

(3) 予警報の切替、更新及び解除

予警報は前から出ている予警報の名称や内容の一部又は全部を変更して発表されることがある。

このようなときは、先に発表されていた予警報は自動的に無効となり、現在発表されているものだけが有効な予警報となる。

災害の心配が全くなくなると、予警報は解除される。

第5項 気象警報等の種類と発表基準

- (1) 気象・水象に関する特別警報・予警報（知立市→愛知県西部・西三河南部）
名古屋地方気象台が異常気象等によって県下に災害が起こる恐れがあると予想したとき発表する。
(別冊資料編：第1編 3. 気象に関する予報警報の発表基準)
- (2) 水防警報
知事がそれぞれ指定する河川等において水位が警戒水位を越えるとき洪水による災害の発生が予想される場合において水防を必要とする旨の警告を発する。
- (3) 火災予防のための気象通報
名古屋地方気象台が火災の予防上危険があると認める気象状況について、防災情報提供装置により伝達される。
- (4) 火災警報
衣浦東部広域連合長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるときに発表する。
発令基準は、衣浦東部広域連合火災警報規則（平成15年4月1日衣浦東部広域連合規則第29号）に定めるところによる。

第6項 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

第2節 避難情報

実施責任者

実施責任者	指示	災害の種類	根拠法
市長	指示	全災害	災害対策基本法第60条
水防管理者（市長）	指示	洪水	水防法第22条
知事、その名を受けた吏員	指示	洪水、地すべり	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
警察官	指示	全災害	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官	指示	全災害	自衛隊法第94条

第1項 知立市における措置

- (1) 避難情報
速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるかなどを確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア [警戒レベル5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ [警戒レベル4] 避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] 避難指示を発令するものとする。その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）

知立市

—— 方面本部（西三河県民事務所） ——

→ 知事

(4) 他市町村又は県に対する応援要求

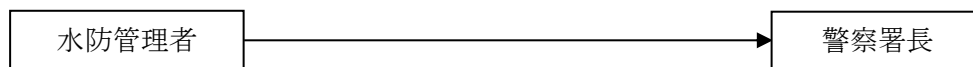
市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要因及び資機材につき応援を要求する。

第2項 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



第3項 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

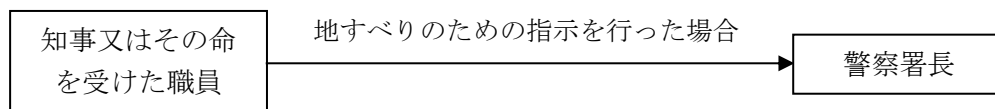
(1) 洪水等のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 地すべりのための立退きの指示

知事等は地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。

(3) 通知（地すべり等防止法第25条）



(4) 市町村長への助言、ホットラインによる情報提供・共有

ア 市町村長への助言

知事は、市町村長から避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

イ ホットラインによる情報提供・共有

「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市町村長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。

(5) 市町村長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって立退き等の指示を行う。

(6) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市町村からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

(7) 他市町村に対する応援指示

県は、市町村の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、

他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第4項 県警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

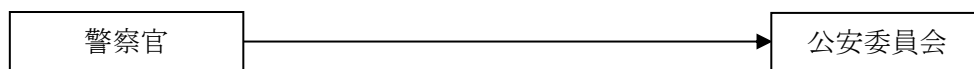
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

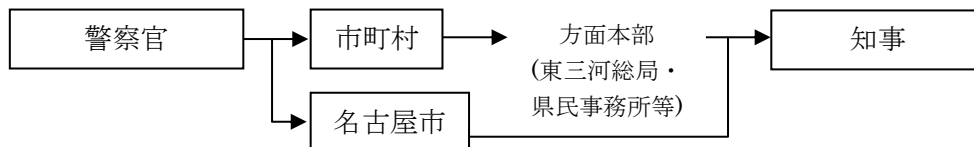
市町村長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1) の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



イ (2) の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）

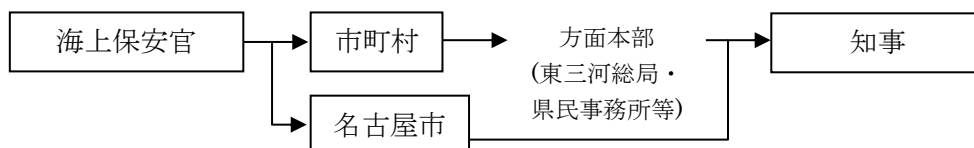


第5項 第四管区海上保安本部（海上保安官）における措置

(1) 災害対策基本法第61条による指示

第4項(2)の警察官に準ずるものとする。

(2) 報告・通知等（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）

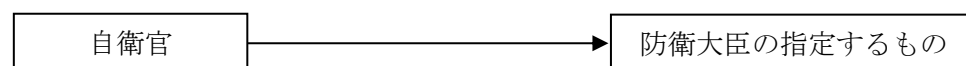


第6項 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り、第4項(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



第7項 避難指示の内容

避難指示を行う場合の伝達内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項（火災、盗難の予防、携行品、服装等）

第8項 避難の措置と周知

- (1) 地域住民への伝達

ア 伝達方法

危険区域住民に対する周知については、次により実情に即した方法で徹底を図る。伝達手段は防災行政無線、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や個別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

（別冊資料編：第3編 10. 災害時の放送に関する協定）

- (ア) 信号による伝達(水防信号)

打鐘信号又はサイレン信号により伝達し、必要に応じて打鐘信号とサイレン信号を併用する。

避難警報	水防信号	打鐘信号	余いん防止付サイレン信号
事前避難警報	水防警報信号	 (3点) (3点)	約60秒 約6秒 約60秒
緊急避難警報	避難信号	 (連点)	約3秒 約3秒 約3秒 約2秒 約2秒

（注）避難警報信号は、水防法第13条により県規則で定めたものである。

- (イ) 放送による伝達

a 同報無線

市域内に配置の同報無線により、一括又は個別に伝達する。

b 有線放送

有線放送設備のある場合には、有線放送を通じ関係の地域住民に伝達する。

c ラジオ、テレビ放送

放送局に対して、勧告等を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示して放送を依頼する。

- (ウ) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による伝達

- (エ) 広報車による伝達

市の広報車等を利用し、関係区域を巡回して伝達する。

- (オ) 個別訪問による伝達

停電時や夜間等、避難情報の入手が困難な場合においては、消防団、自主防災組織等により家庭を個別に訪問し、伝達の周知を図る。

イ 住民への周知徹底

(ア) 避難の指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(イ) 人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

(2) 関係機関への伝達

避難の事前準備及び勧告、指示を発令した場合又は警察官等から勧告、指示を行った旨の通報を受けたときは、発令者、発令の理由、避難の対象地区、日時、避難先等を記録するとともに、必要に応じ関係機関へ連絡のうえ、協力を求めるよう措置する。

第9項 警戒区域設定

(1) 目的と内容

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、人的な被害の未然の防止を図る。

(2) 警戒区域の設定の実施責任者

ア 市長

市長は、(1)のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

イ 警察官

市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合、警察官は市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

ウ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。(災害対策基本法第63条)

エ 消防職員又は水防職員

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

(3) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

第3節 住民等の避難誘導等

第1項 住民等の避難誘導等

避難は原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によって、警察官、消防職員、消防団員、災害対策本部職員等が誘導を行うものとし、各地域に責任者及び誘導員を定めておき、誘導にあたっては極力安全と統制を図るものとする。

なお、避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。

- (1) 避難の順序は、高齢者・障がい者・傷病者・乳幼児等の要配慮者を優先し、一般人を次順位とする。
- (2) 誘導経路等については、事前に検討してその安全を確認し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。
- (3) 特に夜間は照明を確保し誘導の安全を期し、浸水地等には必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を配置して万全を図る。
- (4) 指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

第2項 避難行動要支援者の支援

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導
地域住民、自主防災会、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援
 - ア 避難のための情報伝達
要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。
 - イ 避難行動要支援者の避難支援
平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。
また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。
 - ウ 避難行動要支援者の安否確認
避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。
 - エ 避難後における避難行動要支援者への対応
地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行う。

第4節 広域避難

第1項 広域避難に係る協議

- (1) 知立市における措置
市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。
- (2) 県における措置
県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と

協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

第2項 居住者等の運送

(1) 県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。

- ア 運送すべき人
- イ 運送すべき場所
- ウ 期日

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

□ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう、活動体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 市は、県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 県、市及び防災関係機関は、受伝達重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達

第1項 知立市における措置

（1）被害状況等の収集

- ア 人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。
- イ 災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。
- ウ 収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

（2）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市町村長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

（3）安否不明者・行方不明者の情報収集

住民登録の有無にかかわらず、市域内で安否不明・行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

（4）重要な被害状況の伝達

災害対策本部の各組織は、次に掲げるところにより所管する事項の被害状況について、逐次速やかに電話等により県防災関係機関へ伝達を行う。また、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式1により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）あわせて、安城警察署知立幹部交番にも連絡する。

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。

なお、確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国（消防庁）に報告する。

（5） 重要な災害情報の収集伝達

ア 安否情報

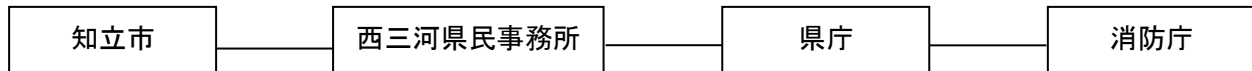
被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

イ 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて連絡するものとする。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

県及び消防庁への連絡先



西三河県民事務所の連絡先

区分		第 1 非常配備		第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (準備強化体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備
勤 務 時 間 内	配備場所	西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎 2 階)			西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎 4 階災害対策室)		
	NTT	庁舎代表		0564-23-1211	庁舎代表	0564-23-1211	
		防 災	内線	2269、2270（防災）、 2271（消防）	内線	4111、4112（統括部総括班） 4113（統括部総務班） 4114（支援部支援班） 4116、4117、4124（統括部情報 班）	
			直通	0564-27-2705、2706	直通	0564-27-2793（統括部総括班） 0564-27-2794（統括部総務班・支 援部支援班） 0564-27-2795（統括部情報班）	
	NTTFAX	0564-23-4316			直通	0564-27-2796	
	防災行政無線	防 災	無線発信番号-605-2269、 2270（防災）		統括部 総括班	無線発信番号-605-4111、4112	
			無線発信番号-605-2271 (消防)		統括部 総務班	無線発信番号-605-4113	
					支援部 支援班	無線発信番号-605-4114	
					統括部 情報班	無線発信番号-605-4116, 4117, 4124	
	防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-605-1150			無線発信番号-605-4123		
e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp						
勤 務 時 間 外	配備場所	西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎 4 階災害対策室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTT	0564-27-2795					
	NTTFAX	0564-27-2796					
	防災行政無線	無線発信番号-605- 4120、4121、4122					
	防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-605-4123					
	e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp					

< 県への連絡先 >

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎 2 階 防災安全局内			自治センター 6 階 災害情報センター		
勤 務 時 間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内 線 2512 (災害) 内 線 2512 (特殊災害) 内 線 2522 (火災) 内 線 2522 (危険物) 内 線 2539 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)			052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内 線 5302～5304 (総括部総括班) 内 線 5306～5307 (総括部渉外班) 内 線 5314～5316 (総括部復旧班) 内 線 5308～5310 (広報部広報班) 内 線 5311～5312 (情報部整理班) 内 線 5313、5320～5322 (情報部局・公共機関班) 内 線 5317～5319 (情報部方面班) 内 線 5339、5340 (情報部調査班) 内 線 5323～5324 (運用部庶務班) 内 線 5325～5327 (運用部運用班) 内 線 5324 (運用部庶務会計班)		
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助))			052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107		
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)			600-1360～1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1376 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)		
	防災行政無線 (FAX)	600-1510			600-1514		
勤 務 時 間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)			同 上		
	防災行政無線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)			同 上		
	防災行政無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)			同 上		
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					
					aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp		
防災webメール		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)					

<消防庁への連絡先>

通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9:00～17:00）（消防庁防災課応急対策室）

（NTT回線） 03-5253-7527	（消防防災無線） 9#-92-xxx（無線専用電話のみ）	（地域衛星通信ネットワーク） 9-048-500-90-43xxx (43xxxの下3桁は衛星電話番号簿を参照)
03-5253-7537(FAX)	9#-92-9049033(無線専用FAXのみ)	9-048-500-90-49033 (FAX)

夜間・休日時（消防庁宿直室）

（NTT回線） 03-5253-7777	（消防防災無線） 9#-92-90-102（無線専用電話のみ）	（地域衛星通信ネットワーク） 9-048-500-90-49102
03-5253-7553(FAX)	9#-92-90-49036（無線専用FAXのみ）	9-048-500-90-49036 (FAX)

伝達の対象となる被害と伝達内容

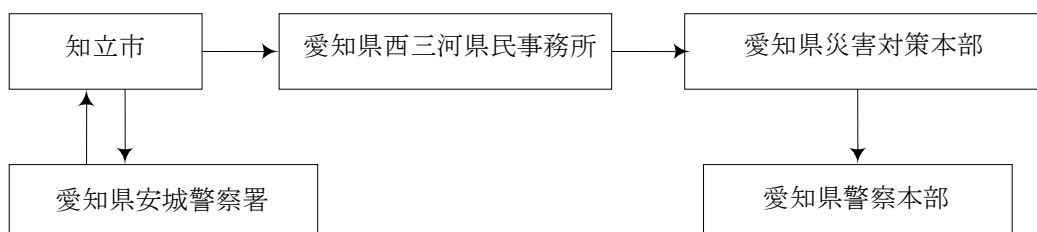
伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況 応急対策状況(全般)	様式1から2によること
人的被害等	人的被害	様式3によること
	避難状況、救護所開設状況	様式4によること
公共施設被害	道路被害	様式5によること （確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。）
	港湾及び漁港施設被害	
	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	

ア 人的被害等

次に掲げる事項の一に該当したとき被害の発生及びその経過に応じ、逐次報告する。

- （ア） 県災害対策本部が設置されたとき。
- （イ） 市災害対策本部が設置されたとき。
- （ウ） 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- （エ） 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められるとき。

人的被害等に関する報告系統



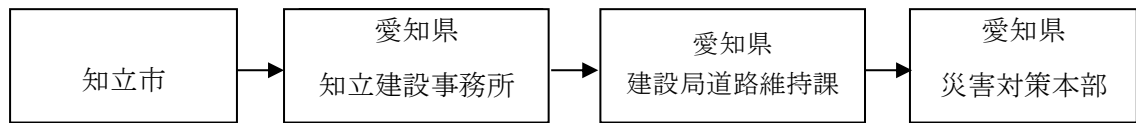
イ 道路被害

次に掲げる事項の一に該当したとき被害の発生及びその経過に応じ、逐次報告する。

- （ア） 県災害対策本部が設置されたとき。

- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (ウ) 重大な被害（普通自動車以上の通行規制を生じたとき。）が発生したとき、又は応急復旧したとき。

道路被害に関する報告系統

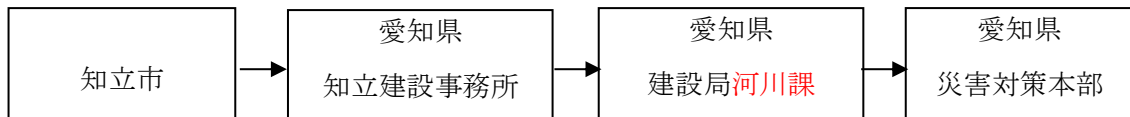


ウ 河川被害

次に掲げる事項の一に該当したとき被害の発生及びその経過に応じ、逐次報告する。

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (ウ) 重大な被害（河川の堤防が破堤又は越水が生じたとき。）が発生したとき、又は応急復旧したとき。

河川被害に関する報告系統

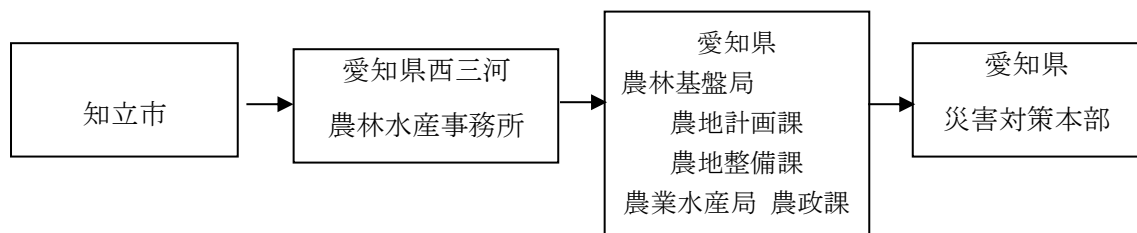


エ 貯水池・ため池被害

次に掲げる事項の一に該当したとき被害の発生及びその経過に応じ、逐次報告する。

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (ウ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。

貯水池・ため池被害に関する報告系統

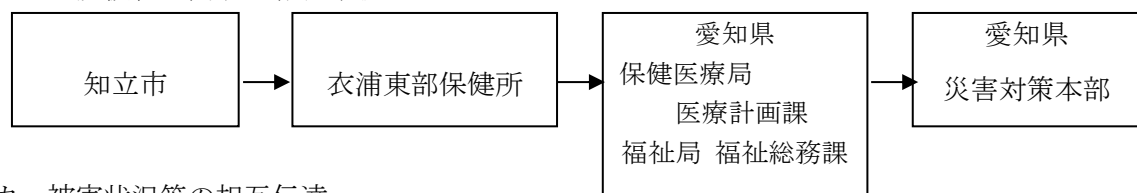


オ 水道施設被害

次に掲げる事項の一に該当したとき被害の発生及びその経過に応じ、逐次報告する。

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき。

水道施設被害に関する報告系統



カ 被害状況等の相互伝達

上記アからオに掲げる人的被害等、道路被害、河川被害、貯水池・ため池被害、水道施設

設被害をはじめ鉄道施設被害、電信電話施設被害、電力施設被害、ガス施設被害等の重要な被害状況については、各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況に係る情報を、愛知県地域防災計画に定める機関に報告のほか、市内防災関係機関に対し相互に伝達するものとする。

様式1

第 1 報

(災害概況速報)

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認等」)を記入して報告すれば足りること。)

様式2

年 月 日 時 分 現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因				発生日時		年 月 日 時 分				
発 信 場 所										
発 信 機 関				発 信 者						
受 信 機 関				受 信 者						
区 分		被 害		区 分		被 害				
人的被害	死 者	1	人	河川	橋りょう	31	か所			
	行方不明者	2	人		破 堤	32	か所			
	負傷者	重傷	3		人	越 水	33	か所		
		軽傷	4		人	その他 (法面崩壊等)	34	か所		
住家被害	全 壊	5	棟	その他	港湾・漁港	35	か所			
		6	世帯		砂 防	36	か所			
		7	人		清掃施設	37	か所			
	半 壊	8	棟		崖くずれ	38	か所			
		9	世帯		地すべり	39	か所			
		10	人		土石流	40	か所			
	一部破損	11	棟		鉄道不通	41	か所			
		12	世帯		被害船舶	42	隻			
		13	人		水 道	43	戸			
	床上浸水	14	棟		電 話	44	回線			
		15	世帯		電 気	45	戸			
		16	人		ガ ス	46	戸			
	床下浸水	17	棟		ブロック塀等	47	か所			
		18	世帯		り災世帯数	48	世帯			
		19	人		り災者数	49	人			
	非住家	公共建物	20		棟	火災発生	建 物	50	件	
		その他	21		棟		危 険 物	51	件	
	その他	田	流失・埋没		22	ha	その他	そ の 他	52	件
			冠 水		23	ha		公立文教施設	53	千円
畑		流失・埋没	24	ha	農林水産業施設	54	千円			
		冠 水	25	ha		公共土木施設	55	千円		
文教施設		26	か所	その他の公共施設	56	千円				
病 院		27	か所	小 計	57	千円				
道路		損 壊	28	か所	その他	農産被害	58	千円		
		冠 水	29	か所		林産被害	59	千円		
		(うち通行不能)	30	か所		畜産被害	60	千円		
						要 請 事 項				

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

様式3

人 的 被 害

(第 報)

報告の時点	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原因		
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)	
	住所		
	収容先		
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)		

様式4

避難状況・救護所開設状況（第 報）

報告の時点			日時 分現在		受信時刻		時 分					
発信機関					受信機関							
発信者名					受信者名							
内 容												
避難状況	避難先	地区名	避難指示等の種別	日時	対象世帯数 世帯	対象人数 人	避難実 世帯数	避難実 人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数 世帯	最大人数 人
			緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分					屋内 屋外			
			緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分					屋内 屋外			
			緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分					屋内 屋外			
			緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分					屋内 屋外			
			緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分					屋内 屋外			
			緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分					屋内 屋外			
救護所開設状況	救護所名		設置場所	患者数 受入 搬送		実施機関			収容人数の最大値 重傷 軽傷			

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

様式 5

公共施設被害

(第 報)

報告の時刻		日	時	分現在	発信時刻		時	分
発信機関					受信機関			
発信者名					受信者名			
内 容								
被害区分		ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池・ため池等 エ. 砂防 オ. 港湾・漁港 カ. 道路 キ. 水道施設 ク. その他（ ）						
発 生	日 時	日 時 分						
	場 所							
	原 因							
状 況	被害区域間							
	管理者	(電話)						
	被害程度 (概要)							
	応急対策 の状況							
	復旧見込							
	その他 参考事項							

別表3

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	負傷者	災害のために負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

被害区分		判定基準
その他	田の流出・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	道路（損壊）	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	道路（冠水）	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	道路（通行不能）	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	河川（破堤）	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	河川（越水）	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	河川（その他）	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾	湾港法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の2の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による被害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。
	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	火災（建物）	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱、若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下、若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵所その他にこれに類する施設を除く。
	火災（危険物）	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	火災（その他）	建物及び危険物以外のもの。

被害区分	判定基準
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
罹災者	り災世帯の構成員とする。
公立文教施設	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
公共施設被害 市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
その他	水産被害 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第2節 通信手段の確保

第1項 知立市及び防災関係機関における措置

（1）電気通信施設の利用

ア 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

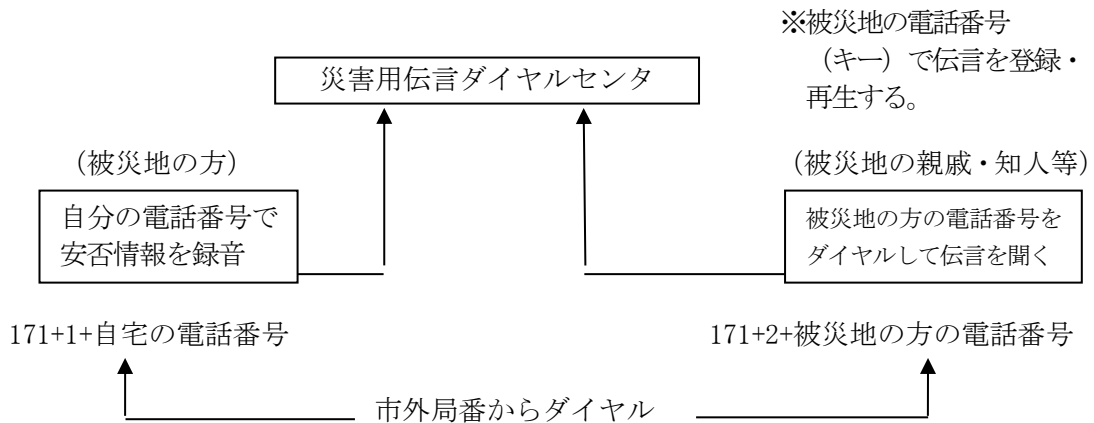
- ・承認電話番号 0566-83-1111～1115
- ・電話設置場所 第3会議室（災害対策本部）

イ 災害用伝言ダイヤルの活用

N T T西日本は、被災地域への通信確保対策として、災害用伝言ダイヤルを運用する。

災害用伝言ダイヤルは、被災者の安否確認を直接電話で行わず、N T T東日本及びN T T西日本のネットワーク上配置した伝言蓄積装置に安否等の情報を蓄積して被災者の安否確認を行うものである。

災害用伝言ダイヤルのシステム



項 目	内 容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地を中心とした生活圏の NTT 一般電話番号（市内局番を含む。また、災害発生時に NTT が県単位に指定する。）
利 用 可 能 電 話	NTT の一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INS ネット 64、INS ネット 1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、PHS （一部の通信事業者は今後拡大予定）
伝 言 蓄 積 数	1 電話番号あたり 1～10 伝言
伝 言 録 音 時 間	1 伝言 30 秒以内
伝 言 の 保 存 期 間	登録後 2 日間（48 時間）
伝 言 の 消 去	保存期間経過時に自動消去
利 用 料 金	発信地～被災地電話番号間の通話料（登録、再生とも必要）
暗証番号付き伝言	4 桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）

（2） 愛知県防災行政用無線の利用

県から発信される災害に関する情報は、愛知県防災行政用無線を利用して受信する。また、電話回線に障害が生じた場合における県との通信連絡は、愛知県防災行政用無線を利用して行う。

（3） 知立市地域防災無線・防災行政無線の利用

緊急を要する市内の通信連絡は、地方行政用（防災行政用）無線を利用して行う。

（別冊資料編：第1編 7. 市主要災害通信施設）

（4） 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の内容

- （ア） 人命の救助に関するもの。
- （イ） 災害の予警報（主要河川の水位を含む）及び災害の状況に関するもの。
- （ウ） 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- （エ） 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

- (オ) 遭難者救護に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む）。
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送に関するもの。
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。
- (コ) 市長が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(5) 放送の依頼

緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより放送事業者（受託放送事業者を除く）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を県知事を通して依頼することができる。

第3節 広報

第1項 防災関係機関の措置

各機関は、広報活動を実施するにあたっては、連絡を密にし、各機関相互に錯そうのないよう万全を期するものとする。特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

- (1) 災害の状況、応急措置の状況等の広報資料の編集に当たっては、必要に応じて関係機関その他各種団体等に対し、情報の提供を求めて実施するものとする。
- (2) 写真等の収集
写真は、被害調査の際撮影した写真等を用いる。必要に応じて担当者を派遣して写真やビデオの撮影、録画等を実施するものとする。

第2項 各機関における措置

市及び各機関は、広報車、防災行政無線（同報無線）、ケーブルテレビ、web サイト、ハンドマイク等、以下の広報媒体を利用する。

- (1) 報道機関(テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社)への情報提供
- (2) 防災行政無線（同報無線）通信の放送
- (3) コミュニティFMやケーブルテレビの放送
- (4) web サイト掲載
- (5) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）による情報提供
- (6) 広報紙等の配布

- (7) 広報車の巡回
- (8) 掲示板への貼紙
- (9) 緊急速報メール機能
- (10) ソーシャルメディア
- (11) その他広報手段

第3項 広報内容

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 住民のとるべき措置
 - ウ 避難に関する情報(避難場所、避難情報)
 - エ 救護所の開設状況
 - オ 道路・河川情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
 - エ 公共土木施設等の状況
 - オ ボランティアに関する状況
 - カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - キ 被災者相談窓口の開設状況
 - ク その他必要事項

第4章 応援協力・派遣要請

□ 基本方針

災害応急対策を実施するため、市の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合に、これに従事する要員等について定めるものとする。

第1節 応援協力

第1項 知立市における措置

(1) 知事等に対する応援要請等

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該市の災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市町村長に対する応援要請

市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を要請する。

なお、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要請する。

この場合、応援を求められた市長村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(3) 他自治体災害時の応援活動体制の整備

市は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し応援要請を待ついとまがなく派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう、支援体制の整備を図るものとする。

派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、自己完結型の体制とする。

また、市長は「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

第2項 県における措置

(1) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

- ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

- イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第3項 中部地方整備局における措置

- (1) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2）

中部地方整備局は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

- ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ウ 緊急輸送道路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第4項 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2節 自衛隊の災害派遣

第1項 自衛隊における措置

- (1) 災害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の搜索救助
死者、行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の消防用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去に当たる。
- (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援
被災者に対して応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を行う。

(10) 救助物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(11) 危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲における火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(12) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を執る。

第2項 知立市又は関係機関における措置

(1) 災害派遣の基準

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、市長は人命又は財産の保護のため必要がある場合に、自衛隊の災害派遣要請を知事に依頼する。自衛隊においては要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、適切な措置を執る。

(2) 災害派遣要請者等

ア 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請者は知事等であり、市長は自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、知事にその旨を依頼する。

イ 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域
	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	三河地区（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）
航空自衛隊 第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域
海上自衛隊 横須賀地方総監部 (第3幕僚室)		県内全域

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したと認めるとき又は必要がなくなった場合は、速やかに知事に対して、次の事項を記載した文書により撤収要請を依頼する。

災害派遣撤収要請依頼書

災害派遣要請者殿 災害派遣部隊撤収要請依頼書 災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日 をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。	年 月 日 知 立 市 長
---	--

第3項 災害派遣要請等手続系統

(1) 派遣要請依頼

市長が自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、災害派遣要請依頼書を知事あて（西三河方面本部（西三河県民事務所）経由）に提出する。

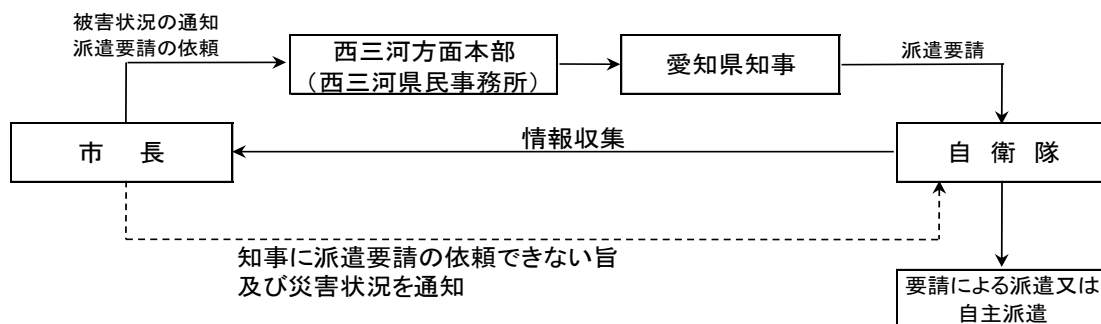
なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合はとりあえず、電話その他迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

市長が知事に自衛隊の派遣要請の依頼ができない場合は、その旨及び市内の災害状況を自衛隊に通知する。なお、通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 派遣要請依頼の代行

市長が不在の時は、副市長がその職務を代行する。また市長・副市長共に不在のときは、危機管理局長がその職務を代行する。

(3) 災害派遣要請等手続系統



(注) 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、西三河方面本部（西三河県民事務所）へも連絡すること。

災害派遣要請依頼書(参考)

災害派遣要請者殿 部隊等の派遣要請依頼書 災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。 記 1 災害の情况及び派遣要請を依頼する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣要請を依頼する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区域 (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等） 4 その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎の準備状況など） その他細部については、 において調整する。	年 月 日 知 立 市 長
---	--

2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救護活動終了するまでの間」等の定性的な表現とする

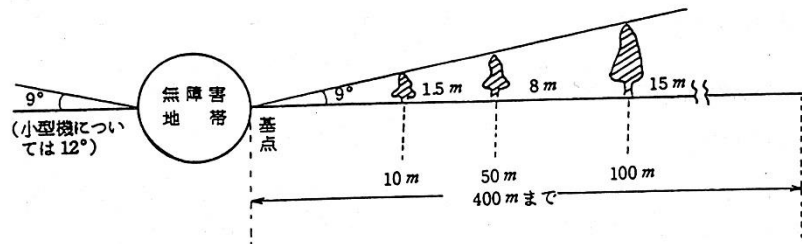
第4項 災害派遣部隊の受入れ

市長は、災害派遣部隊を受入れるときは次の点に留意して、派遣された部隊の活動が十分に達成されるよう努めるものとする。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することのないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

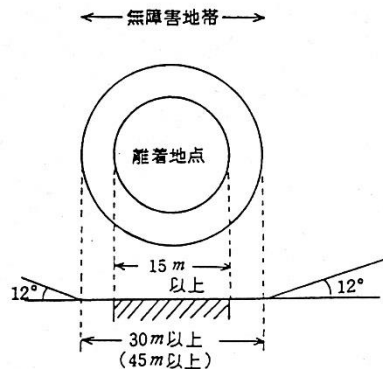
ア 事前の準備

- (ア) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

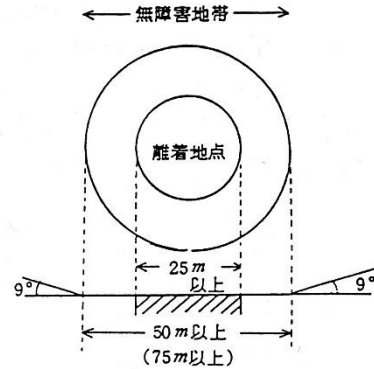


(7) 離着地点及び無障害地帯の基準

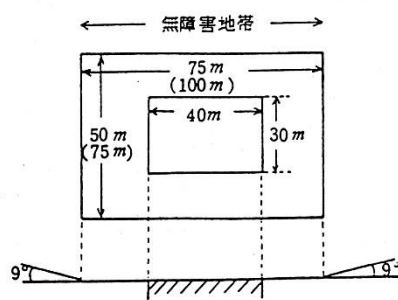
a 小型機<OH-6>の場合



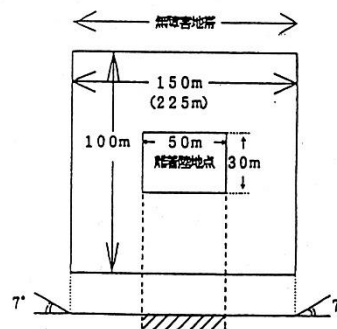
b 中型機<HU-1>の場合



c 大型機 <UH-60J>の場合



d 大型機<CH-47>の場合



※ () は夜間の場合を示す。

- (イ) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - (ウ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - (エ) 自衛隊が予め行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。
- イ 受け入れ時の準備
- (ア) 離着地点には、下記基準の㊸記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
 - (イ) ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。
 - (ウ) 砂塵の舞い上がる時は散水を、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
 - (エ) ヘリポート付近の住民に対し、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
 - (オ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 - (カ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

第5項 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 派遣部隊等の装備及び携行品（食糧、燃料、衛生材料等）以外に必要とする物品は、すべて市のものを使用するのを原則とする。
- (2) 市が必要品を持っていない場合において部隊が使用した消耗品は、原則として部隊の回収（代品弁償による回収を含む）に応ずるものとする。
- (3) その他細部の経費の負担等については、あらかじめ市長と派遣部隊の長との間で協定する。
- (4) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第3節 ボランティアの受入

第1項 知立市における措置

- (1) 「知立市災害ボランティアセンター」の開設
市、市社会福祉協議会及び日本赤十字社等は、「知立市災害ボランティアセンター」を開設し、コーディネーターの派遣をNPO・ボランティア関係団体等に要請する。
- (2) 「知立市災害ボランティアセンター」の運営
「知立市災害ボランティアセンター」は、コーディネーターと協力して、以下の業務を実施し、災害時におけるボランティア活動の円滑化を図る。
 - ア 一般参加ボランティアの受入れ
 - イ 登録ボランティアに対する活動要請（一般作業、特殊作業、コーディネート業務等）
 - ウ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
 - エ ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材の確保
 - オ 市との連絡調整
 - カ ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
 - キ その他被災者の生活支援に必要な活動
- (3) NPO・ボランティア関係団体等との連携
市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、**災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。**

第4節 労務供給

第1項 知立市における措置

活動要員の人員が不足し、また土木作業、清掃作業等の特別の労力が必要なときは、市内建設業者から労力の協力を求めるほか、状況により労務者を雇上げるものとする。

- (1) 実施責任者
災害応急対策を実施するために必要な人員の雇上げはそれぞれの応急対策の実施機関において行う。
- (2) 労務者雇上げの範囲
災害救助法に基づく救助の実施に必要な労務者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

種 類	内 容
被災者の避難	災害のため現に被害を受け、また受ける恐れのある者自身を安全地帯に避難させるため市長が雇上げる労務者
医療及び助産における移送	1 救護班によることができない場合において患者を病院診療所へ運ぶための労務者 2 救護班に属する医師、助産婦、看護師等の移動に伴う労務者 3 重傷ではあるが今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のための労務者
被災者の救出	1 被災者救出行為そのものに必要な労務者 2 救出に要する機械器具、その他の資材を操作し、又は後始末するための労務者
飲料水の供給	1 飲料水そのものを供給するための労務者 2 飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する労務者 3 飲料水の浄化のための医療品の配分に要する労務者
救済用物資（義援物資を含む）の整理輸送及び配分	1 救済用物資の種類別地区別区分整理保管の一切に係る労務者 2 救済用物資の送達のための荷物の積卸上乗し、運搬に係る労務者 3 救済用物資の被災者への配分に係る労務者
死体の搜索	1 死体の搜索そのものに必要な労務者 2 死体を搜索するための機械・器具を操作し、又は後始末するための労務者
死体の処理	死体の洗浄、消毒等の処理及び死体安置所まで輸送するための労務者

ただし、以上のほか埋葬、炊出し、その他の救助作業の人夫を雇上げる必要がある場合は、市本部長は次の申請事項を明記して県本部長に申請する。

- ア 人夫の雇上げをする目的又は救助種目
- イ 人夫の所要人員
- ウ 雇上げを要する期間
- エ 人夫雇上げの理由
- (3) 労務者雇上げの期間

労務者雇上げの期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく労務者の雇上げの期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

ただし、これにより難しい場合は知事の承認を受けて期間を延長することができる。
- (4) 賃金の基準

法令その他に規定されているものを除き、その地域における通常の実費程度を支給する。
- (5) 記録
 - ア 臨時雇用人夫勤務状況
 - イ 人夫賃支払関係証拠書類

第5節 防災活動拠点の確保等

第1項 知立市における措置

大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

また市は、県内市町村への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

第2項 防災活動拠点の確保等

(1) 市は、次の防災活動拠点の確保を図るものとする。

ア 地区防災活動拠点（知立市役所）

受援及び応援のための集結・集積活動拠点

イ 地域内輸送拠点（知立市役所）

(2) 物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、地域内輸送拠点を速やかに開設できるよう、拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第3項 防災活動拠点の要件等

要 件 等		地 区 防 災 活 動 拠 点
災 害 想 定 の 規 模		市町村区域内 局地的な土砂災害等
応 援 の 規 模		隣接市町村等
役 割		被災市町村内の活動拠点
拠 点 数		市内で1か所程度
要 件	面 積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施 設 設 備	できれば倉庫等

第5章 救出・救助対策

□ 基本方針

- 市長、警察は災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
また、救出にあたっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等の要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用するものとする。

第1節 救出・救助活動

第1項 知立市における措置

(1) 対象者

- ア 災害が直接の原因となって、現に生命身体が危険な状態であり、早急に救出しなければ生命身体の安全を保障できないようなおおむね次のような状態にある者
 - (ア) 火災の際に、火中に取り残された者
 - (イ) 倒壊家屋の下敷になっている者
 - (ウ) 流出家屋及び孤立したところに取り残された者
 - (エ) 大規模な爆発、汽車、電車、自動車、航空機等による集団的大事故に遭遇した者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者
 - (ア) 行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者
 - (イ) 行方は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

(2) 救出の方法

被災者の救出は安城警察署及び知立幹部交番と緊密な連絡を取りつつ衣浦東部広域連合が主体として実施する。なお、災害の様相によっては、他市町村又は県に対して救出の実施又はこれに要する要員資機材の応援を要求する。

- ア 火災の際、火中に取り残された者の救出
救護注水のもとに、被災建物の状況に応じ、消防の有する人員、施設、救助用資器材を最も有効に活用し、救出の万全を期して行う。
- イ 倒壊家屋等における救出
倒壊物による被災者の負傷、土石流、崖崩れ等による埋没事故に際しては、救助工作車、救急車その他消防機関の有する人員、施設、救助用資器材を最大限に活用して迅速に行う。
- ウ 浸水地帯における救出
水害に際し、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合は、舟艇、救命ボート等により被災者の救出を迅速に行う。被害の状況、規模に応じては更にヘリコプターの応援を要請する。

(3) 救出の期間

災害発生の日から3日間でありその後は死体の捜索として取り扱われる。

(4) 警察、医療機関との連絡

被災者救出のための通報を受領し、救出活動を実施する場合は、特に警察及び医療機関との密接な連絡をとり、救出救急に当たる。

(5) 関係機関への要請

災害による被害が甚大な場合又は有毒ガスの発生等による特殊な災害で救出活動の実施

が困難な場合は、県をはじめ自衛隊、警察等特殊装備を有する関係機関の応援を要請する。

(6) 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(7) 経費

救出のため認められる経費は通常の実費である。ただし、この費用は真に必要なやむをえない経費に限り金額にかかわらず支出できる。

ア 借上費

舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費で直接搜索及び救出作業に使用したものに限る。

イ 修繕費

救出のために使用した機械器具の修繕費である。

ウ 燃料費

機械器具を使用するために必要なガソリン代、石油代、及び搜索や救出を行う場合の照明灯油代、救出した者をそ生させるための採暖用燃料費である。

(8) 記録

ア 被災者救出状況記録簿

イ 救出用機械器具燃料受払簿

ウ 被災者救出用機械器具修繕簿

第2項 中部地方整備局及び高速道路会社における措置

(1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

(2) 高速道路のサービスエリア等の使用

高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。

第2節 防災ヘリコプターの活用

第1項 知立市における措置

(1) 応援要請の基準

市長は、次の要件の一に該当し航空機の活動が必要と判断した場合は、名古屋市消防航空隊に防災ヘリコプターの応援を要請する。

ア 災害が隣接する市町に拡大し、又はその恐れがある場合

イ 市の消防力によっては防御が著しく困難な場合

ウ その他救急活動等において防災ヘリコプターによる活動がもっとも有効な場合

(2) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容

の活動を行う。

- ア 被害状況調査等の情報収集活動
- イ 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資ならびに人員等の輸送
- ウ 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- エ 火災防御活動
- オ 救急救助活動
- カ 臓器等搬送活動
- キ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

(3) 応援要請の手続き

市長は防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- ア 災害の種別
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- カ 応援に要する資機材の品目及び数
- キ その他必要な事項

緊急時応援要請連絡先

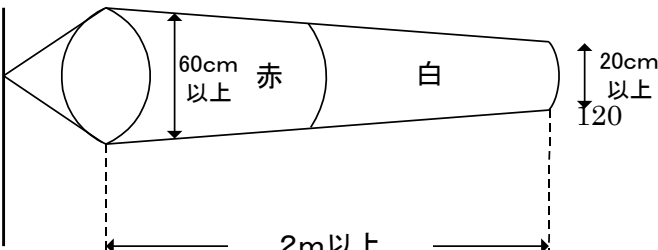
区 分	通 報 先
8 時 45 分から 17 時 30 分まで	名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 F A X：0568-28-0721
17 時 30 分から 8 時 45 分まで	名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 F A X：052-953-0119

(4) ヘリポートの準備

ヘリコプターの受入れを行うときは、次の事項に留意し受入れ態勢の万全を期するものとする。

- ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものは撤去し、砂じんの舞い上がる恐れがあるときは、十分に散水をしておくこと。また、積雪時の場合は、除雪又は転圧を行っておくこと。
- イ 離着陸時は、風圧等により危険があるので、関係者以外のものを接近させないようにすること。
- ウ ヘリポートにおける指揮所、駐車場、物資集積場等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮しておくこと。
- エ ヘリポートの近くに、上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し（又は旗）を立てること。これらがなければ発煙筒をたき安全進入方向を示すこと。

吹き流しの基準

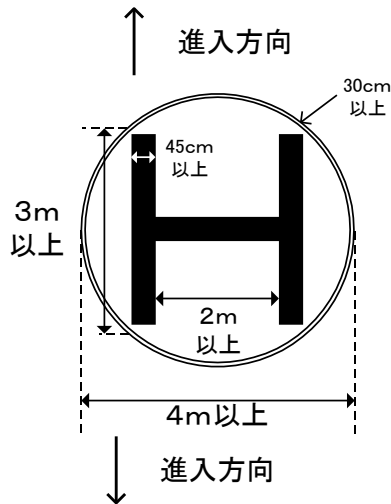


旗の基準



オ 着陸地点には (H) の記号を表示して着陸中心を示すこと。

着陸地点表示の基準



斜線内は通常は白色（石灰）
積雪時は赤色とする

カ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、搭載量を超過しないため計量器を準備すること。

キ ヘリポート使用に当たっては、名古屋市消防航空隊及び施設管理者に連絡を行うこと。

知立市指定ヘリポート

所在地：知立市昭和グラウンド（知立市昭和2-7）
面積：15,157 m ²

（5） その他

ここに計画するもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「名古屋市航空機隊支援出動要請要領」に定めるところによる。

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

□ 基本方針

被災地においては、環境衛生条件の悪化及び被災者の病原体に対する抵抗力の低下により感染症等の発生が予想されるので、これを防ぐために実施する防疫及び保健衛生活動について定めるものとする。

第1節 医療救護

第1項 知立市における措置

災害時には、医療施設自体も浸水被害を受け診療機能が低下する一方、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められる。

このため、災害により医療、助産機能が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるとともに応急的に医療を施し、また助産に関する処置を必要とするのでその方法についても定めるものとする。

(1) 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のために医療の途を失った者及び災害発生の日前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者とする。

(2) 医療及び助産の範囲

ア 医療

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への受入れ
- (オ) 看護

イ 助産

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前及び分べん後の処理
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(別冊資料編：第1編 16. 市内病院・医院・薬局一覧)

(3) 医療及び助産の方法

- ア 医療及び助産は原則として救護班により行う。
- イ 市長は状況に応じ現地へ救護班を派遣する。なお、知事から派遣された救護班について十分効果のある現地活動ができるよう受入の措置を講ずる。
- ウ 救護班の編成は、原則として、医師1人、看護師2人、事務1人をもって構成する。
- エ 救護班は被災者の避難所その他適当なところに救護所を開設するとともに必要に応じ巡回救護を行う。
- オ 救護班による救護ができない者又は救護班による救護が適当でない者については病院等へ入院治療を委託する。
- カ 助産については、医療の方法に準じて行うものとするが、一刻を争う場合は助産婦、産院、又は一般に両機関において行っても差しつかえない。
- キ 災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ日赤、医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産婦会等へ応援を依頼する。

ク 地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

(別冊資料編：第1編 17. 医療救護班編成表)

(4) 医療及び助産の期間

ア 医療

医療を実施できる期間は災害発生の日から14日間以内とする。ただし災害の規模が大きく死傷者が極めて多い等特殊事情がある場合は期間を延長することができる。

なお、災害救助法が適用された場合は知事の承認を受けるものとする。

イ 助産

分べんの日から原則として7日以内とする。

(5) 経費

ア 医療

(ア) 救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費

(イ) 一般の病院又は診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額内

(ウ) 施術者による場合

市内における協定金額以内

イ 助産

(ア) 救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費

(イ) 一般の病院又は診療所による場合

使用した衛生材料及び処置料

(ウ) 助産婦による場合

市内における慣行料金の8割以内

(6) 記録

ア 県から派遣された救護班に関するもの

(ア) 救護班診療記録

(イ) 救護班医薬品衛生材料使用簿

イ 市に関するもの

(ア) 救護班の編成及び活動記録

(イ) 医薬品衛生材料受払簿

(ウ) 病院、診療所医療実施状況

(エ) 助産台帳

(オ) 診療報酬に関する証拠書類

(カ) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

第2節 防疫・保健衛生

第1項 知立市における措置

(1) 実施責任者

市長の指揮のもと、防疫措置のうち次の事項を実施する。

ア 清潔措置

- イ 消毒措置
- ウ ねずみ族、こん虫等の駆除
- エ 家用水の供給
- オ 患者等に対する措置
- カ 避難所の防疫措置
- キ 臨時予防接種
- ク 衛生教育及び広報活動
- (2) 防疫活動組織
 - 災害時における防疫活動は防疫班を組織して実施する。
 - ア 防疫班は衛生担当職員及び臨時に雇った作業員をもって編成する。
 - イ 防疫班は、班長1名、班員4名を編成基準とする。
- (3) 方法
 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定めるところによる。
 - ア 清潔措置
 - 被災地域及びその周辺の地域についての道路、溝、公園等の公共の場所を中心に実施する。
 - イ 消毒措置
 - 床上浸水地域に対しては、被災の直後に区長を通じて各戸にクレゾール石けん液、ベンゾール剤及び塩化ベンザルコニウム液を配布して、床、壁の拭浄、便所の消毒を指導する。
 - ウ ねずみ族、こん虫等の駆除
 - (ア) 対象となる区域の状況、ねずみ族又はこん虫等の性質、その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法をとる。
 - (イ) 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の、地域の住民の健康及び環境への影響に留意しながら行う。
 - (ウ) こん虫等の駆除を実施する場合は、家屋内においてはDDVP油剤、戸外及び汚物の集積地帯に対しては、殺虫殺蛆効果のあるスミチオン、DDVP剤等を使用する。便所等に使用する殺蛆剤としてはオルソジクロールベンゾール剤等を用いる。
 - エ 家用水の供給
 - (ア) 知事の指示に基づき家用水停止期間中の供給を行う。
 - (イ) 家用水の供給量は1人1日当たり20リットルを標準とする。ただし、大災害のため標準量の供給が困難な場合は3～5リットル程度にとどめることもやむをえない。
 - オ 患者等に対する措置
 - 被害地域において、感染症患者又は保菌者が発生したときは、直ちに隔離収容の措置をとる。隔離病舎に受入れすることが困難な場合は、適当な場所に臨時隔離施設を設けて受入れする。
 - また、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所等を実施する。
 - カ 避難所の防疫措置
 - (ア) 避難者に対しては、市において少なくとも1日1回の検病調査を実施する。
 - (イ) 給食従事者は、健康診断を終了した者をあて、できるだけ専従とする。
 - (ウ) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。
 - また、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。
 - (エ) 衣服の消毒、便所、炊事場、洗濯場等の消毒、手洗等の励行等について指導する。

キ 臨時予防接種

- (ア) 予防接種による予防措置を講ずべき必要がある場合は、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。
- (イ) 市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い実施する。

ク 衛生教育及び広報活動

浸水地域に対しては被災の直後、防疫、保健衛生に対する衛生教育をするとともに、広報車等被災直後に利用できる期間を通じて市内全般に広報活動を行う。

- (ア) パンフレット、ポスター等により災害時における伝染病予防に関する注意事項を周知させる。
- (イ) 報道機関の協力を求め、伝染病予防に関する広報活動を行う。
- (ウ) 被災者に接するあらゆる機会をとらえて衛生指導を行う。

ケ その他必要とする事項

市はその機能を最大限に活用して災害防疫活動を実施するが、なお、人員、器材等に不足を生じる場合は、県及び他市町村の応援を求め、最大の防疫を実施する場合は、自衛隊の派遣を要請する。

第2項 栄養指導等

- (1) 県及び市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

第3項 応援協力関係

- (1) 市は県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

県は、市が行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行い、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成するほか、国及び他の都道府県に対し、DHEATの派遣を要請する。
- (3) 市は保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。
- (4) 市は、次の事項について、県動物愛護センターに協力を要請する。
 - ア 負傷した動物の収容・治療
 - イ 放浪動物の収容
 - ウ 飼育困難な動物の収容
 - エ 動物に関する相談の実施等

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

□ 基本方針

- 災害時には、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 災害時の傷病者の搬送、災害応急対策要員、災害救助物資等の緊急輸送を行うための緊急輸送ルート及び輸送力の確保について定めるものとする。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。

第1節 道路交通規制等

第1項 道路管理者及び県警察における措置

(1) 実施責任者

規制の実施は次の区分により行われる。

ただし、道路管理者と警察関係機関は密接な連絡をとり適切な措置をとるよう配慮すること。

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、欠壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむをえないと認める場合
警察	公安委員会 警察署 警察官	1 災害応急対策に従事する者又はそれに必要な物資の緊急輸送を確保するために必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑をはかるため必要であると認める場合 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はその恐れがある場合

(2) 実施要領

道路管理者は、災害の発生が予想され又は発生したときは道路、橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、危険が予想され又は被害が発生したときは、すみやかに次の要領により規制する。

ア 道路管理者

災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、もしくは通報等により承知したときは、すみやかに必要な規制をする。ただし、市長は市以外の者の管理する道路、橋りょう施設でその管理者に通知して規制するいとまのないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制又は混雑緩和の措置を実施する等の応急措置を行うものとする。

イ 警察機関

災害等により道路に危険な状況が予想され、又は発見したとき、もしくは通報等により承知したとき、ならびに災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災

害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるときはすみやかに必要な規制を行うものとする。

ウ 道路管理者及び警察機関

道路管理者及び警察機関は、道路占用工作物（ガス、電力、通信、水道）等の被害について、発見したときもしくは通報等により承知したときは、それぞれの管理者等にその安全措置を命じ、道路の保全を図るものとする。

(3) 緊急通行車両の確認及び事前申請

停止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条に規定する緊急通行車両の確認は県（県本庁、県事務所等）又は公安委員会（県警察本部、警察署）において行う。

また、緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、公安委員会（県警察本部）へ緊急通行車両の事前申請を行うこととする。

(4) 交通施設の応急処置

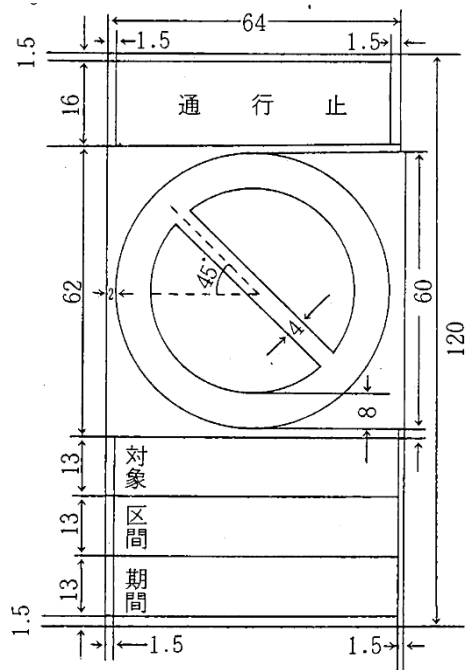
道路管理者は道路、橋りょう等に被害が生じた場合、その被害状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図るものとする。

(5) 方法

ア 市長は交通規制を行ったとき、標識を総理府令に定める場所に設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置できないときは適宜の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し必要に応じて警察官等が現地において指導に当たるものとする。

イ 道路法及び道路交通法によって規制したときは道路標識、区画線及び道路標示に関する命令又は道路交通法施行規則第5条の定めにより、また災害対策基本法第76条によって規制したときは、次の標識を設置し適当な回路を標示する。

標識



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及びわくを赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長の長さは、センチメートルとする。

(6) 県警察における措置

ア 緊急交通路の確保

- (ア) 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
- (イ) 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- (ウ) 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

イ 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

ウ 交通規制の実施

分類	態様
----	----

初動対応	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 - なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（災害発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 - なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

エ 強制排除措置

- (ア) 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- (イ) 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (ウ) 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- (エ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため、必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

オ 緊急通行車両の確認等

- (ア) 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- (イ) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- (ウ) 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。
- (エ) 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

カ 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

第2節 道路施設対策

第1項 知立市及び道路管理者等における措置

(1) 応急工事

道路管理者は、道路、橋りょう等に被害が生じた場合は、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

(2) 道路占用施設設置者との相互協力

道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、相互に通報し合い、直ちに応急措置がとられるように協力する。

(3) 建設機械等の確保

応急措置を実施するため必要な建設機械については、あらかじめ市内各事業所が保有する機械器具の実態を把握し、必要に応じ借上げ、又は提供を受ける等の方法により確保する。また資器材については、一定の数量を市においてあらかじめ確保するとともに民間在庫等を把握し、緊急時に調達できるよう措置をしておく。

第3節 緊急輸送道路等の確保

第1項 知立市における措置

(1) 道路被害情報の収集

巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。

(2) 緊急輸送道路等の機能確保

管理道路における緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいらない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路等の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第4節 緊急輸送手段の確保

第1項 知立市における措置

(1) 緊急輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、緊急度、現地の交通施設等の状況を勘案し、次により最も適切な方法により実施する。

ア 自動車による輸送

貨物自動車、乗合自動車等用途、道路事情等に応じた車両により輸送する。

イ 鉄道、軌道等による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な時又は他市等遠隔地において物資を確保したときで、鉄道等によって輸送することが適当なときは、鉄道等による輸送を行う。

ウ 舟艇等による輸送

浸水地域の避難者の収容その他物資等の輸送は、舟艇による輸送を行う。

エ 飛行機、ヘリコプターによる空中輸送

災害の状況により、空中輸送を必要とするときは、市長は、知事に防災ヘリコプター又は自衛隊の出動要請依頼を行い、空中輸送を行う。

オ 人力等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、労務者等による輸送を行う。

(2) 輸送力の確保

緊急輸送のための、車両等の輸送力の確保については市所有の車両等を掌握するとともに、公共的団体、民間事業所等の所有する車両、自家用車両等の提供を受け、又は借上げて確保に努める。なお、市内運送業者に対しては、あらかじめ災害時の車両借上げについて協議しておくものとする。

災害輸送のための自動車の確保、借上げは次の順位とする。

ア 市所有の車両等

イ 公共団体の車両等

ウ 営業者所有の車両等

エ 自家用の車両等

第2項 緊急通行車両の事前届出及び確認

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合には、県又は県公安委員会に緊急通行車両等確認の届出を行い、緊急通行車両の証明書及び標章の交付を受ける。

また、緊急輸送を行う計画のある車両については、県公安委員会へ緊急通行車両等の確認申出を行うこととする。

第3項 災害救助法による輸送の実施基準

(1) 範囲

応急救助のための輸送の範囲は次のとおりである。

種類	内容	限度
被災者の避難	1 被災者自身を避難させるための輸送 2 被災者を誘導するための人員資材の輸送	避難所設置のための輸送は避難所設置の請負工事費の中に含まれるものでここでは認められない。その他災害拡大防止のための資材物資の輸送、被災者の家財等の運搬、他の官公署において実施した避難指示によらず勝手に避難した場合の輸送及び帰宅の輸送についても認められない。
医療及び助産	1 救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に緊急に措置をこうしなければならぬ患者を医療施設へ運ぶための輸送 2 救護班の人員を運ぶための輸送	医薬品及び衛生材料の輸送は救済用物資の輸送に含まれる。
被災者の救出	1 救出された被災者の輸送 2 救出のため必要な人員、資材の輸送	他の災害救出作業に直接関係ある機関による輸送は含まれない。
飲料水の供給	1 飲料水それ自体の輸送 2 飲料に適する水を確保するための資材輸送	伝染病予防法の規定による家庭用水供給のための輸送は含まない。
救済用物資 (義援物資含)	被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資の輸送	防疫対策用資機材の輸送はここでは含まれない。

む)		避難所の場合のほか、応急仮設住宅用資材、住宅応急修理用資材、埋葬用の棺、骨壺、死体保存のための仮設安置所の資材及び障害物除去のための資材の輸送等についてはそれぞれの限度額の枠内で行われるべきもので、ここには含まない。
死体の捜索	死体の捜索のために必要な人員及び資材の輸送	行方不明者捜索の結果、生存の場合→救出のための輸送、死体の場合→埋葬のための輸送、となり、この場合ここには含まれない。 そのほか災害地の清掃のための輸送及び救助作業に直接関係のある機関による輸送も含まない。
死体の処理（埋葬を除く）	1 死体の消毒、縫合、洗浄等の処置ならびに検案のための人員輸送及び死体処置のための衛生材料等の輸送 2 死体そのものの輸送及び死体を移送するための人員の輸送	仮設安置所設置のための人員及び資機材の輸送は、その基準の枠内で操作すべきものであってここには含まれない。

(2) 期間

応急救助のための輸送及び人夫の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。

(3) 経費

ア 包括的に運送業者に輸送を委任する場合

狭義の運賃のほかには倉敷料、保管料、庫出料、人夫賃を含めた輸送料を払うこととなるが、このような契約は応急救助の建前からなるべく避けること。

イ 個々の物資をある地点に輸送する場合

重量料と積載料又はこれら両者の併用により計算される。

危険地域の割増料金については事情によって考慮される。

ウ 車両そのものを借りる場合

使用時間と走行距離により料金が決定される。

夜間走行、危険地域走行の割増料金も必要となるが、このような借上げの場合、特に運行計画をしっかりと立てなければならない。

エ 燃料、運転手の乗込、食事代、宿泊料等

これらのほかには修繕費も含めてすべて輸送費の中に織り込まれるべきである。

オ 輸送業者以外から車両を借りる場合

個人、会社の所有する自動車を借上げた場合は1日何円と定めて借上げる。ただし、この場合の料金は輸送業者のそれより安く定めるべきである。

カ 官公署その他公共的性質を持った団体から借りる場合

原則として使用賃貸であって特に定めないかぎり無償である。

(4) 記録

ア 輸送記録簿

イ 燃料及び消耗品等物資受払簿

ウ 輸送費支払関係証拠書類

第8章 水害防除対策

□ 基本方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜等に対する措置について定めるものとする。

第1節 水防（水防活動）

第1項 水防管理者団体、河川管理者及び関係機関における措置

洪水による水害が発生し、又は発生が予想される場合に、これを警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための水防活動を行う。適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となるのが河川の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

なお、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

第2節 防災営農

（農地及び農業用施設に対する応急措置）

第1項 知立市における措置

市は、土地改良区及び農業協同組合等農業団体の協力を得て、次の措置を行う。

- (1) 農地

河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により湛水排除を図る。

なお、ポンプ排水又は堤防切開工事を行うに当たっては、河川管理者と事前協議を行うものとする。
- (2) 排水ポンプ

ポンプ場に浸水の恐れがあるときは、土俵積等により浸水を防止してポンプ場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ(移動用ポンプ)により湛水の排除に努める。
- (3) ため池

ため池が増水し、漏水、溢水の恐れがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、

水位の低下に努める。なお堤防決壊防止のための応急工事の実施に当たっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

(4) 用排水路

取水樋門、立切等の操作又は応急工事を実施することにより、水路決壊防止に努める。被災した場合は、通常の水通に支障のない程度の応急復旧を行う。

(農作物に関する応急措置)

第1項 知立市における措置

市は、県及び農業協同組合等農業団体の協力を得て、農作物の被害の実態に即応し、次の措置を行う。

(1) 被害対策技術の指導

被害の実態に即し、必要な技術対策資料を作成し配布するとともに農業改良普及員、営農指導員の指導関係者の協力のもとに現地指導を行う。

(2) 苗・種子の確保

被害の状況に応じ、国、県に協力を要請するとともに、市域内外非被災農家等へ依頼して苗及び種子を収集し、並びに民間種苗商社保蔵種子の融通を受け、農協が被災農家にこれを割当て配布する。

(3) 病虫害の防除

病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって具体的な防除の実施を指示、指導する。

(4) 凍霜害

ア 警戒期間

平年の警戒期間は4月10日～5月10日までとし、凍霜害防止対策を実施する。

イ 通報

県対策本部からの通報を受けた場合は、経済課を経由してあいち中央農業協同組合に伝達し、農協は各支店の放送設備等を活用して注意をうながし事前の対策を講ずるようになる。

ウ 技術対策の指導

県対策本部より講ぜられた「凍霜害技術対策」を参考にして事前事後対策について農業改良普及員、営農指導員の協力のもとに指導を行う。

(家畜に対する応急措置)

第1項 知立市における措置

市は、県及び家畜関係団体等の協力を得て、次の措置を行う。

(1) 家畜の管理指導

災害発生に伴う家畜の管理について、地域の実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

各種家畜伝染病発生の恐れがある場合は、畜舎等の消毒を行い、清潔方法の指導及び防疫剤配布を行うとともに、当該区域内に飼育されている家畜に対し、必要に応じ技術員を派遣して緊急に予防措置を執る。

(3) 家畜飼料の確保

被災時に緊急を要する飼料は、国、県に対し放出を依頼するとともに、民間飼料会社保蔵分及び非被災地の農業畜産団体保有分の融通を受け、必要量を確保する。

第3節 漂流物の処理

第1項 拾得者における措置

漂流物を拾得した者は、遅滞なくこれを市長に引渡さなければならない。

ただし、その物件の所有者が、拾得の日から7日以内に判明したときは、直に所有者に引渡すこと。

（この場合、拾得者は材木についてはその価格の10分の1、その他の漂流物についてはその物件価格の10分の1以内の報酬を受けることができる。）

第2項 知立市における措置

- (1) 市長は、引渡を受けた物件を保管し、所有者に物件を引渡すべきことを公告する。
- (2) 市長は、前項の公告又は告知の日から6ヶ月以内に限り、河川に漂流した材木にあつては15分の1、その他の漂流物にあつては見積価格の3分の1に相当する金額ならびに保管等の諸経費を所有者より納付を受ける。

（この場合、市長は拾得者に対し材木にあつては15分の1、その他の漂流物にあつては10分の1に相当する金額を支給する。）
- (3) 市長は、漂流物件が保管に耐え難い場合、又はその価格を減ずる恐れのある場合、保管上危険の恐れのある場合、告示の日から6ヶ月の期間内に引渡の請求のない場合等においては、その物件を公売し諸経費を差引き国庫へ納入する。

なお、不足の場合は国庫から補給をうける。

第9章 避難所・要配慮者支援対策

□ 基本方針

災害により危険が急迫し、市民の生命、身体のプロtectionが必要と認められるときは、防災の第一次的債務者である市長を中心として相互に連携をとり市民に対し、避難のための立退を指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるから、その方法及び避難所について定めるものとする。

第1節 避難所の開設・運営

第1項 知立市における措置

(1) 避難所の開設

災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 学校施設が避難所となったときの措置

ア 一時的避難の場合

施設管理者は、本部と連絡協議し避難所の管理に当たる。

イ 長期にわたる場合及び全施設に及ぶ場合

学校教育に支障を生ずる場合においては、本部等と協議し、必要な措置を講ずる。

(別冊資料編：第1編 12. 指定避難施設・緊急輸送道路)

(3) 開設の報告

市長は、避難所を開設した場合は、直ちに次の事項について知事に報告する。

ア 避難所開設の日時、場所

イ 開設箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

(4) 広域一時滞在に係る協議

災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、県内の市町村については、避難先市町村と直接協議し、県外の市町村については、避難先都道府県との協議を県に要求する。

第2項 避難所の管理

各避難所には維持、管理のため責任者を定め、また設置に関する次の書類を整備保存しなければならない。

(1) 避難者名簿

(2) 物資受払簿

(3) 避難所設置及び収容状況

(4) 避難所設置に要した支払証拠書類

(5) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第3項 避難所の運営

避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営
県や市が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。
- (2) 避難者の把握
必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、受入れ能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。
- (3) 避難所が危険になった場合の対応
避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。
- (4) 避難者ニーズの把握と生活環境、プライバシーへの配慮
避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。
- (5) 避難所運営における女性の参画等
避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 避難者への情報提供
常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。
特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するよう努めること。
また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「知立市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。
- (7) 要配慮者への支援
避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。
なお、必要に応じて、福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。
- (8) 物資の配給等避難者への生活支援
給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。
なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「知立市避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。
- (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応
避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。

(12) 公衆衛生向上のための事業者団体への要請

災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(13) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第4項 避難所開設の期間

避難所開設の期間は、災害発生の日から7日間以内とする。ただし開設の期間を打ち切ることが困難な場合は期間を延長することができる。

なお、災害救助法が適用された場合は知事の承認を受けるものとする。

第2節 要配慮者支援対策

第1項 知立市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 住民等の避難誘導 第1項 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 住民等の避難誘導 第2項 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 被害状況、福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。

(5) 緊急一時入所

施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅看護者等について、被災を免れた施設への緊急一時入所の便宜を図る等適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人への情報提供

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 国際交流協会や市民活動団体等との連携

イ 電話通訳等のコミュニケーションツールの活用

ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

オ 外国人コミュニティの活用

(9) 学校、社会福祉施設等における避難対策

児童、生徒及び社会福祉施設等の居住者の避難は、集団行動をとるものとするが、秩序の乱れ、混乱による危険が予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、あらかじめ次のことを定め、適宜避難訓練を実施する。

ア 避難実施責任者

イ 避難の順位

ウ 避難誘導責任者及び補助者

エ 避難誘導の要領

第10章 帰宅困難者対策

□ 基本方針

帰宅困難者対策は帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第1節 帰宅困難者対策

第1項 知立市における措置

- (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等
公共機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。
また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。
- (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供
安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。
- (3) その他帰宅困難者への広報
各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。
- (4) 帰宅途中で救援が必要となった人達の対策
帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

第2項 事業所等における措置

事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

（別冊資料編：第3編 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書）

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

□ 基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

第1節 給水

第1項 知立市における措置

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲用に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な飲料水を供給し、被災者を保護する措置をとる。

- (1) 対象者
災害のため現に飲料水を得ることができない者。
- (2) 飲料水の確保
次の水源等を利用して飲料水の確保を図り、給水を行う。
 - ア 利用可能水道水源の利用
非被災の利用可能の水道水源又は水道施設から路上配管等により応急給水する。
 - イ 水道用貯留施設の利用
浄水池、ポンプ井、配水池、取水塔、圧力タンク等により応急給水する。
 - ウ 耐震性貯水槽の利用
耐震性貯水槽により応急給水する。
 - エ 受水槽の利用
公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。
 - オ プール、防火水槽、ため池、さく泉防火水槽、沈澱池、河川の利用
比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、ろ水機で浄化して応急給水する。
なお、水源として利用する場合は、あらかじめ水質検査を受ける。
 - カ 井戸の利用
浅井戸及び深井戸について、井戸の崩壊、水脈変化による水質、水量の変化等に配慮のうえ応急給水する。
- (3) 給水の方法
 - ア 供給する水は、塩素薬剤にて消毒をし、末端給水まで適当な部所において塩素の残留効果を適時測定する。
 - イ 給水は、すべての被災者に対して平等に配給されなくてはならないが、なかでも人命救助をになう病院、診療所、助産施設への給水については、最優先するよう配慮する。
- (4) 給水量及び給水期間
 - ア 応急給水量は、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況に応じ給水量を増加する。
 - イ 給水を行う期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。
- (5) 経費
 - ア ろ水その他給水に要する人夫賃及び輸送費
 - イ ろ水機その他給水に要する機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

(6) 記録

- ア 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材等受払簿
- イ 飲料水の供給簿
- ウ 支払関係証拠書類

第2項 応急給水

給水の方法は、非常用水源からの「拠点給水」又は給水車で輸送する「搬送給水」を原則とし、その選択は、災害の程度、内容等により臨機に対応する。

第3項 応援体制

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

第2節 食品の供給

第1項 知立市における措置

炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

(1) 食糧の輸送

あらかじめ指定した食糧集積地を集配拠点として食糧を輸送する。

市の備蓄食糧や市が調達した食糧の食糧集積地までの輸送、及び市内におけるそれらの移動は、原則として市が行う。県によって調達された食糧の市内集積地までの輸送は原則として県が行うが、輸送区間及び輸送距離等の事情よりそれが困難な場合は、市が直接引取るものとする。

(2) 集積地の管理

食糧集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

(3) 食糧の給与

ア 給与対象者

次の事項を勘案し、給与対象者を決定するものとする。

- (ア) 避難所に収容された者
- (イ) 住家が全焼流失、半焼、半壊又は床上浸水等のため、炊事ができない者
- (ウ) 旅行者、一般家庭への来訪者、汽車の旅客等であって、食糧品の持ち合わせがなく、調達できない者
- (エ) 被災により縁故先に避難する者で、食糧品を喪失し、持ち合わせのない者

イ 給与品目

給与期間及び被災者の実態を勘案し、確保された食糧の中から随時決定していくものとする。

ウ 給与基準

救助法適用前は、救助法及び愛知県災害救助法施行細則を基準とし、市長の判断により、給与を行う。救助法適用後は、同法及び同施行細則により実施するが、その基準によることが困難な場合は、知事の承認を得て行う。

エ 給与方法

- (ア) 炊出し

- a 炊出しによる食品の給与は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。
- b 炊出しは、ボランティア等の協力を得て、避難場所又はその近くの給食施設を利用して実施するが、適当な場所がない時又は困難な時は、米販登録業者に依頼して実施する。

(イ) 食糧の配布

(ア) 以外の食糧については、避難場所等において被災者に配布する。

(4) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第2項 主食等の備蓄

乾パン、米飯缶詰、フリーズドライを始めとして、食糧備蓄が進められつつあるが、今後も実情に即しつつ、一層拡充強化に努める必要がある。また、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日以上（可能な限り1週間程度）の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。

(別冊資料編：第1編 11. 防災用資機材及び備蓄品)

第3項 炊き出しその他による食品の供与

(1) 概ね次のとおり食品を供給する。

ア 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

(ア) 第1段階 乾パン、ビスケットなど

(イ) 第2段階 パン、おにぎり、弁当など

イ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

ウ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

(2) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第4項 米穀の原料調達

(1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

(2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

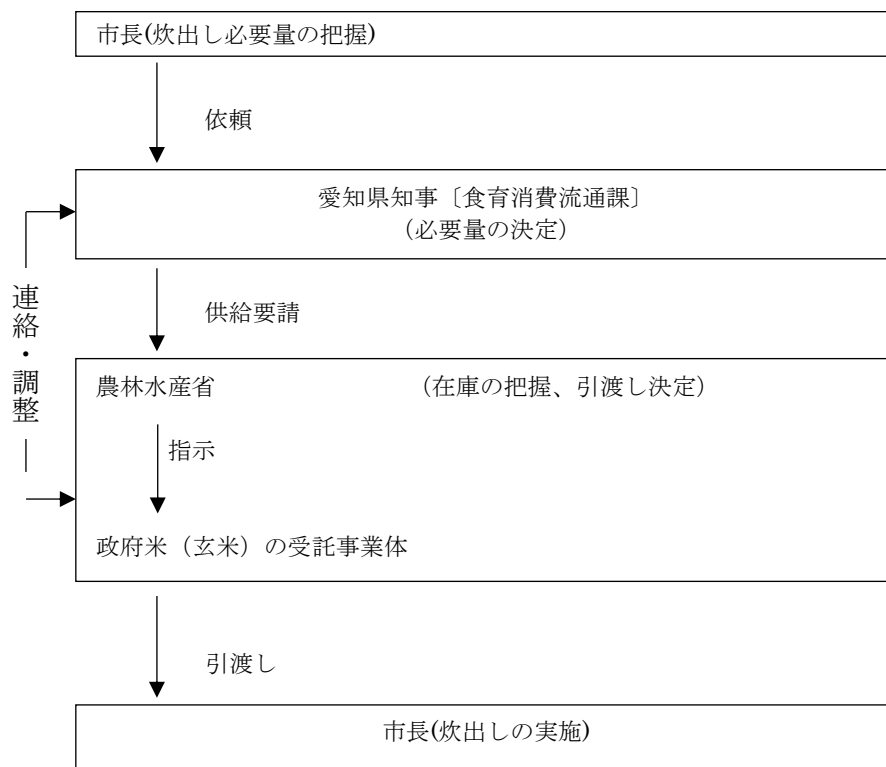
(3) 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

(4) 市は活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により市内に稼働施設がない場合は、他市町村（県）施設の活用を申し入れる。

＜供給品目：米穀＞

ただし、消費の実情に応じて乾パン及び麦製品の供給を行う。

炊出し用として米穀を確保する手順図



第3節 生活必需品の供給

第1項 知立市における措置

- (1) 災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品の供給を被災者に対して行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、応援協力等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 被災者への供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。
なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。
- (3) 対象者
 - ア 災害により住家に被害を受けた者
住家の被害程度は、全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水であって、床下浸水又は非住家に被害を受けただけの者は対象としない。
 - イ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限の家財をそう失した者であること。
 - ウ 被服、寝具、その他必需品がないため日常生活を営むことが困難な者。
- (4) 調達及び配分
 - ア 調達
給与又は貸与する生活必需品の調達は、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄する

ほか、関係業者との密接な連絡により調達する。なお、市域内での調達が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

イ 配分又は貸与

季別（冬季、夏季）及び世帯構成員別の被害状況を勘案し、実態に即した給与又は貸与の計画を速やかに立て適正を図る。なお、現地における物資の給与又は貸与についても迅速かつ適正に行う。

(5) 経費

災害救助法施行細則で定める基準額以内とする。

(6) 記録

ア 物資受払簿

イ 物資の給与状況

ウ 物資購入関係支払証拠書類

エ 備蓄物資払出証拠書類（救助物資受領書等）

オ 物資購入（配分）計画

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

□ 基本方針

- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

第1節 環境汚染防止対策

第1項 知立市における措置

- (1) 県は被災状況を勘案し、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2等の規定に基づき事業者、事故時の措置を命ずるなど、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。
また、河川への油流出時については河川管理者及び衣浦東部広域連合と協力して、処理に努めるものとする。
- (2) 県や他の市町村等の関係機関と連携して環境汚染モニタリングを行い、環境汚染状況やその発生源を的確に把握する。

第2節 地域安全対策

第1項 県警察における措置

- (1) 社会秩序の維持活動
 - ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかに安全確保に努めるものとする。
 - イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
 - ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締りを強化する。
 - エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
- (2) 広報、相談活動
 - ア 広報活動
被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮時の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。
 - イ 相談活動
警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。
- (3) 行方不明者発見・保護活動
行方不明者を早期に発見・保護活動するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。
- (4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出勤要請
警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災

害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出勤要請を行うものとする。

第2項 知立市における措置

市は県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第13章 遺体の取扱い

□ 基本方針

- 災害により、周囲の状況から判断して死亡したと推定される者の搜索、処理及び埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）について定めるものとする。被害状況により必要と認められる場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の搜索

第1項 知立市における措置

（1） 対象者

災害により現に行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者であって、その者の居住地における災害救助法の適用の有無、その者の住家の被害の有無、死因の如何を問わない。

（2） 搜索の方法

ア 届出のあったものについては行方不明者の住所、氏名、年令、性別、身長、着衣その他必要な事項を聴取し、直ちに災害対策本部に通報するとともに、記録を提出するものとする。

イ 搜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じ消防職員及び消防団員を主力とする搜索隊を編成し、警察と密接な連絡をとりながら実施し、遺体を発見したときは、警察官の検視（調査※）を得たのち、速やかに収容する。現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にしたうえ収容する。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

ウ 遺体が流失により海又は他市町村に漂着していると予想される場合は、海上保安署又は遺体漂着が予想される市町村に対し、搜索・収容を要請する。

（3） 搜索の期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

（4） 経費

ア 借上料

搜索に必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの実費

イ 修繕費

搜索に使用した機械器具の修繕実費

ウ 燃料費

機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明具の灯油代

（5） 記録

ア 遺体の搜索状況記録簿

- イ 捜索用機械器具燃料物資受払簿
- ウ 遺体捜索用関係支払証拠書類

第2節 遺体の処理

第1項 知立市における措置

- (1) 対象者
災害により死亡した者のうち身元不明者又は遺族等による死体の確認ができない者について行う。
- (2) 処理の内容
 - ア 遺体の収容及び一時保存
遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。
 - イ 遺体の検視（調査）及び検案
警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く。）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。
 - ウ 遺体の洗浄等
検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 - エ 遺体の身元確認及び引き渡し
身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。
- (3) 経費
災害救助法施行細則で定める基準額以内
- (4) 記録
 - ア 死体処理台帳
 - イ 死体処理費支出関係証拠書類

第3節 遺体の埋火葬

第1項 知立市における措置

災害の混乱の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合（身元不明）に、死体の応急的な埋火葬を行う。

- (1) 対象者
災害の混乱の際に死亡した者又は災害発生前に死亡した者であっても未だ葬祭の終わっていない者について行う。なお、被災地域以外に漂着した死体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱をする。
- (2) 埋火葬の方法
 - ア 埋火葬を行う者は知事又は市長とする。
 - イ 遺体は埋火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。
- (3) 埋火葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。

- (4) 経費
災害救助法施行細則で定める基準額以内
- (5) 記録
 - ア 埋火葬台帳
 - イ 埋葬費支出関係証拠書類

第14章 ライフライン施設の応急対策

□ 基本方針

上下水道、電力、ガス、交通及び通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものである。災害によりこれら施設、設備が被害を受けた場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、応急工事を実施するとともに、応急復旧の状況や見通しを適切に広報し住民へ周知する。また、その供給及び機能の維持を円滑に実施するための応急工事及び応急措置について定めるものとする。復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

第1項 知立市における措置

(1) 情報の収集・伝達

中部電力パワーグリッド株式会社の施設、設備に災害が発生し、又は発生する恐れがある情報を受けたときは、直ちに関係の機関に通報する。特に各施設の被害状況、復旧の見通し、事故防止措置等民心の安定と人命にかかわる事項については、的確な情報の早期収集に努める。

(2) 応援体制

中部電力パワーグリッド株式会社から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。

第2項 中部電力パワーグリッド株式会社における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には、非常体制を発令し、本社等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・N T T加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

超高圧系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

a 人命に関わる病院

b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 変電設備

変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第2節 ガス施設対策

第1項 知立市における措置

(1) 情報の収集・伝達

東邦瓦斯株式会社の施設、設備に災害が発生し、又は発生する恐れがある情報を受けたときは、直ちに関係の機関に通報する。特に各施設の被害状況、復旧の見通し、事故防止措置等民心の安定と人命にかかわる事項については、的確な情報の早期収集に努める。

(2) 応援体制

東邦瓦斯株式会社から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。

第2項 東邦瓦斯株式会社における措置

- (1) 災害対策本部の設置
災害発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。
緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。
- (2) 情報の収集
供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。
- (3) 緊急対応措置の実施
導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあつては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。
また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。
- (4) 応援の要請
被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。
- (5) 応急復旧活動の実施
供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。
 - ア 需要家の閉栓の確認
 - イ 導管の被害箇所の調査及び修理
 - ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
 - エ 需要家の開栓、試点火なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。
また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。
- (6) 広報活動の実施
ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

第3項 一般社団法人愛知県L Pガス協会における措置

- (1) 災害対策本部の設置
災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県L Pガス協会内に災害対策本部を設置する。
必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。
- (2) 情報の収集
県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。
- (3) 緊急対応措置の実施
愛知県L Pガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費

者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

第1項 水道事業者（知立市）における措置

(1) 要員の確保

災害応急対策活動に必要な要因を速やかに確保するため平素から非常配備における人員編成計画を作成し、動員体制について確立しておく。なお、必要と認められる場合は指定工事店等からの応援を受ける。

(2) 応急対策用資機材の確保

水源、浄水場に排水のための自吸式ポンプの設置等応急復旧を実施するために必要な最小限の資機材を確保するものとし、必要によっては指定工事店等の所有する資機材を緊急に調達する。

(別冊資料編：第1編 10. 応急給水用資機材、19. 知立市給水工事指定工事店)

(3) 応急措置

ア 施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物が混入しないよう処置するとともに特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時中断するよう一般に周知する。

イ 災害の発生に際しては、取水、配水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能範囲を出来るだけ少なくする。

ウ 取水、配水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不足となった区域は、他の系統より全能力をあげて給水するとともに施設の速やかな復旧を図る。

エ 配水池が使用不能となったときは着水井より配水ポンプますへの直接管に切り替え配水するとともに時間的なピーク時の使用量を極力少なくし、全体的に平均して使用するよう措置すると同時に実情を訴え協力方を周知する。

オ 配水管の幹線が破壊したときは、相当広域にわたって給水不能となるので給水車を出動させる等の給水の確保を図り、又は給水を一時停止することが適当と考えられる場合はそれを停止して破壊箇所の応急的な修理を実施する。

カ 取水施設の破壊に対しては早急に復旧に全力を傾注するとともに県営水道から浄水の供給を受け給水車を出動させ緊急給水を行う。

キ 広報車等により関係地域住民に対して広報の徹底を図る。

第4節 下水道施設対策

第1項 下水道管理者（知立市）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状を把握するよう努める。

（1） 要員の確保

災害応急対策活動に必要な要因を速やかに確保するため平素から非常配備における人員編成計画を作成し、動員体制について確立しておく。なお、必要と認められる場合は排水設備工事指定工事店等からの応援を受ける。

（2） 応急対策用資機材等の確保

災害に備え、常時資機材の整理保管に努めるとともに配管図等の整理保管に努める。資材、工器具、移動式ポンプ等資器材の必要量の保有に努めるとともに配管図等の整理保管に努める。災害の規模、程度により必要な場合は、災害協力建設事業者に対してポンプの借用、人員の応援を求め、また必要資器材の緊急調査を行う。

（3） 応急措置

災害発生後は直ちに被害状況の把握に努め、停電のためポンプ施設の機能が停止した場合は自家電源により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

第5節 通信施設の応急措置

第1項 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

（1） 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

（2） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

第2項 移動通信事業者（KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設

の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

- (1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

第3項 知立市及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

第4項 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第6節 郵便業務の応急措置

第1項 日本郵便株式会社の措置

- (1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

- (2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮店舗急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

第1項 知立市及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市及びライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第15章 航空災害対策

□ 基本方針

航空機の墜落炎上等による災害が生じた場合における、被害の拡大を防御し、被害の軽減を図るための応急対策について定めるものとする。

第1節 航空災害対策

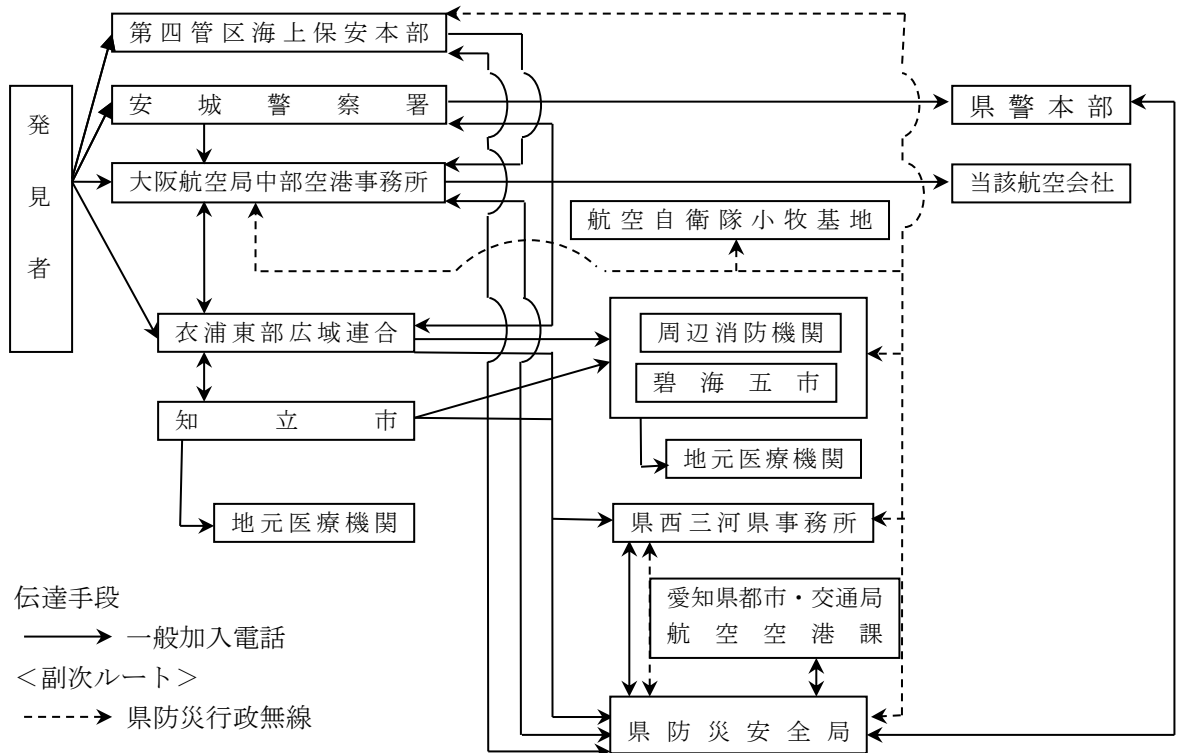
第1項 知立市における措置

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、1（情報の伝達系統）により県及び関係機関に通報する。
- (2) 中部国際空港株式会社と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。
- (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所、遺体安置所等の設置又は手配を行う。
- (5) 必要に応じ被災者等へ食糧、飲料水等を提供する。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。
- (8) さらに被災者の救助、消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等資機材の確保について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員派遣について斡旋を求める。

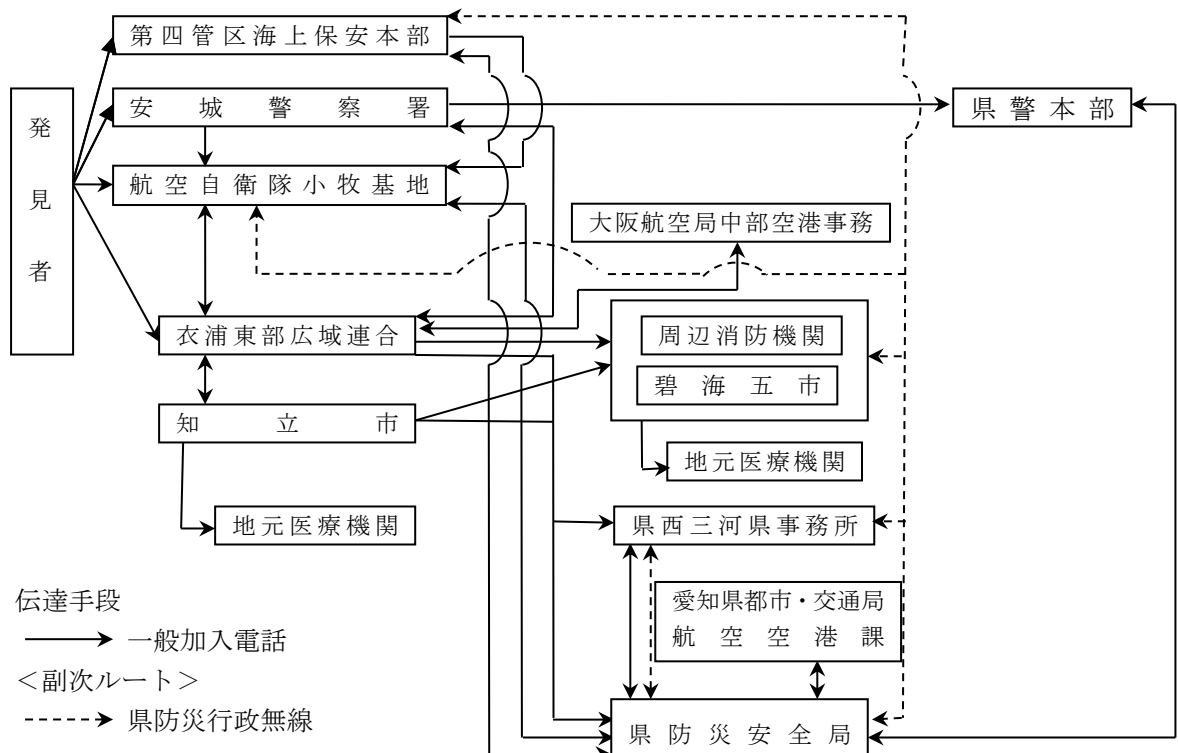
第2項 情報の伝達系統

航空機の墜落炎上等による災害が万一発生した場合の通報連絡は、下記のとおりとする。

(1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機の場合



第16章 鉄道災害対策

□ 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する対策について定めるものとする。

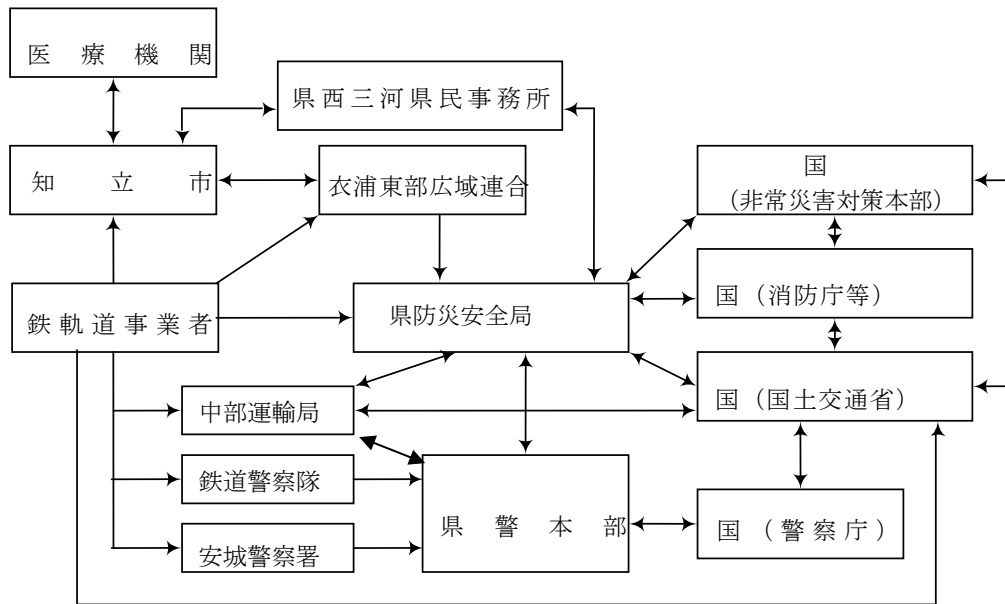
第1節 鉄道災害対策

第1項 知立市及び鉄軌道事業者における措置

- (1) 鉄軌道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 負傷者が発生した場合、医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の死体の受入れ、搜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 必要に応じ被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (8) 被災者の救助及び消防活動に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。
- (9) 市は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
- (10) 市は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
- (11) 市は、大規模鉄道災害を想定し、鉄軌道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第2項 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第17章 道路災害対策

□ 基本方針

橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）対策について定めるものとする。

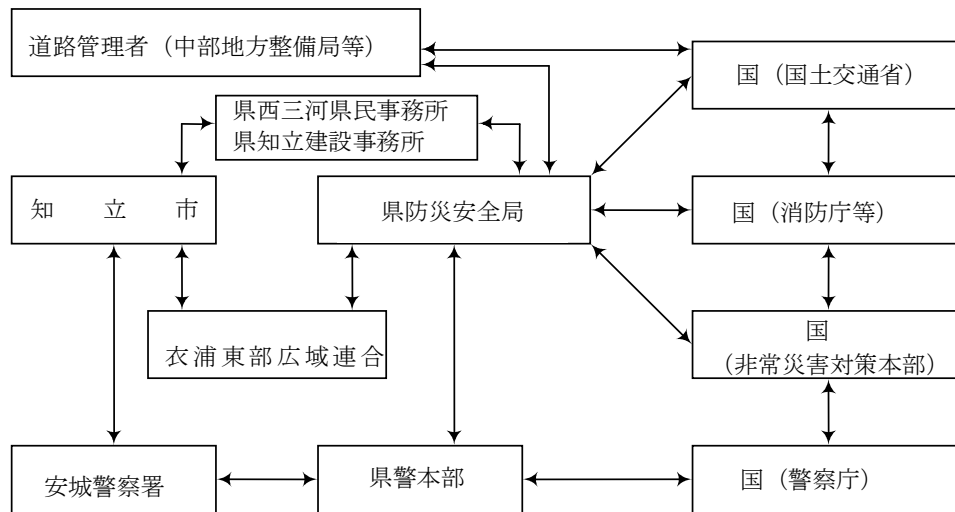
第1節 道路災害対策

第1項 知立市における措置

- (1) 大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は回路の設定、代替路線の設定等の交通規制を実施する。
- (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (5) 負傷者が発生した場合、医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の死体の収容、搜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (6) 必要に応じ被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。
- (7) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (8) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (9) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要であると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。
- (10) 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難の誘導を行う。

第2項 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第18章 危険物等施設災害対策

□ 基本方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

第1節 危険物等施設災害対策

第1項 危険物施設の所有者、管理者、占有者における措置

- (1) 実施責任者
実施の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）をいう。
- (2) 応急措置
 - ア 施設内の使用火は、完全に消火するとともに状況に応じて設置内の電源は、保安系路を除き切断する。
 - イ 施設内における貯蔵施設の補強ならびに附属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化する。
 - ウ 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認する。
 - エ 衣浦東部広域連合に連絡し、消火、延焼防止、危険区域の設定等の措置を依頼する。
- (3) 安全性の確保
危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

第2項 衣浦東部広域連合の措置

- (1) 災害発生時には消防隊を出動させて、消火、延焼防止、危険区域の設定を行う。
- (2) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はその恐れがあるときには、施設関係者等と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の拡大措置を講ずるとともに、区域内住民の避難立退きの指示、勧告を行う。
- (3) 火災の防御は、衣浦東部広域連合の消防力を有機的に運用して行い、特に火災の状況規模ならびに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等近隣市消防機関の応援を受ける。
- (4) 流出、転倒したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。
- (5) 漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し係員を配置する。

第19章 高圧ガス災害対策

□ 基本方針

高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

第1節 高圧ガス施設

第1項 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置

- (1) 実施責任者
高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者をいう。
- (2) 応急措置
 - ア 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出しこの作業に必要な作業員のほかは退避させる。
 - イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器を安全な場所に移動させる。
 - ウ 必要な場合は、従業員又は付近の住民に退避するよう警告するとともに市及び消防機関に通報する。
 - エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中に投棄するか地中に埋没する。
 - オ 市及び消防機関に通報し、延焼防止、危険区域の設定等の措置を依頼する。

第2項 衣浦東部広域連合の措置

災害発生の通報を受けた場合は、消防隊を派遣し、施設管理責任者等と協議し、警戒区域を設定するとともに延焼防止の措置をなすとともに付近住民に避難指示を行う。

第20章 放射性物質及び原子力災害対策

□ 基本方針

放射性物質に係る事故等が発生した場合又は原子力緊急事態が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業所のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。

第1節 放射性物質災害発生時の応急対策

- (1) 事業者は、事故等の発生について、所轄労働基準監督署、県警察、第四管区海上保安本部長、市及び衣浦東部広域連合へ連絡するものとする。
- (2) 事業者は、放射線障害の恐れがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

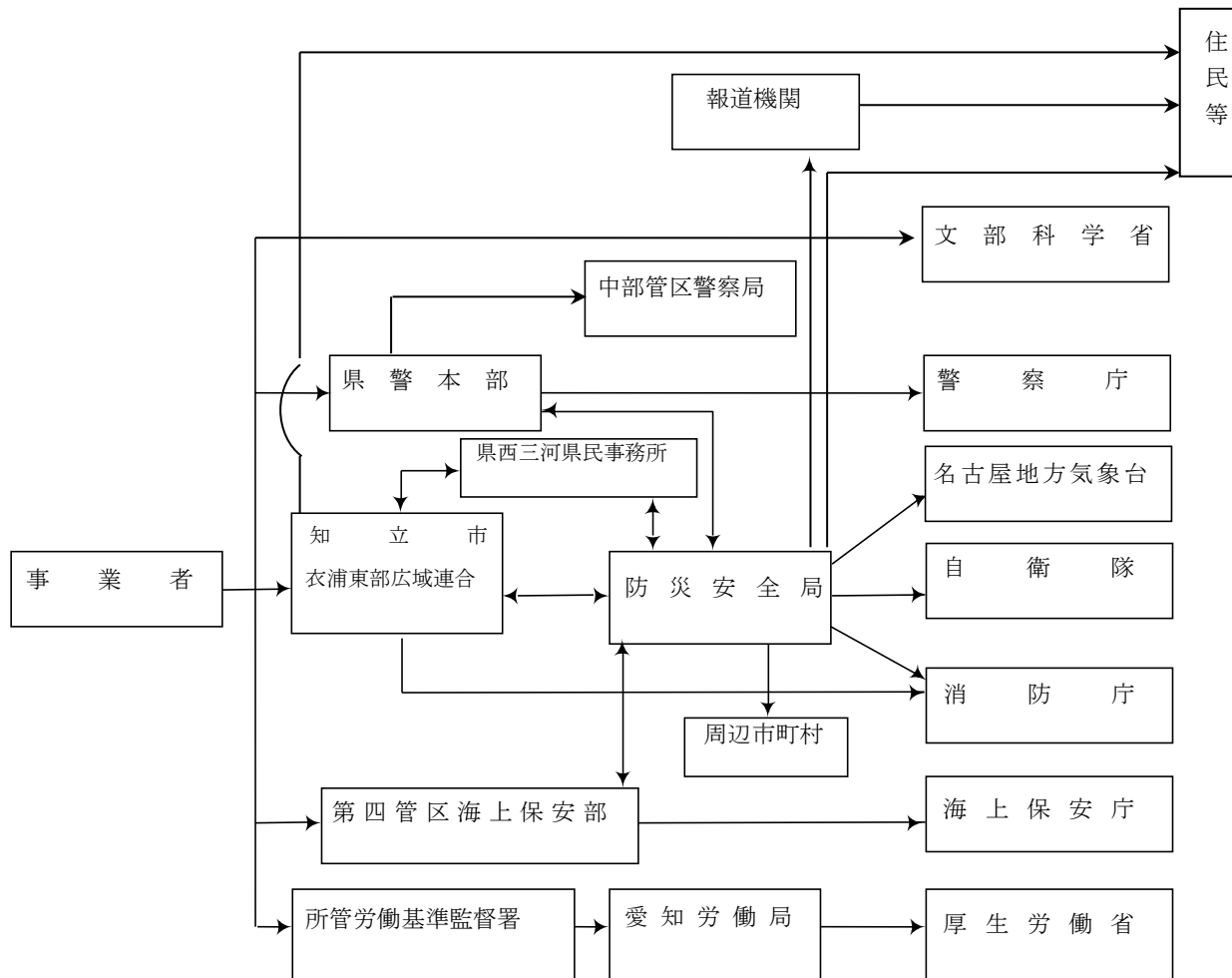
第1項 知立市における措置

- (1) 事業者から事故等の発生の通報を受けた場合は、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。
- (2) 事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入りを制限退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。
- (3) 放射性物質に係わる消防活動及び救助は、「原子力施設等における消防活動マニュアル」を例に実施するものとする。

第2項 事故などの発生時の伝達系統図

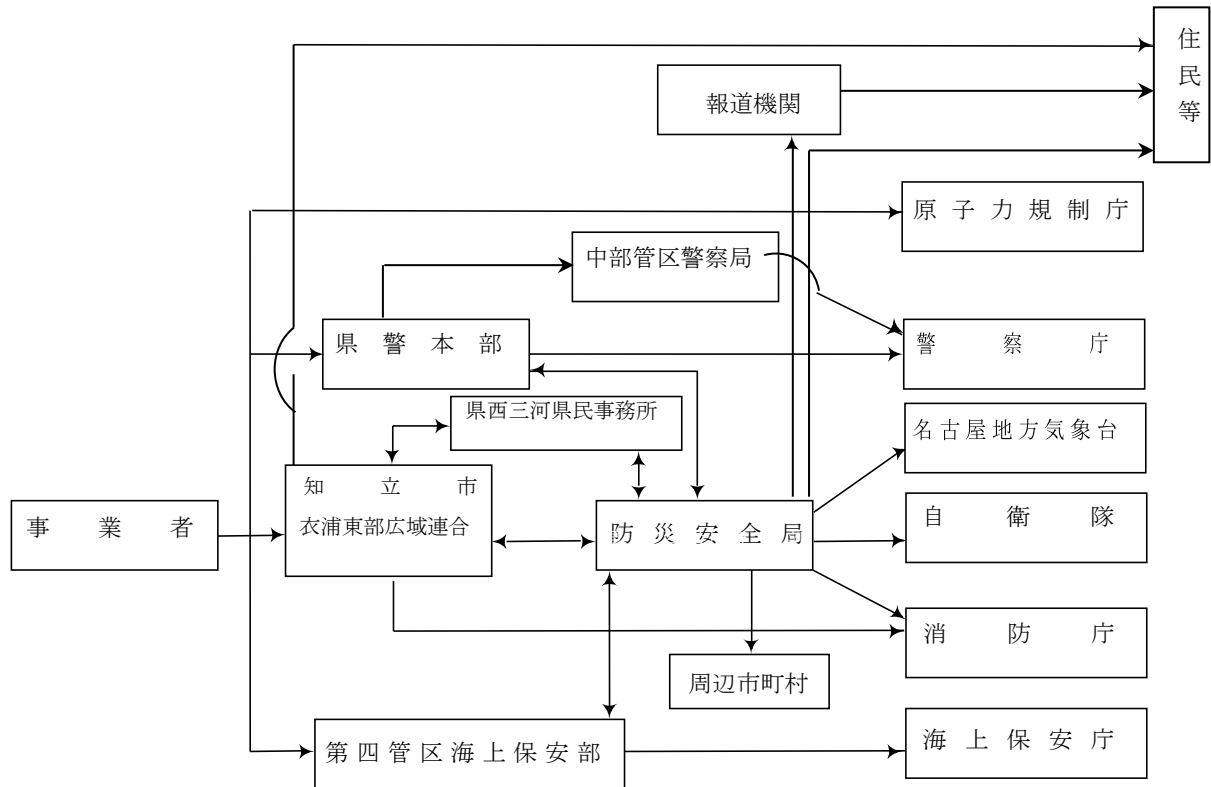
(1) 放射性物質災害

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりとする。



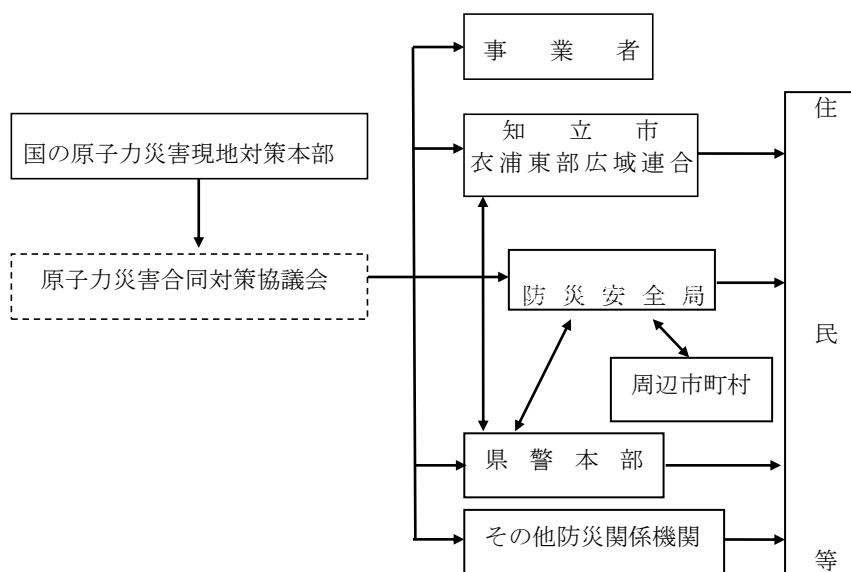
(2) 特定事象発生時

放射性物質の輸送中に原子力災害対策特別措置法第10条に規定する特定事象が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりとする。



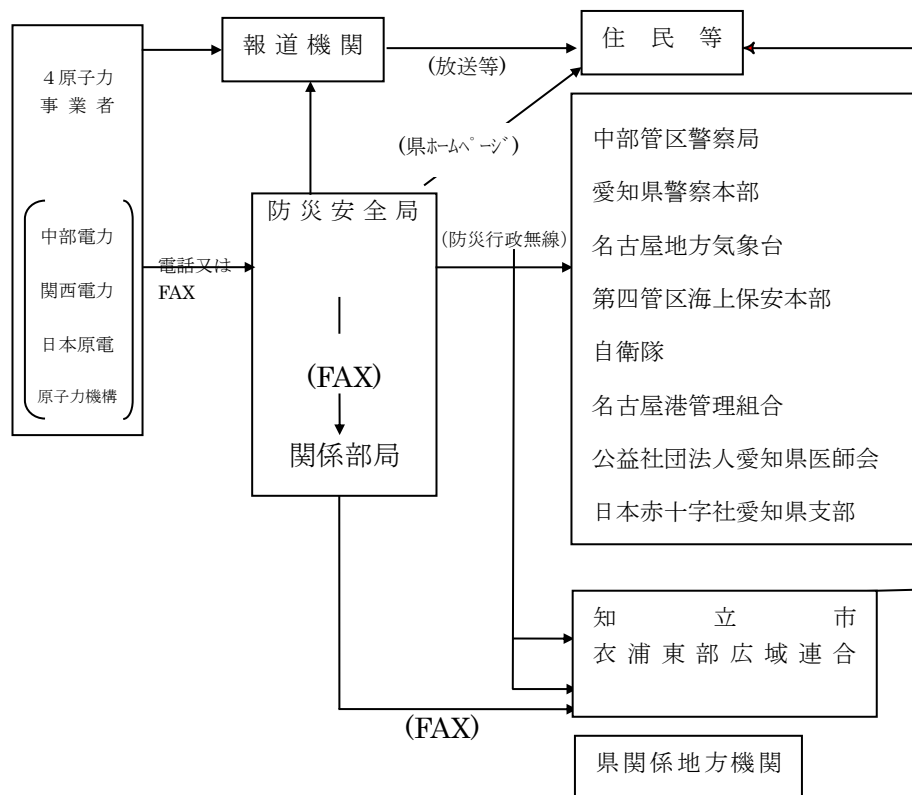
(3) 緊急事態応急対応

放射性物質の輸送中に原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態宣言がなされた時以降における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(4) 県外の原子力事業所における異常発生時

原子力事業者の原子力発電所又は原子炉施設において、各合意内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりとする。



第3項 放射線に対する医療体制

- (1) 放射線被ばく及び放射線汚染がない場合に、通常の診療体制で実施するものとする。
- (2) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は放射線計測器、除染設備等を有する診療施設において対応が望ましいのであらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずるものとする。

第2節 放射性物質事後対策

第1項 知立市、県、事業者及び防災関係機関における措置

- (1) 事業者は、県、市と密接な連携のもとに、放射性物質や放射性物質で汚染された物質を除染するものとする。
- (2) 県、市は、原子力緊急事態宣言が解除された後の放射線量等を調査する。
- (3) 県、市は、緊急事態応急対策を実施した地域の居住者等に対する健康診断や心身の健康に関する相談を実施する。
- (4) 市は、将来の医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、避難等の措置をとった住民が災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難所においてとった措置等を記録する。
- (5) 県、市、防災関係機関は、各種証拠及び資料として活用するため、各種の対策措置状況等を記録するものとする。

第21章 消防対策

□ 基本方針

火災の発生により極めて大きな人命危険が予想される。消防機関はもとより市民、事業者をあげて消防活動を行うとともに、消防機関は関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難時の安全確保、重要地域及び重要対象物の防御、救助、救急等に当たり、火災から市民の生命、身体及び財産を保護する。

第1節 消防対策

第1項 防御方針

- (1) 火災が発生した場合は、積極的な防御を行い早期鎮圧を図る。
- (2) 火災が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- (3) 火災が発生し、消防隊個々の防御では効果をおさめ得ない場合は、部隊を集中して人命の保全と最重要地域及び最重要対象物の防御に当たる。
- (4) 多数の人命救助事象が発生した場合は、状況により、多人数の救助を優先的に実施する。
- (5) 火災及び水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先する。
- (6) 火災等が発生し、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、他市町村へ応援を要請する。

第2項 重要対象物の指定

避難者の受入れ施設、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設については、地震時における重要対象物としてあらかじめ定めておくものとする。

第3項 消防団活動

消防団は、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即座に対応することができる防災機関として、地域自主防災組織の指導及び現有装備を活用して、次により出火防止、消火活動、救助救急、避難誘導その他災害の防御に当たるものとする。

- (1) 出火防止
発災と同時に付近住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民を督促して初期消火の徹底を図る。
- (2) 消火活動
消防隊出場が不能又は困難な地域における消火活動及び主要避難路確保のための消火活動を行う。
- (3) 救助救急
要救助者の救助救出と負傷者に対しては、止血その他の応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

第22章 大規模な火事災害対策

□ 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）に対する対策について定めるものとする。

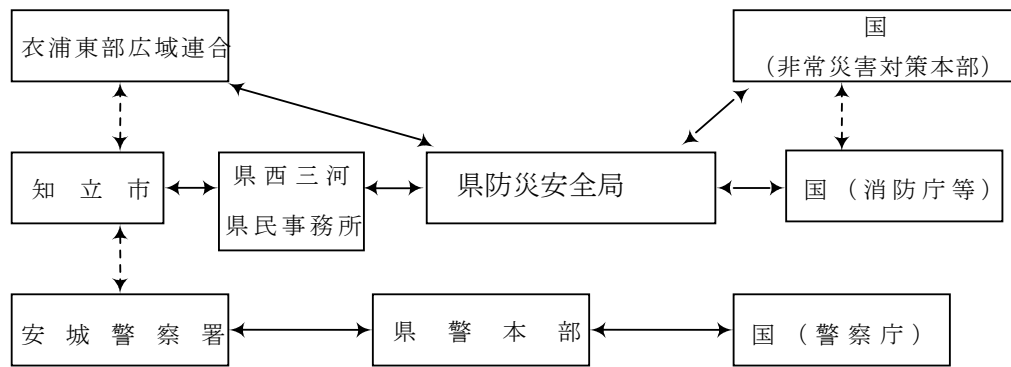
第1節 大規模な火事災害対策

第1項 知立市及び衣浦東部広域連合における措置

- (1) 市は、発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは衣浦東部広域連合消防局又は同連合知立消防署（この項において、以下「消防署等」という。）に連絡する。
- (2) 市が行う地域住民等の避難情報については、第2章第2節「避難情報」の例により実施する。
- (3) 市長は、必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 消防署等は、直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 市及び衣浦東部広域連合で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (6) 市は、必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 市は、負傷者が発生した場合、医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関へ搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の死体の収容、搜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (8) 市は、必要に応じ被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。
- (9) 市及び消防署等は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (10) 市は、被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第2項 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第23章 住宅対策

□ 基本方針

- あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第1節 被災宅地の危険度判定

第1項 知立市における措置

- (1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置
各市町村の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市町村災害対策本部の中に市町村被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。
- (2) 被災宅地危険度判定活動の実施
実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第2節 被災住宅等の調査

第1項 知立市における措置

災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

第1項 知立市における措置

家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は建設又は賃貸住宅の借上げによるものとし、災害の特性に応じて供与方法を選択する。

- (1) 建設の方針

ア 建設用地の確保

市は応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

イ 建物の規模及び費用

- (ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

- (イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

ウ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(2) 応急仮設住宅の建設方法

応急仮設住宅の建設は、所定の基準により知事が直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買い取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(3) 協力要請

住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して設置を要請する。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県及び救助実施市は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。

(5) 被災者の入居及び管理運営

被災者の応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営は、次のとおり行う。

ア 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
 (イ) 居住する住家がない者であること。
 (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅の確保をすることができない者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託され、市がこれを行う。

ただし、状況に応じて市長に委任して選定することができる。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

- (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として市に委託され、市がこれを行う。

- (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じ

て、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

(6) 災害救助法の適用等

災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は市が行う。

第4節 住宅の応急修理

第1項 知立市における措置

- (1) 住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。
- (2) 災害救助法が適用されない場合にあって、市が被災住宅調査等により住宅の応急修理が必要と判断したときは、市が行う。
- (3) 被災住宅の応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

- a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者
- b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

第5節 障害物の除去

第1項 知立市における措置

(1) 障害物除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に関の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 応援要請

自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

第24章 学校における対策

□ 基本方針

校舎等の倒壊、破損、焼失、教職員の不足、教科書、学用品の喪失、破損等により、通常の実業がでない場合における応急教育の実施について定めるものとする。

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

第1項 警報等の把握・伝達

警報等は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に基づき、伝達されるので、市教育委員会が各学校等に対して伝達する。

第2項 臨時休校等の措置

災害の発生が予想され、授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各学校長が臨時休校の措置をとる。

第3項 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

第1項 知立市及び国立・私立各学校等設置者（管理者）における措置

（1） 応急教育の方法

被害程度に応じ、次の措置を講ずる。

応急教育の基準			実施場所
被害の程度		必要な措置	
(1)校舎の被害の比較的軽少の場合		速やかな応急措置による授業	
(2)校舎の被害の割合大きい場合	一部校舎使用可能な場合	残存の安全な教室における授業、合併又は一部学年の二部授業、全学年の二部授業	残存の安全な校舎
	校舎の使用は全面的に不能であるが数日で復旧見込みの場合	臨時休校 家庭学習の指導	家庭 地区集合所
(3)校舎が全面的に被害を受け復旧に長期間を要する場合	児童生徒の居住地を変更しない場合	市内の学校における二部授業	市内の学校

合	児童生徒が集団避難をした場合	他地域の学校における二部又は合併の授業	指示された学校
---	----------------	---------------------	---------

(2) 教員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童、生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又は必要な教職員を臨時に採用する等必要教職員の確保に万全を図る。

(3) 学校給食対策

学校給食施設の被災又は非常炊出しのため、通常の学校給食が困難となった場合において応急給食が必要と認めるときは、県及び関係機関と協議のうえ実施するものとする。

(4) 学校施設が避難所となったときの措置

ア 一時避難の場合

施設管理者は、本部と連絡協議し避難所の管理に当たる。

イ 長期にわたる場合及び全施設におよぶ場合

学校教育に支障を生じる場合においては、本部等と協議し、必要な措置を講じる。

(5) 園児、児童、生徒の避難

災害に関しては、園児、児童、生徒（以下生徒等という。）の生命の安全を確保することが基本である。このため、各学校（園）においては、平素から非常の事態に備え、避難通路の選定、避難訓練の実施、登下校時の心得、各家庭への連絡方法等適切な行動、処置ができるようにする。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、消防署及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 異常気象時における生徒等の登下校については、通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険場所については生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、生徒等に対して具体的な注意事項を上げて指導する。

(6) 休校又は授業の中止

災害が発生し、又は発生が予想される気象警報が発令されている場合もしくは発令された場合、各学校（園）長（以下「学校長等」という。）は関係機関と協議し、次の要領を基準として、休校等の措置をとる。

ア 生徒等の登下校前に警報が発令されている場合

(ア) 午前6時までに暴風（雪）警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。

(イ) 午前6時を過ぎても暴風（雪）警報が解除されない場合は、休校とする。

(注) アの場合でも、道路、橋の破損等で登校が危険なときには登校に及ばない。

イ 生徒等が登校後に警報が発令された場合

生徒等が登校後に警報が発令された場合は、気象情報に十分に注意し、生徒等の危険防

止に留意し、臨機の措置をとる。

- (ア) 早退させることが適当と判断される場合は、注意事項を徹底させ速やかに下校させる。
- (イ) 早退させることが危険と判断される場合は、保護者と連絡を取り、危険が無くなるまで、生徒等を校内の最も安全な場所に留めておく等の措置を実施する。

第3節 応急な教育活動についての広報

第1項 知立市及び国立・私立各学校等設置者（管理者）における措置

市及び学校関係者は応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

第1項 知立市における措置

災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

なお、県立高等学校、私立学校等の児童及び生徒に対しては、県により教科書・学用品等の給与をする。

- (1) 自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。
- (2) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- (3) 災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第25章 災害救助法の適用

□ 基本方針

市区町村の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命及び身体に危害を受け、あるいは受ける恐れが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、知事が災害救助法を適用する。

なお、同法に基づく救助の実施については、県防災安全局、西三河県民事務所と緊密な連絡のもとに行うものとする。

第1節 災害救助法の適用

第1項 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合の救助
知事が国の機関として実施するほか、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部及び知事の補助機関として市長がそれぞれ実施する。
- (2) 災害救助法適用前の応急的救助
市長が単独の救助として処理するとともに、その状況を速やかに県あてに報告する。実施した応急救助について災害救助法が適用された場合は災害救助法に基づく救助として扱う。

第2項 災害救助法の適用基準

- (1) 適用の要件
 - ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
 - イ 法による救助の要否は市、(区)、町、村単位で判定すること。
 - ウ 原則として同一の原因による災害であること。
- (2) 適用の基準
災害救助法の適用にあたっては、以下の基準に従うものとする。
 - ア 市内の全壊、流出等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ 80 世帯以上に達したとき。
 - イ 被害世帯がアの基準に達しないが、県の被害世帯数が 2,500 世帯以上で、市内の被害世帯数が 40 世帯以上に達したとき。
 - ウ 被害世帯数がア又はイに達しないが、県下で被害世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって市区町村の被害状況が、特に救助を必要とする状態にあるとき。
 - エ 市区町村の被害がア、イ及びウに該当しないが、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体の危害を受け、あるいは受ける恐れが生じた場合(内閣総理大臣に事前協議を要する)。

第3項 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助は、次に掲げる事項である。

- (1) 収容施設（避難所及び応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与

- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被害者の救出
- (7) 被災住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 死体の埋葬
- (11) 死体の搜索及び処理
- (12) 障害物の除去

第4項 被害世帯の算定、救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

- (1) 被害世帯の算定
 - ア 住家の被害程度は、住家は滅失した世帯、即ち全壊、全焼、流失等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯と、床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって1世帯とみなす。
 - イ 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。
 - ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- (2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等は災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

第5項 被災者台帳

- (1) 災害が発生したときは、市長は被害状況調査用紙によって被害状況を調査し、これを被災台帳とする。
- (2) 市長は、災害による災証明書の発行の必要のあるときは次の要領により行う。
 - ア 被害状況の確認ができないときはとりあえず本人の申出により仮災証明書を発行する。
 - イ 被災者の被害状況の調査確認を終了した後は災台帳に記載されている者には申出により災証明書、仮災証明書を発行した者については、災台帳に記載されている者に限り申出により災証明書を発行する。

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等は災害救助法施行細則による。

第4編

災害復旧・復興

第1章 復興体制

□ 基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興本部の設置等

第1項 市における措置

市において災対法に規定する災害対策本部が設置され、かつ、市の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（市長）が判断した場合、復興本部を設置することができる。この場合、本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

第2項 復興計画等の策定

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）第2条第1号に規定する特定大規模災害（以下「特定大規模災害」という。）によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市町村は、国の復興基本方針及び県の復興基本方針に即して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3項 職員の派遣要請

- （1） 国の職員の派遣要請（復興法第53条）
市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。
- （2） 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
市長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。
- （3） 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）
市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。
また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

□ 基本方針

大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続、指定を受けた場合の手続等について定めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業

第1項 各施設管理者における措置

各種施設の災害復旧の策定にあたっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。

第2項 災害復旧事業の種類

事業の種類は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 下水道施設災害復旧事業
 - エ 公園等施設災害復旧事業
 - オ 街路災害復旧事業
 - カ 堆積土砂排除事業
- (2) 農林施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 学校教育施設災害復旧事業
- (8) 社会教育施設災害復旧事業
- (9) その他の災害復旧事業

第3項 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、市長の報告その他提出する資料及び現地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業ならびに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

- (1) 法律
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - ウ 公営住宅法

- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
- (2) 要綱等
 - ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
 - イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
 - ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

第2節 激甚災害に係る財政援助措置

第1項 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防施設事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - { (公共的施設区域内)
 - { (公共的施設区域外)
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

第1項 県及び知立市における措置

- (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除
復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底するよう努める。
- (2) 公の施設からの暴力団排除
被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

□ 基本方針

知立市災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

また、災害の種類、規模等によってはがれき、災害廃棄物、粗大ごみ、不燃性ごみの大量発生、便所等の使用不可能、ごみ処理施設、し尿処理施設の損壊によるごみ、し尿の処理の停滞等が予想される。被災地におけるごみ及びし尿の収集処分、死亡獣畜の処理等の清掃業務を実施するについて定めるものとする。

第1節 災害廃棄物処理対策

第1項 知立市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ NPO・ボランティア関係団体等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(2) 実施責任者

清掃は、市長の指揮のもと、市と委託契約を締結した業者を中心に実施する。

(3) し尿の収集、処分

ア 一過性の浸水地域又は湛水地域で排水の完了した地域であって、その地域が処理能力に比べ広範囲にわたっている場合には早急に各戸の便所の使用を可能にするため、とりあえずの措置として便池容量の5分の1から4分の1程度の汲取を実施する。

イ 被災の状況により、災害を受けた住居地に対して、被災人員に応じた臨時公共便所を設置する。便槽についてはドラム缶等を使用する。

ウ 収集したし尿は、し尿処理場等において処分する。

(4) ごみの収集、処分

ごみの収集は、被災地の状況を的確に把握し、緊急清掃を要する地域から実施し、食物の残廃物を優先的に収集する。

収集したごみは、焼却場又は埋立施設において処分する。この収集、処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定める基準に従って行う。なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(5) がれき・災害廃棄物対策

ア がれき等の処理

市は被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画に基づき、迅速に処理を進める。

なお、市による処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行い、県は必要な情報を収集・整理し、調整を行う。

イ 分別・リサイクルの徹底

解体現場から分別を実施し、仮設場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別リサイクルに努める。

(6) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、原則として火葬場又は死亡獣畜取扱場において処理する。県より依頼があった場合は、県の指示により環境衛生上支障のない場所で焼却又は埋却する。

(7) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

廃棄物の広域的な処理体制を図るため、国、県、他市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力をし、廃棄物の円滑な処理を推進する。

なお、知立市では、碧南市、刈谷市、安城市、高浜市と平成12年1月17日に衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定を締結している。また、県内の市町村及び衛生組合等と平成26年1月1日に、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。このため、災害の状況により協力体制を図るものとする。

第4章 被災者等の生活再建等の支援

□ 基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備するものとする。

第1節 罹災証明書の交付

第1項 知立市における措置

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第2項 県における措置

（1）市町村の支援

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

第1項 知立市における措置

（1）被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

（2）災害ケースマネジメントの実施

被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、

当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第2項 県における措置

(1) 市町村への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(2) 市町村の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

第1項 県における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

(2) 県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

(3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

第2項 知立市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。なお、市は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、被災者生活再建支援金を支給するものとし、支援金の一部は県が負担する。

(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため、死亡者が生計維持者の場合は 500 万円以内、その他は 250 万円以内の災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は 250 万円以内、その他は 125 万円以内の災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付を行う。

実施主体は、市条例により市が実施するが、その費用負担は弔慰金、障害見舞金にあつては、国 2/4、県 1/4、市 1/4 であり、援護資金は、国 2/3、県 1/3 である。

(3) 市税等の減免等

被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

第3項 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得者に対して、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるために一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付を行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

第4項 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給された支援金の 1/2 は国の補助となっている。

第4節 住宅等対策

第1項 知立市における措置

災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的に供与するため応急仮設住宅を建設する。

第2項 独立行政法人住宅金融公庫における措置

住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融公庫法の規定により、災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

第1項 知立市における措置

- (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。
- (2) 金融支援等
被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証等による融資を行う。

第2節 農林水産業の再建支援

第1項 知立市における措置

- (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。
- (2) 金融支援等
災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。
主な融資金は次のとおりである。

資金名	資金の種類	融資対象	備 考
農林漁業セーフティネット資金（農業関係）	農林漁業経営の維持・安定・再建資金	災害により必要とする資金	借入れの際は、罹災証明等が必要となります。

注）申込みは、天災資金については農業協同組合、金融機関等へ、株式会社日本政策金融公庫資金については株式会社日本政策金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関へ行う。